

ウガンダ共和国  
首相府  
アムル県 ヌウォヤ県

## ウガンダ国

# アムル県国内避難民帰還促進のための コミュニティ開発計画策定 支援プロジェクト

## モニタリング報告書 (要約)

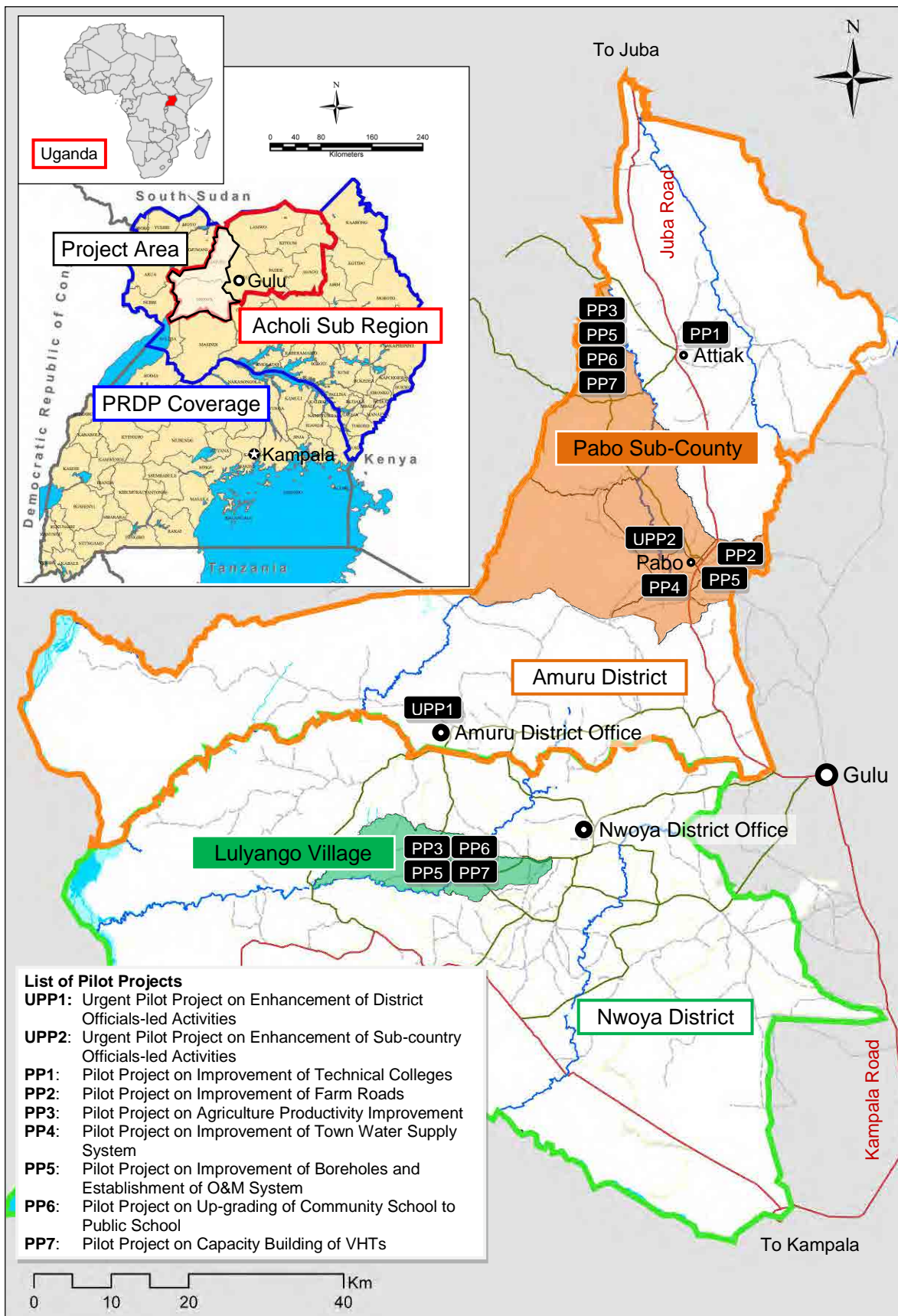
2012 月 2 月  
(平成 24 年)

独立行政法人  
国際協力機構 (JICA)

NTC インターナショナル株式会社

基盤
JR
12-013





プロジェクトサイト位置図

略語表

AIDS	:	Acquired Immune Deficiency Syndrome
CAO	:	Chief Administrative Officer
CDO	:	Community Development Officer
CPAR	:	Canadian Physicians for Aid and Relief
DDP	:	District Development Plan
DEO	:	District Education Officer
DTPC	:	District Technical Planning Committee
EVI	:	Extremely Vulnerable Individual
HC	:	Health Center
HH	:	Household
HIV	:	Human Immunodeficiency Virus
HLG	:	Higher Local Government
IDP	:	Internally Displaced Person
IPF	:	Indicative Planning Figure
JICA	:	Japan International Cooperation Agency
LC	:	Local Council
LGBFP	:	Local Government Budget Framework Paper
LGMSDP	:	Local Government Management Service Delivery Project
LLG	:	Lower Local Government
LRA	:	Lord's Resistance Army
M/M	:	Minutes of Meetings
MoES	:	Ministry of Education and Sports
MoFPED	:	Ministry of Finance, Planning and Economic Development
MoLG	:	Ministry of Local Government
MTEF	:	Mid-Term Expenditure Framework
NAADS	:	National Agricultural Advisory Services
NDP	:	National Development Plan
NGO	:	Non-Governmental Organization
NPA	:	National Planning Authority
NUREP	:	Northern Uganda Rehabilitation Programme
NUTI	:	Northern Uganda Transition Initiative
O&M	:	Operation and Maintenance
OPM	:	Office of the Prime Minister
PCR	:	Pupil Classroom Ratio
PER	:	Public Expenditure Review
PP	:	Pilot Project
PRDP	:	Peace, Recovery and Development Plan for Northern Uganda
PTA	:	Parent-Teacher Association
PTR	:	Pupil Teacher Ratio
PU	:	Planning Unit
SCDP	:	Sub-county Development Plan
STPC	:	Sub-county Technical Planning Committee
S/W	:	Scope of Work
SWG	:	Section Working Group
SWOT	:	Strengths, Weaknesses, Opportunities and Threats
TRK	:	Tee Rwot Kweri
UGX	:	Uganda Shilling
UNDP	:	United Nations Development Programme
UNHCR	:	United Nations High Commissioner for Refugees
UNRA	:	Uganda National Road Authority
USAID	:	United States Agency for International Development
VHT	:	Village Health Team
WHO	:	World Health Organization
WS	:	Work Shop
WUC	:	Water User Committee

プロジェクトサイト位置図  
略語表

目次

<b>第 1 章 序章</b> .....	<b>1-1</b>
1.1 調査概要.....	1-1
1.1.1 背景.....	1-1
1.1.2 目的.....	1-1
1.1.3 対象地域.....	1-1
1.1.4 調査工程.....	1-2
1.2 開発モデルの概要.....	1-2
1.2.1 開発モデル構築の基本方針.....	1-2
1.2.2 コミュニティの類型化.....	1-3
1.2.3 類型別開発目標の設定.....	1-3
1.2.4 類型別開発シナリオ.....	1-3
1.2.5 プロジェクトの設定.....	1-4
1.3 開発計画策定および実施のためのマニュアルについての基本方針.....	1-4
1.4 第 2 年次調査の実施方針.....	1-5
1.5 本報告書の構成.....	1-7
<b>第 2 章 モニタリングおよび開発モデルの検証</b> .....	<b>2-1</b>
2.1 緊急パイロットプロジェクトのモニタリング.....	2-1
2.1.1 緊急パイロットプロジェクトの概要.....	2-1
2.1.2 施設の利用状況.....	2-6
2.1.3 施設建設による事業効果.....	2-8
2.1.4 施設の運営・維持管理体制.....	2-12
2.1.5 施設の維持管理状況.....	2-18
2.2 パイロットプロジェクトのモニタリング.....	2-21
2.2.1 生産・生計セクター.....	2-21
2.2.2 給水セクター.....	2-34
2.2.3 教育セクター.....	2-43
2.2.4 保健セクター.....	2-49
2.3 開発モデルの妥当性の検証.....	2-54
2.3.1 短期開発目標値の達成度.....	2-54
2.3.2 定住化指標による開発モデル妥当性の検証.....	2-55
<b>第 3 章 他県への展開に向けた実施体制の検討</b> .....	<b>3-1</b>
3.1 ウガンダ国の行政システム概要.....	3-1
3.1.1 ウガンダ国の地方行政システム.....	3-1
3.1.2 県の開発計画策定プロセス.....	3-1
3.1.3 開発計画策定上の中央省庁の役割とガイドライン.....	3-2
3.2 アムル県およびヌウォヤ県の問題点.....	3-7
3.2.1 コミュニティ開発計画の策定段階.....	3-8
3.2.2 開発計画の実施および運営・維持管理段階.....	3-9
3.3 アムル県およびヌウォヤ県への対応策の検討.....	3-10
3.3.1 開発計画策定段階.....	3-10
3.3.2 開発計画の実施、運営・維持管理段階.....	3-10

<b>第 4 章 開発計画の策定および実施のためのマニュアルの改訂</b> .....	<b>4-1</b>
4.1 ウガンダ国ガイドラインとマニュアルの比較.....	4-1
4.1.1 ウガンダ国のガイドライン.....	4-1
4.1.2 マニュアルのコンセプト.....	4-1
4.2 マニュアルの改訂.....	4-2
4.2.1 マニュアルにおける主要項目と実施主体.....	4-2
4.2.2 マニュアル改訂版（第 2 版）.....	4-3
<b>第 5 章 緊急パイロットプロジェクトの瑕疵検査</b> .....	<b>5-1</b>
5.1 基本事項.....	5-1
5.1.1 配慮事項.....	5-1
5.1.2 実施手順.....	5-1
5.1.3 実施日.....	5-2
5.1.4 参加者.....	5-2
5.2 瑕疵検査・補修工事結果.....	5-2
<b>第 6 章 教訓・提言</b> .....	<b>6-1</b>
6.1 緊急パイロットプロジェクトから得られた教訓と提言.....	6-1
6.1.1 施設計画・設計段階.....	6-1
6.1.2 予定価格設定段階.....	6-2
6.1.3 業者選定段階.....	6-2
6.1.4 施工監理段階.....	6-3
6.1.5 瑕疵検査段階.....	6-4
6.1.6 運営・維持管理段階.....	6-4
6.2 パイロットプロジェクトから得られた教訓と提言.....	6-5
6.2.1 生産・生計セクター.....	6-5
6.2.2 給水セクター.....	6-7
6.2.3 教育セクター.....	6-9
6.2.4 セクター共通.....	6-9

## 添付資料

Annex 1 :	緊急パイロットプロジェクトの現況比較写真
Annex 2 :	パイロットプロジェクトの現況比較写真
Annex 3 :	マニュアル改訂版（第 2 版）
Annex 4 :	瑕疵検査結果および補修内容

## 図表目次

図 1.2.1	サブカウンティ・オフィスの有無および村の立地条件に基づく類型 .....	1-3
図 1.2.2	類型別開発目標 .....	1-3
図 1.4.1	類型別開発目標 .....	1-5
図 2.1.1	アムル県多目的ホール外観 .....	2-2
図 2.1.2	パボ・パブリックホール外観 .....	2-3
図 2.1.3	アムル・職員宿舎外観 .....	2-4
図 2.1.4	パボ・職員宿舎外観 .....	2-4
図 2.1.5	パボ・揚水機場外観 .....	2-5
図 2.1.6	宿舎の電気設備 .....	2-7
図 2.1.7	宿舎内部 .....	2-7
図 2.1.8	給水スタンド（パボ） .....	2-7
図 2.1.9	作業風景 .....	2-8
図 2.1.10	PA 活用風景 .....	2-8
図 2.1.11	ホールで作業する職員 .....	2-9
図 2.1.12	作業風景 .....	2-10
図 2.1.13	無線インターネット設備 .....	2-10
図 2.1.14	施設周辺のガーデニング .....	2-10
図 2.1.15	事務所風景 .....	2-10
図 2.1.16	UNDP 主催ワークショップ .....	2-12
図 2.1.17	職業訓練センター .....	2-15
図 2.1.18	アムル県の給水施設外観 .....	2-18
図 2.2.1	各実施主体とその役割 .....	2-22
図 2.2.2	ワークショップ利用状況 .....	2-24
図 2.2.3	裁縫クラス実習風景 .....	2-24
図 2.2.4	技術訓練校卒業後の希望就業先 .....	2-24
図 2.2.5	運営管理体制図（2011年8月） .....	2-25
図 2.2.6	各実施主体とその役割 .....	2-27
図 2.2.7	各実施主体とその役割 .....	2-31
図 2.2.8	種子（ゴマ）の再配布についての台帳記録 .....	2-33
図 2.2.9	各実施主体とその役割 .....	2-35
図 2.2.10	水利費台帳 .....	2-37
図 2.2.11	ラムウオ県の水キオスク .....	2-37
図 2.2.12	ラムウオ県における水キオスクによる水販売システム .....	2-38
図 2.2.13	各実施主体とその役割 .....	2-40
図 2.2.14	各実施主体とその役割 .....	2-45
図 2.2.15	共同作業による教室増築 .....	2-46
図 2.2.16	各実施主体とその役割 .....	2-50
図 2.2.17	VHT による家計調査の記録 .....	2-52
図 2.2.18	VHT に対する調査票記入の様子 .....	2-52
図 2.2.19	VHT 活動のインパクト .....	2-53
図 2.3.1	定住化概念図 .....	2-54
図 3.1.1	ウガンダ国の地方行政システム .....	3-1
図 3.1.2	開発計画における関係省庁・機関の役割と策定手順 .....	3-3
図 5.1.1	実施手順フロー .....	5-1

表 1.2.1	短期目標および長期目標に対するプロジェクト	1-4
表 2.1.1	プロジェクト概要と整備された施設	2-1
表 2.1.2	職員用宿舎入居者一覧	2-6
表 2.1.3	職員用宿舎入居者一覧	2-7
表 2.1.4	期待された効果および現況	2-8
表 2.1.5	期待された効果および現況	2-9
表 2.1.6	期待された効果および現況	2-9
表 2.1.7	期待された効果および現況	2-11
表 2.1.8	期待された効果および現況	2-11
表 2.1.9	多目的ホールの使用料	2-13
表 2.1.10	コンセプトペーパーの内容	2-14
表 2.1.11	パブリックホールの使用料	2-16
表 2.1.12	問題点および要因分類一覧	2-19
表 2.1.13	問題点および要因分類一覧	2-19
表 2.1.14	問題点および要因分類一覧	2-19
表 2.1.15	問題点と要因分類一覧	2-20
表 2.1.16	問題点と要因分類一覧	2-20
表 2.2.1	パイロットプロジェクト概要	2-21
表 2.2.2	道路整備前後の交通量の変化	2-28
表 2.2.3	道路整備後の交通量（2011年12月6日～8日の3日間および定期市の日）	2-28
表 2.2.4	水利費一覧（2010年）	2-36
表 2.2.5	水利費一覧（2011年）	2-36
表 2.2.6	水利費徴収状況	2-41
表 2.2.7	コミュニティスクールの児童数の変化	2-46
表 2.2.8	PCR および PTR の変化（隣接するトランジットサイトの公立小学校）	2-46
表 2.2.9	コミュニティスクールの児童数の変化	2-46
表 2.2.10	PTA の協議内容	2-47
表 2.2.11	教師への給与	2-47
表 2.2.12	公立化のプロセスと対象コミュニティの実施段階	2-48
表 2.2.13	VHT 講習概要と実際の活動内容	2-52
表 2.2.14	VHT によるコミュニティからの情報収集項目	2-52
表 2.3.1	セクター別短期開発目標値の達成度（2011年12月現在）	2-55
表 2.3.2	定住化指標（案）とモニタリング項目	2-55
表 2.3.3	調査結果概要	2-56
表 3.1.1	行政レベルごとの DDP 策定に係る関係者とその役割一覧	3-3
表 3.1.2	DDP 策定手順と成果品一覧	3-4
表 3.1.3	開発計画策定のための手順と成果品一覧	3-5
表 3.1.4	行政レベルごとの関係者とその役割一覧	3-6
表 3.1.5	ボトムアップアプローチによる計画策定手順と成果品一覧	3-7
表 3.2.1	活用可能な既存データベース一覧	3-9
表 3.3.1	課題への対応策	3-10
表 3.3.2	各段階における課題と対応策	3-10
表 4.2.1	開発計画の策定と実施に係る実施主体とその役割一覧	4-2
表 5.1.1	各 LOT の瑕疵期間期限一覧	5-1
表 5.1.2	各 LOT の状況確認調査および最終確認調査実施日一覧	5-2
表 5.1.3	状況確認調査および最終確認調査参加者一覧	5-2
表 6.2.1	プロジェクトレベル分析	6-7
表 6.2.2	維持管理項目ごとに必要な費用およびその時期	6-8
表 6.2.3	維持管理費用およびケアテーカーへの支払金額	6-8



## 第1章 序章

### 1.1 調査概要

#### 1.1.1 背景

ウガンダ北部地域は1980年代以降、「神の抵抗軍（Lord's Resistance Army: LRA）」を始めとした武装勢力により、20年以上紛争状態におかれてきた。その間、紛争の影響により社会インフラへの投資が停止したため、南部地域に比べて開発が遅れ、200万人とも言われる国内避難民（Internally Displaced Persons: IDP）が生じ、地方政府の機能は事実上停止した。しかし、2006年からLRAとの和平交渉が開始されたことで、ウガンダ国内における武力衝突は激減し、治安は著しく改善された。それに伴い、ウガンダ北部は緊急・人道支援から復興・開発フェーズへと移行しつつあるが、IDPの帰還・定住促進、コミュニティの活性化、地方政府の行政能力の回復など多くの課題が残されている。

ウガンダ政府は2007年10月に北部復興開発計画（Peace Recovery and Development Plan for Northern Uganda: PRDP）を作成した。2008年7月、ウガンダ政府から我が国に対し、北部地域の復興支援が要請された。これを受け、JICAは2009年1～2月に協力準備調査を実施し、この調査でアムル県（分割後の新アムル県およびヌウォヤ県）のアチョリ地域における帰還支援の必要性が高いことが確認された。また、2009年4月に行われた第2次協力準備調査では、帰還定住を支援する上で、(1) 帰還先コミュニティの生活基盤整備および生活改善、(2) 帰還先コミュニティへの公共/社会サービスの普及活動の強化が緊急課題であることを確認した。同準備調査団は、本格調査実施にあたり必要とされる先方政府の要請、調査範囲、調査内容等を現地調査および協議により確認し、2009年4月24日にScope of Work (S/W)、Minutes of Meetings (M/M)の署名交換を行った。本プロジェクトは同S/Wに基づき実施されるものである。

#### 1.1.2 目的

本プロジェクトの目的は以下の3点である。

- (1) アムル県（分割後の新アムル県およびヌウォヤ県）のサブカウンティ毎のコミュニティプロフィールを作成する。
- (2) 特定コミュニティである「ルリヤンゴ」村、「パボ」サブカウンティにおいて、帰還先コミュニティの生活基盤整備および生活改善、帰還先コミュニティへの公共/社会サービスの普及活動の強化を行い、IDPの帰還および定住の促進を支援し、効果を評価する。  
なお、特定コミュニティは、JICAが2009年1～2月に実施した協力準備調査および2009年4月に実施した第2次協力準備調査の過程で選出された。
- (3) 上記を踏まえ、今後の展開を考える上で必要となる知見を取りまとめる。

#### 1.1.3 対象地域

対象地域は、アムル県（分割後の新アムル県およびヌウォヤ県）内のコミュニティとする。ま

たルリャンゴ村、パボサブカウンティに位置するコミュニティを特定コミュニティとする。

アムル県は、2006年にグル県より分割されてできた新しい県であったが、その後、2010年7月に、新アムル県およびヌウォヤ県に分割された。アムル県を構成していた2つのカウンティのうち、北側のキラク・カウンティが新アムル県、南側のヌウォヤ・カウンティがヌウォヤ県となった。同様に、アチョリ地域全域においても、キトゥグム県が新キトゥグム県およびラムウォ県に、パデール県が新パデール県およびアガゴ県に、それぞれ分割された。

#### 1.1.4 調査工程

本プロジェクトは2009年8月から2011年3月までの第1年次および2011年4月から2011年12月までの第2年次で実施された。各年次の主な活動を下表に示す。

第1年次：2009年8月～2011年3月	第2年次：2011年4月から2012年2月
<ul style="list-style-type: none"> <li>▪ 調査対象地域の現状把握</li> <li>▪ コミュニティプロフィールの作成</li> <li>▪ 緊急パイロットプロジェクトの実施</li> <li>▪ コミュニティの類型化</li> <li>▪ 特定コミュニティのコミュニティ開発計画策定</li> <li>▪ 優先プロジェクトの選定</li> <li>▪ パイロットプロジェクトの実施</li> <li>▪ 技術移転</li> <li>▪ 開発計画策定および実施のためのマニュアルの策定（【1.3 開発計画策定および実施のためのマニュアル】参照）</li> <li>▪ 最終報告書の作成</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>▪ パイロットプロジェクトのモニタリング・評価</li> <li>▪ 他県への展開に向けた実施体制の検討</li> <li>▪ モニタリングレポートの作成</li> </ul>

## 1.2 開発モデルの概要

本コミュニティ開発計画の策定において、まず、調査対象地域での現況調査とコミュニティプロフィールの結果をもとに、コミュニティの類型化を行った。次に、2015年の短期開発ビジョン（「定住化」）を達成するための類型別短期目標と2030年の長期開発ビジョン（「平和で繁栄し自立発展する地域社会の構築」）を達成するための類型別長期目標を設定した。この目標に沿って行政、生産・生計、給水、教育、保健、生活の各セクターにおける短期と長期開発シナリオを設定した。これら一連の開発計画策定のプロセスを開発モデルと呼ぶこととする。

### 1.2.1 開発モデル構築の基本方針

開発モデル構築の基本方針を以下に示す。

- (1) 帰還先における基礎インフラ整備と生計向上、IDP キャンプ周辺における商業活性化によって定住化を支援する。
- (2) 短期開発ビジョンを「定住化」、長期開発ビジョンを「平和で繁栄し自立発展する地域社会の

構築」とする。

- (3) 「生産・生計」と「基礎インフラ」の2つを軸とした短期開発目標（2015年）と長期開発目標（2030年）を設定する。
- (4) 上位計画戦略目標で設定されたセクターとの整合性を図る。
- (5) 人道支援フェーズから復興支援フェーズへ移行した開発内容とする。

### 1.2.2 コミュニティの類型化

コミュニティプロフィール調査結果を用いて、地域特性の分析を行い、開発計画の基礎単位となる村の類型化手法を検討した。その結果、「サブカウンティ・オフィスの有無」および「村の立地条件」を基準とした、下図に示す類型化手法を採用した。

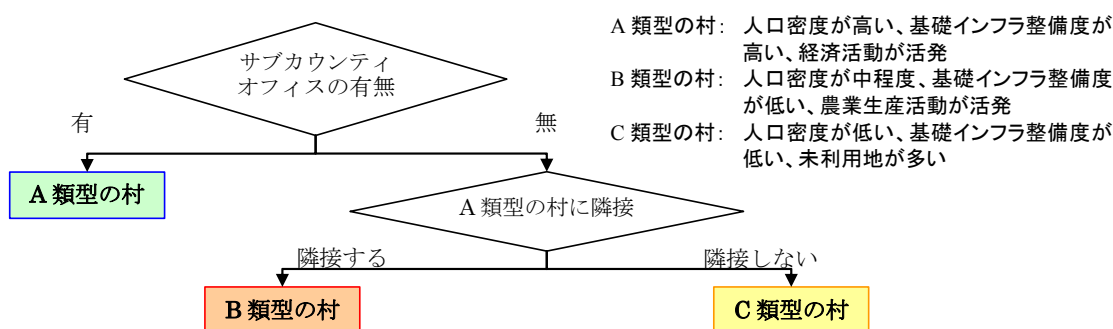


図 1.2.1 サブカウンティ・オフィスの有無および村の立地条件に基づく類型

### 1.2.3 類型別開発目標の設定

上記の開発モデルの基本方針（3）で示した通り、短期開発目標として2015年までに「農業生産向上による自給の達成」と「最低限の基礎インフラへのアクセス」を目指し、長期開発目標として2030年までに「安定的な生計向上」と「十分な基礎インフラへのアクセス」の達成を目指す。それぞれの目標を達成するために、類型別短期開発目標と長期開発目標を図の通り設定した。

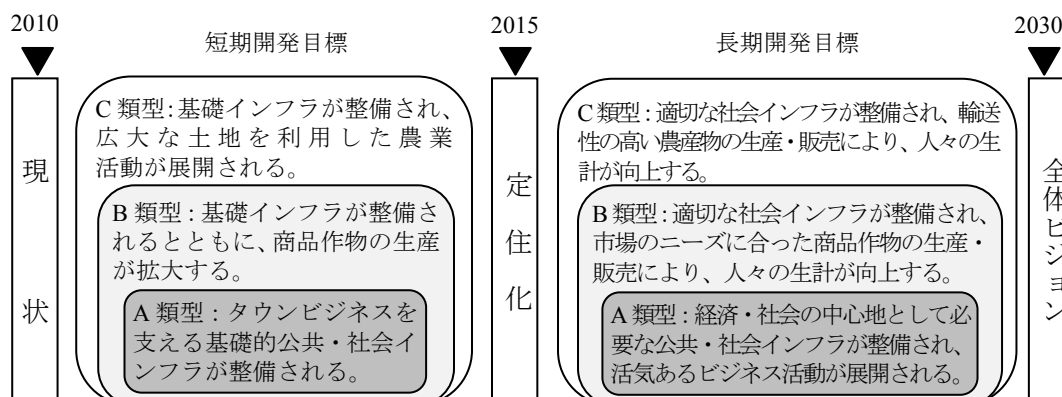


図 1.2.2 類型別開発目標

### 1.2.4 類型別開発シナリオ

類型毎に下記に示す短期および長期開発目標の達成のために、開発シナリオを設定した。

A 類型：「タウンビジネスを支える基礎的公共・社会インフラが整備される」という A 類型の短期開発目標と「経済・社会の中心地として発展し、活気あるビジネス活動が展開される」という長期開発目標の達成のために、セクター別開発シナリオを設定した。

B 類型：「基礎インフラが整備されるとともに、商品作物の生産が拡大する」という B 類型の短期開発目標と「適切な社会インフラが整備され、市場のニーズに合った商品作物の生産・販売により、人々の生計が向上する」という長期開発目標の達成のために、セクター別開発シナリオを設定した。

C 類型：「基礎インフラが整備され、広大な土地を利用した農業活動が展開される」という C 類型の短期開発目標と「適切な社会インフラが整備され、輸送性の高い農産物の生産・販売により、人々の生計が向上する。」という長期開発目標の達成のために、セクター別開発シナリオを設定した。

### 1.2.5 プロジェクトの設定

下表に短期および長期の目標を達成するためのプロジェクトを類型毎およびセクター毎に示す。

表 1.2.1 短期目標および長期目標に対するプロジェクト

類型	セクター	プロジェクト	
		短期開発 (2015 年)	長期開発 (2030 年)
A 類型	行政	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 県行政官活動活性化</li> <li>・ サブカウンティ行政官活動活性化</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ パリッシュ集会場整備</li> <li>・ 地域リソースマップ活用</li> </ul>
	生計・生産	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 技術訓練校改善</li> <li>・ 中央市場改善</li> <li>・ 農産物流通路改善</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 第 2・3 次産業活性化</li> <li>・ 中央市場規模拡大</li> <li>・ マーケティング情報網確立</li> </ul>
	給水	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 簡易水道環境改善</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 都市給水環境改善</li> </ul>
	教育	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 中学校施設改善</li> <li>・ 小学校施設改善</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 中学校進学率向上</li> <li>・ 小学校整備</li> </ul>
	保健	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ リファール体制確立</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ HCIII 以上の施設改善</li> </ul>
	生活	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 家庭衛生改善</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 地域清掃活動推進</li> </ul>
B 類型	生計・生産	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 商品作物生産振興</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 共同集出荷農民組織化</li> <li>・ 共同集出荷場整備</li> </ul>
	給水	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 井戸整備と維持管理体制強化</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 井戸整備と維持管理体制強化</li> </ul>
	教育	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ コミュニティスクールの公立化支援</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 小学校整備</li> </ul>
	保健	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ VHT 能力強化</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ HCII 整備</li> </ul>
	生活	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 栄養改善</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 家庭衛生改善</li> </ul>
C 類型	生計・生産	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 穀物生産性向上</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 共同集出荷農民組織化</li> <li>・ 共同集出荷・加工促進</li> </ul>
	給水	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 井戸整備と維持管理体制強化</li> </ul>	
	教育	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ コミュニティスクールの公立化支援</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 小学校整備</li> </ul>
	保健	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ VHT 能力強化</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ HCII 改善</li> </ul>
	生活	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 栄養改善</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 家庭衛生改善</li> </ul>

### 1.3 開発計画策定および実施のためのマニュアルについての基本方針

IDP の帰還を促進し、帰還先コミュニティでの住民の定住化を支援していくためには、有用な開発計画を策定するとともに、効果的に事業を展開していくことが求められる。「開発計画策定および実施のためのマニュアル」は、開発計画策定および活用法に関する指針を示すものである。なお、本プロジェクトのファイナルレポートではガイドラインと記載されていたが、ウガン

ダ国地方自治省 (Ministry of Local Government: MoLG) 作成のガイドラインとの混同を避けるため、マニュアルに改めた。

本マニュアルは、主たる利用者として県およびサブカウンティ職員とパリッシュチーフを想定し、利用者がその内容に従って作業を実施すれば、地域ニーズに即した開発計画の策定、実施、運営維持管理が可能となること目途に作成したものである。

他方、ウガンダ国政府が作成した開発計画策定に関するガイドラインが存在するが、このガイドラインはボトムアップアプローチやセクターワイドアプローチによる開発計画策定の大枠と予算取りの手順を示したものであり、具体的な開発計画策定方法については記載されていない。そのため、実際には予算要求のためにトップダウンで指示された事業の羅列となっている。また、各地方自治体には開発計画策定に必要な基本情報の蓄積もないことから、地域のニーズに即した開発計画が策定されていないのが現状である。

そこで、本マニュアルは、ウガンダ国作成のガイドラインを補完することを目指し、実践的な開発計画策定および実施の方法を示すものとする。

なお、本マニュアルは第2版であり（初版は2011年3月作成）、対象とするコミュニティの変化に応じ、さらに改訂を重ねていくことを前提としている。

#### 1.4 第2年次調査の実施方針

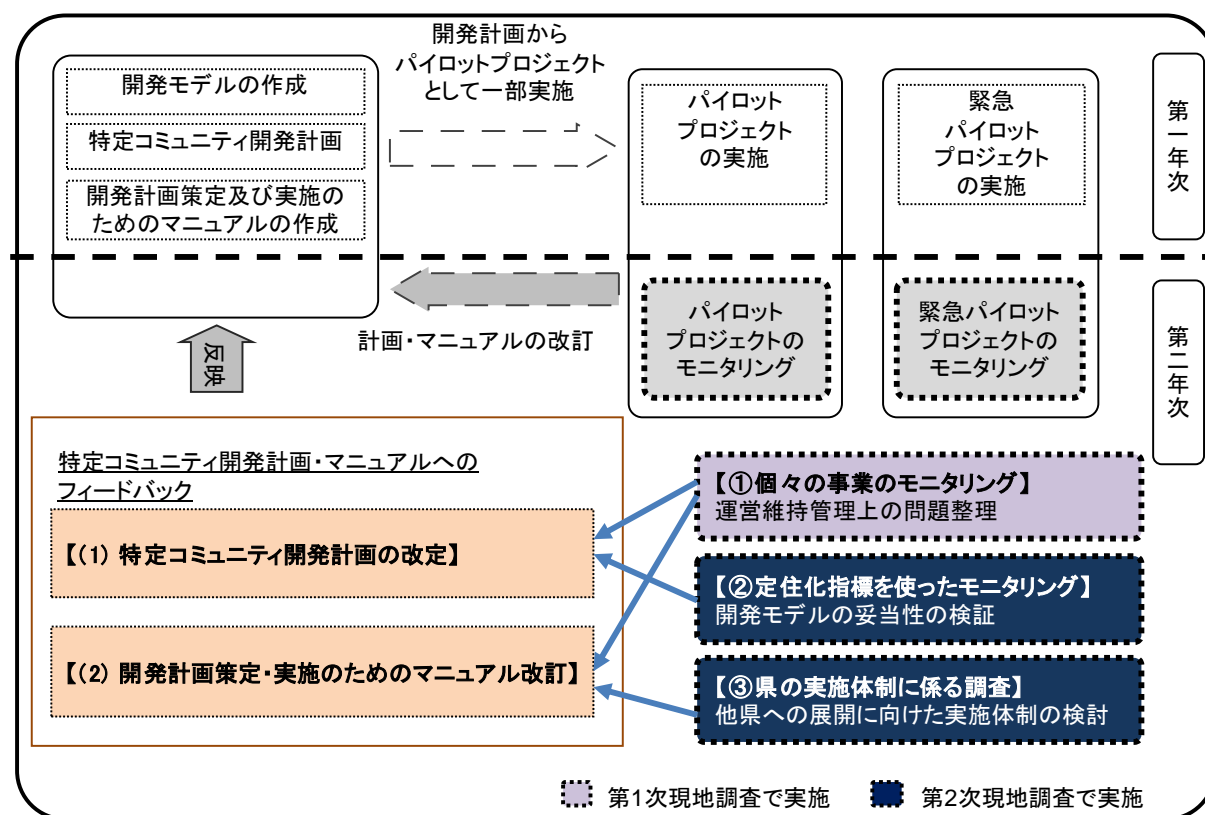


図 1.4.1 類型別開発目標

第1年次調査は、特定コミュニティであるパボサブカウンティおよびルリャンゴ村で策定され

た開発計画のうち、一部がパイロットプロジェクト（PP）として開始された。第2年次調査では各PPのモニタリングを通じ、最終的に以下の項目を実施する。

### (1) 特定コミュニティ開発計画の改訂

開発モデルの妥当性の検証および個々の事業の運営上の問題点を整理・分析し、その結果を踏まえ特定コミュニティの開発計画で策定されたプロジェクトの実施体制にフィードバックする。

### (2) 開発計画策定および実施のためのマニュアルの改訂

本マニュアルは、主たる利用者として県およびサブカウンティ行政官を想定し、記載した内容に従って作業を実施すれば、地域ニーズに即した開発計画の策定、実施、運営維持管理が可能となること目途に作成したものである。

前述のように、開発計画およびマニュアルの改訂に必要な作業は①個々の事業のモニタリング、②定住化指標を使ったモニタリング（開発モデルの妥当性検証）、③県の実施体制に係る調査（他県への展開に向けた実施体制の検討）の3つで、下記に具体的な作業項目を示す。

#### ①個々の事業のモニタリング

PPでは、技術訓練校の整備、コミュニティスクールの公立化、農業生産向上、給水施設整備、VHTの能力強化等のプロジェクトを実施したが、開始後約1年を経て顕在化したプロジェクト運営上の問題点を明確にする。

#### ②定住化指標を使ったモニタリング（開発モデルの妥当性検証）

本プロジェクトの開発計画では、短期目標として2015年までに「定住化」、2030年までに県が定める上位目標「平和で繁栄し、自立発展するコミュニティ」を目指し、地域特性に合わせて生産・生計、教育、給水、保健、生活の各セクターの包括的改善を図る開発モデルを提案した。

そこで、開発モデルの妥当性を検証するために、PP実施によって第一段階の短期目標である「定住化」がどの程度達成されたかを評価し、開発計画の有効性を計る。

モニタリングでは生産・生計、給水、教育のマルチセクターで包括的にプロジェクトを実施したチェリ村とルリャンゴ村において、4セクターの指標について調査するとともに、定住化に係る総合指標を使って、対象コミュニティにおける「定住化」促進効果を計る。

#### ③県の実施体制に係る調査（他県への展開に向けた実施体制の検討）

第1年次で策定したマニュアルは、調査団が中心となって提案したため、第2年次では主たる利用者である県行政官（特にプランナー、コミュニティ開発担当職員（Community Development Officer: CDO）等）とサブカウンティ行政官に聞き取り等を行い、本マニュアルの使い勝手や現状の計画策定プロセスとの整合性を調査し、調査結果を本マニュアルに反映させる。

また、本マニュアルで策定した実施体制は様々な関係者で構成されているが、開発計画策定および計画実施の各段階で直接関与するアクターについては限定的でそれぞれの組織により異なるため（県の開発計画策定については県行政官、リソースマップ作成についてはパリッシュ職員、

給水施設維持管理についてはサブカウンティ職員等)、対象両県庁およびパボサブカウンティで聞き取り調査を行い、策定された実施体制の構築可能性を確認する。

## 1.5 本報告書の構成

本報告書は全 5 章で構成されている。第 1 章では主に第 1 年次までの活動、第 2 章では各 PP の概要、モニタリングおよび評価・分析結果を記している。第 3 章では、ウガンダ北部アチョリ地域各県の地方行政システムは同様であるとの前提のもと、コミュニティ開発計画の策定および実施、運営・維持管理体制についての現在の問題点を抽出する事により、第 1 年次で作成した開発モデルのアチョリ地域各県への展開に向けた教訓と課題を整理する。第 4 章では、第 2 章および第 3 章を踏まえた「開発計画策定および実施のためのマニュアル」の改訂のポイントを記している。第 5 章では、緊急パイロットプロジェクトの瑕疵検査について記している。第 6 章では、第 2 年次のモニタリングを通して得られた教訓・提言を記している。

## 第2章 モニタリングおよび開発モデルの検証

### 2.1 緊急パイロットプロジェクトのモニタリング

#### 2.1.1 緊急パイロットプロジェクトの概要

緊急パイロットプロジェクト（PP）は、【1.2.5 プロジェクトの設定】で示した A 類型の行政セクターに区分された「県行政官活動活性化プロジェクト」および「サブカウンティ職員活動活性化プロジェクト」として実施された。以下に、整備された施設を示す。

表 2.1.1 プロジェクト概要と整備された施設

プロジェクト名	短期開発（2015年）	対象	整備された施設
県行政官活動活性化プロジェクト	県行政官用施設の整備と継続利用、県コミュニティ施設の整備と有効利用	アムル県庁	<ul style="list-style-type: none"> <li>多目的ホール（Lot 1）</li> <li>職員用宿舎（Lot 3）</li> <li>給水施設（Lot 5）</li> </ul>
サブカウンティ行政官活動活性化プロジェクト	サブカウンティ行政官用施設整備と継続利用	ヌウォヤ県パボサブカウンティ	<ul style="list-style-type: none"> <li>多目的ホール（Lot 2）</li> <li>職員用宿舎（Lot 4）</li> <li>給水施設（Lot 5）</li> </ul>

次に、LOT1～LOT5 までの各緊急 PP の実施概要を以下に示す。また、供用開始直後と現況との比較写真を Annex 1 に示す。

#### LOT1；アムル県多目的ホール

場所	アムル県庁
背景・目的	<p>アムル県の行政機能の強化の一環として、会議場、伝統行事開催、事務室等に利用される多目的集会場を建設する。</p> <p><u>施設の必要性</u></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>現在の県庁には会議室スペースが全く無く、大規模な会議やワークショップの開催が困難である。また伝統的な行事やセレモニーを催す屋内施設を伴った場所が無くこれら行政サービス活動の場の創設が求められている。</li> <li>事務所スペースが不足しており、特にコミュニティ開発関連の事務所スペースが不足しているため、併せて追加・拡充を図る必要がある。</li> <li>住民の啓蒙・民生の向上のために、映画、ビデオ等が鑑賞できる施設を確保する。</li> <li>全県の学生の合唱・スピーチ大会等の発表会のスペースを確保する。</li> <li>農産物、地元特産の工芸品などの品評会の開催スペースを確保する。</li> <li>地方の踊り、民謡など県内全体での伝統行事が開催できる施設を確保する。</li> <li>現在使用されている食堂は仮設のものがあるが、これを恒久的なものとし、簡単な売店も設置することにより、職員その他、施設利用者の利便を図る。</li> </ul>
施設概要	<p>施設概要：多目的ホール 1、事務室 2 部屋、倉庫・トイレ・食堂 20.0m×40.0m=800.0m<sup>2</sup></p> <p>構造： 柱梁：鉄筋コンクリート 壁：コンクリートブロック積 屋根：鉄骨トラス+トタン材</p> <p>付帯施設：フェンス、排水処理施設、給水設備、自家発電施設、太陽光発電施設 供与資材：PA システム 1 式、事務用机椅子 10 セット、折たたみ机 20、プラスチック椅子 300、事務室用カーテン 1 式</p>
実施体制	<p>関係機関の主な役割</p> <p>再委託先：多目的ホール他一連の建設工事 調査団：調査、計画・設計、入札、業者選定、施工監理、モニタリング、技術移転 県：施設レイアウト計画、用地準備、設計承認、入札・施工監理オブザーバー、施</p>



設運営・管理、中長期的モニタリング	
工事概要	契約番号 : JICA (UG) 11-24001-01 業者名 : Coil Ltd. (インド系、活動拠点はカンパラ) 工期 : 9 箇月間 (3/15~12/10) 契約金額 : 729,023.49US\$
期待される効果	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 県庁で開催される会議やイベントの数が増える。</li> <li>・ 県庁で開催される会議やイベントへの参加者が増える。</li> <li>・ 不足している事務所スペースが確保され活用される。</li> <li>・ 事務作業に必要な電気が供給される。</li> <li>・ 食堂をするスペースが十分確保され、利用者数が増える。</li> <li>・ 県民と行政との距離感が小さくなる。</li> <li>・ 継続的な施設運営体制が構築される。</li> </ul> 本緊急 PP 終了後は、アムル県が中心となり維持管理を行う。県はモニタリングを実施し、必要に応じて運営体制の調整、継続管理を行う。



図 2.1.1 アムル県多目的ホール外観

LOT2 ; パボ・パブリックホール

場所	パボサブカウンティ中心地
背景・目的	パボサブカウンティに行政機能強化の一環として公共・社会サービスの拠点となる施設を建設する。 施設の必要性 <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 現在のサブカウンティには十分な屋内スペースがなく、規模の比較的大きな会議やワークショップの開催が困難である。また伝統的な行事やセレモニーを催す屋内施設を伴った場所が無く、これら行政サービス活動の場の創設が求められている。</li> <li>・ 事務所スペースが不足している。特にコミュニティ開発、農業開発関連の事務所スペースが不足し、これより住民との接触が希薄であるため、これらの事務所の追加・拡充を図り、住民と行政の密接な関係を築く。</li> </ul>
施設概要	規模 : 集会場 1、事務室 2、倉庫 2、トイレ 1 $10.0m \times 55.0m = 550.0m^2$ 構造 : 柱・梁 : 鉄筋コンクリート 壁 : レンガブロック積 屋根 : 木材トラス+加工鉄板拭 付帯施設 : フェンス、排水処理施設、給水設備、太陽光発電施設 供与資材 : PA システム 1 式、事務用机椅子 15 セット、折たたみ机 10、プラスチック椅子 150、事務室用カーテン 1 式
実施体制	<u>関係機関の主な役割</u> 再委託先 : パブリックサービスホール他一連の建設工事 調査団 : 調査、計画・設計、入札、業者選定、施工監理、モニタリング、技術移転 県 : 計画参加、設計承認、入札・施工監理オブザーバー、中長期的モニタリング サブカウンティ : 計画参加、用地準備、工事状況モニタリング、施設運営管理、中長期的モニタリング
工事	契約番号 : JICA (UG) 11-24001-02

概要	業者名 : GQ Investments Ltd (ウガンダ系、活動拠点はカンパラ) 工期 : 9 箇月間 (3/22~12/17) 契約金額 : 699,977,580 UGX
期待される成果	<ul style="list-style-type: none"> <li>郡庁で開催される会議やイベントの数が増える。</li> <li>郡庁で開催される会議やイベントへの参加者が増える。</li> <li>不足している事務所スペースが確保され活用される。</li> <li>事務作業に必要な電気が供給され、夜間作業やパソコン等電子機器の使用が可能となる。</li> <li>県民と行政との距離感が小さくなる。</li> <li>継続的な施設運営体制が構築される。</li> </ul> 本緊急 PP 終了後は、パボサブカウンティが中心となり施設運営維持管理を行う。県／郡はモニタリングを併せて実施する。



図 2.1.2 パボ・パブリックホール外観

LOT3 ; アムル・職員宿舎

場所	アムル県県庁
背景・目的	<ul style="list-style-type: none"> <li>アムル県庁周辺に県行政官の住宅が無く、補助職を除く正規県行政官は全員グルから通っている状況にあり、片道 2 時間半以上の通勤時間を要している。</li> <li>これら通勤条件が健全な行政活動を行う上での阻害要因となっているため、職員住宅を供給することにより、労働環境の改善を図り、行政サービスの向上を図る。</li> </ul>
施設概要	1 戸当り 8.2m×7.4m=60m <sup>2</sup> 程度、職員住宅 4 棟 8 戸建設 構造 : 梁 : 鉄筋コンクリート 壁 : レンガブロック積 屋根 : 木材トラス+加工鉄板拭 付帯施設 : 排水処理施設、給水設備
実施体制	関係機関の主な役割 再委託先 : 職員宿舎の建設工事 調査団 : 調査、計画・設計、入札、業者選定、施工監理、モニタリング、技術移転 県 : 施設レイアウト計画、用地準備、設計承認、入札・施工監理オブザーバー、施設運営、長期的モニタリング
工事概要	契約番号 : JICA (UG) 11-24001-03 業者名 : Ibinonga Construction and General Merchandise (アチョリ系、活動拠点はグル) 工期 : 6 箇月間 (3/22~9/22) 契約金額 : 351,477,200 UGX
期待される成果	<ul style="list-style-type: none"> <li>オフィスへの出勤日数、勤務時間が増える。</li> <li>通勤にかかる負担 (時間、コスト、肉体的精神的) が軽減される。</li> <li>家族がアムル県に転居してきて、家族との時間が増える。</li> <li>継続的な施設運営体制が構築される。</li> </ul>



図 2.1.3 アムル・職員宿舎外観

LOT4 ; パボ・職員宿舎

場所	パボサブカウンティ中心地
背景・目的	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ パボサブカウンティには職員用の住宅が無く、補助職を除く多くの正規県行政官はグルから通っている状況にあり、片道約2時間通勤時間を要している。</li> <li>・ これら通勤条件が健全な行政活動を行う上での阻害要因となっているため、職員住宅を供給することにより、労働環境の改善を図り、行政サービスの向上を図る。</li> </ul>
施設概要	<p>1戸当り 8.2m×7.4m=60m<sup>2</sup>程度、職員住宅4棟8戸建設</p> <p>構造 :</p> <p>梁 : 鉄筋コンクリート</p> <p>壁 : レンガブロック積</p> <p>屋根 : 木材トラス+加工鉄板拭</p> <p>付帯施設 : 排水処理施設、給水設備</p>
実施体制	<p>関係機関の主な役割</p> <p>再委託先 : パブリックサービスホール他一連の建設工事</p> <p>調査団 : 調査、計画・設計、入札、業者選定、施工監理、モニタリング、技術移転</p> <p>県 : 計画参加、設計承認、入札・施工監理オブザーバー、中長期的モニタリング</p> <p>サブカウンティ : 計画参加、用地準備、工事状況モニタリング、施設運営管理</p>
工事概要	<p>契約番号 : JICA (UG) 11-24001-04</p> <p>業者名 : Stanhope Construction and General Merchandise (アチョリ系、活動拠点はグル)</p> <p>工期 : 6箇月間 (3/22~9/22)</p> <p>契約金額 : 346,652,000 UGX</p> <p>業者住所 : Plot 7, Ibrahim Olum Lane, Gulu</p>
期待される成果	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ オフィスへの出勤日数、勤務時間が増える。</li> <li>・ 通勤にかかる負担(時間、コスト、肉体的精神的)が軽減される。</li> <li>・ 家族がパボに転居してきて、家族との時間が増える。</li> <li>・ 継続的な施設運営体制が構築される。</li> </ul>



図 2.1.4 パボ・職員宿舎外観

LOT5；給水施設整備

場所	アムル県庁、パボサブカウンティ中心地
背景・目的	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 現状でアムル県庁およびパボサブカウンティにおいて給水設備がなく、事務所内のトイレや手洗いが機能していない状況にある。このため本緊急パイロットプロジェクトで水源を含めて給水施設の整備を行いLOT1～4の施設等公共施設を含めた県およびサブカウンティの施設に対して給水を行うものとする。</li> </ul>
施設概要	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 太陽光発電ポンプにより、新たに削井した井戸（1 箇所）および既設の井戸（1 箇所）より揚水、配水タンクより各施設に給水する。</li> </ul> <p>【アムル県県庁】</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>－井戸およびポンプ新設</li> <li>－太陽光発電設備設置</li> <li>－水槽 1 基交換</li> <li>－配管工事</li> </ul> <p>【パボサブカウンティ庁舎】</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>－既設機場建屋改修</li> <li>－既設ポンプ交換</li> <li>－太陽光発電設備設置</li> <li>－水槽 1 基交換</li> <li>－配管工事</li> </ul>
実施体制	<p><u>関係機関の主な役割</u></p> <p>再委託先 : パブリックサービスホール他一連の建設工事</p> <p>調査団 : 調査、計画・設計、入札、業者選定、施工監理、モニタリング、技術移転</p> <p>県 : 計画参加、設計承認、入札・施工監理オブザーバー、中長期的モニタリング</p> <p>郡 : 計画参加、用地準備、工事状況モニタリング、施設運営管理、中長期的モニタリング</p>
工事概要	<p>契約番号 : JICA (UG) 11-24001-05</p> <p>業者名 : DRACO(U) Ltd (イタリア系、活動拠点はカンパラ)</p> <p>工期 : 6 箇月間 (3/22～9/22)</p> <p>契約金額 : 273,282,104 UGX</p> <p>業者住所 : Plot 826,Jinja Road, Mukono District</p> <p>業者住所 : <a href="mailto:draco@infocom.co.ug">draco@infocom.co.ug</a></p>
期待される成果	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ アムル県庁の事務所に水が供給される。</li> <li>・ 各事務所から屋外トイレに行く必要がなくなる。</li> <li>・ 事務所で手洗い場が確保される。</li> <li>・ 行政用として水源が確保され、コミュニティ用に設置された井戸に頼らなくてよくなる。</li> <li>・ 継続的な施設運営体制が構築される。</li> </ul>



図 2.1.5 パボ・揚水機場外観

## 2.1.2 施設の利用状況

緊急 PP で整備された施設について、その利用状況を以下に記す。

### (1) アムル県庁：多目的ホール（LOT1）

県コミュニティ開発担当職員（Community Development Officer: CDO）からの聞き取りによれば、ホール部は週平均 3 回程度の利用状況であり、事務所部は平日、常に利用されているとのことであった。また、ホール部が利用されていない日や出席者が少ない集会等スペースがある場合には、県行政官がホール部側壁に設置したコンセント電源を利用し、PC を利用した作業スペースとしてホール部が利用されている。

計画段階では、キッチン・カフェテリアスペースは、当時県庁付近で不足気味であったレストラン等飲食スペースとして使用されることを見込んでいたが、現段階で利用されていない状況である。

正面玄関隣の一室は設計上、椅子や机を保管する倉庫として計画されていたが、職員事務室（Senior accounting assistant room）として利用されている。

供与資機材の PA システム、事務用机、折りたたみ机、事務所用カーテンは正常に使用されている。

### (2) アムル県庁：職員用宿舎（LOT3）

供用開始時に確認されているように、NUTI（Northern Uganda Transition Initiative）が建設した職員用宿舎を含めて各宿舎は入居者が指定され、8 棟 16 ユニットすべて入居済みである。職員用宿舎入居者は下表に示す通りで、1～4 BLOCK が JICA により建設された職員用宿舎となる。CAO の宿舎部屋を除き、他の職員用宿舎は、より多くの職員が利用できるように基本的に 2 人でルームシェアして利用されている。なお CAO 以外の職員はグルに家族が居住しているため、CAO 以外の宿舎部屋は平日のみ利用されている（土日はグルに帰宅）。

表 2.1.2 職員用宿舎入居者一覧

Block No.	Name of officer	Designation	Room-mate
1A	Kasule Martine	Chief Administrative Officer	
1B	Otim Filbert	Principal personnel Officer	Onen George
2A	Oweka Simon	Head of Finance	Nyeko Francis
2B	Arach Mildrade Susan	Senior Land Officer	
3A	Ochen D Willy	District Production Coordinator	Odora Oryem
3B	Okwarmoi Ben	District Education Officer	Obina Godfrey
4A	Dr. Odong Patrick Olwedo	District Health Officer	Okwanga John
4B	Okello Luis P'Abur	Senior Engineer/ Roads	Oduun Festers
5A	Luwita Raymond	Senior District Water Officer	Odera Jimmy
5B	Okello JB Olum	D/Community Development Officer	Komakech Santos
6A	Oyela Pauline	Senior Procurement Officer	
6B	Lanyero Joyce	Senior Education Officer	Fany Adinocan Mildred
7A	Obwona H. Moris	Clerk to Council	Latom Apollo
7B	Onen Pope	Natural Resources Manager	Olam Luis
8A	Okela Oboaz	District Internal Audit	Ojok Kenedy
8B	Oyoo Samson Ayonic	District Planner	Onen Anthony



CAO は家族で宿舎に入居し、室内にはテレビ等電化製品（図 2.1.6 参照）あり、キッチン部には食料が多く保管され、宿舎での生活が感じられる一方、他職員宿舎は主にベツトルームだけ利用されているようである。



図 2.1.6 宿舎の電気設備

### (3) パボサブカウンティ：公共／社会サービス拠点 (LOT2)

サブカウンティチーフおよびパリッシュチーフからの聞き取りによれば、パブリックホールについては、供用開始から 2011 年 11 月末までに、行政主催の会議、音楽祭、NGO・援助機関による研修、卒業式等を目的に、比較的規模の大きい利用が合計 37 回 47 日間あった。

事務所スペースについては、正面側はサブカウンティチーフ・パリッシュチーフをはじめとした行政職員の活動拠点として、反対側はサブカウンティ議員事務所スペースとして平日にフル活用されている。



図 2.1.7 宿舎内部

### (4) パボサブカウンティ：職員用宿舎 (LOT4)

第 1 次現地調査において既に確認されているように、2010 年 12 月以降は 4 棟 8 ユニット全てが入居済みで、アムル県と異なり家族単位で入居し日々活用されている（図 2.1.7 および表 2.1.3 参照）。

表 2.1.3 職員用宿舎入居者一覧

Block No.	Name of officer	Designation
1A	Kisembo Mathias	Community Development Officer (CDO)
1B	Opoka Francis	Assistant CDO
2A	Opira Robert	Senior Account Assistant
2B	Ajok Lillian	Parish Chief
3A	Komakech Micheal Comboni	Senior Assistant Secretary
3B	Ojera Christopher	LC III Chairman
4A	Ochola Charles Oloya	Parish Chief
4B	Akena Moses	Parish Chief

### (5) アムルおよびパボサブカウンティ：給水施設整備 (LOT5)

アムル県では、多目的ホール・職員宿舎・エンジニア部庁舎が配管接続され、日常的にポンプアップされた地下水が利用されている。

多目的ホールの屋外給水スタンドは周辺住民にも利用を許可し、毎日利用されていることが確認された。



図 2.1.8 給水スタンド (パボ)

パボで整備した給水施設は昨年と比較しても特に目立った機能的損傷は生じていない状況で、パブリックホール、職員宿舎および市街地給水スタンドでは給水が日々行われ施設利用されている。

### 2.1.3 施設建設による事業効果

緊急 PP で整備された施設について、その事業効果を以下に記す。

#### (1) アムル県庁：多目的ホール（LOT1）

計画時に期待された効果および今回のモニタリングを通じて確認された効果を下表に示す。

表 2.1.4 期待された効果および現況

計画時に期待された効果	モニタリング結果
県庁で開催される会議・イベントの数および参加者の増加	利用実績記録がなく定量的な評価はできないが、複数関係者からの聞き取り結果より、整備前と比較して大幅に会議・イベント数および参加者の増加が確認された。
不足事務所スペースの確保	施設整備に伴い4部署の作業執務スペースが確保され、約8人が事務所スペースで作業を行っている。
執務作業に必要な電気供給	電力アクセスが可能となったことにより、ホールおよび事務所で働く職員が常時PC、プリンターおよびコピーを使用して作業することが可能となった（図 2.1.9 参照）。
	ホールで実施される各種会議でPAシステム、PCおよびプロジェクターを利用したプレゼンテーションが行われるようになった（図 2.1.10 参照）。
	多目的ホール以外の県庁庁舎では未だ日常的に電気が使用可能な状態になく、ホール部が会議等で利用されていない時には、他部署の職員がホールに来て壁のソケットから電気をとりPCで作業している姿が見受けられた（図 2.1.11 参照）。
県民と行政との距離感が小さくなる	県民が参加するイベントや会議の機会が増え、県行政との関わりが増えた。
	当該施設はウガンダ北部でも最大規模の施設で、その存在が県民にも広く認知されている。県民のなかでも県行政拠点のシンボリック存在になりつつある。
継続的な施設運営体制が構築される。	県が主体で施設の運営・維持管理を行っている。現時点で顕著な問題は生じていないが、設備の補修等管理費用が必要になった場合、どれだけ迅速に県側で対応可能か課題は残る。



図 2.1.9 作業風景



図 2.1.10 PA活用風景

計画時には想定していないが、以下の効果が見られた。

- ・ 施設整備以前は、アムル県庁での電力アクセス事情を理由に、グルで執務を行う職員が多くみられたが、施設整備に伴い電力アクセスが改善され、アムル県庁でも PC を利用して作業を行う職員が多く確認された。



図 2.1.11 ホールで作業する職員

### (2) アムル県庁：職員用宿舎 (LOT3)

計画時に期待された効果および今回のモニタリングを通じて確認された効果を下表に示す。

表 2.1.5 期待された効果および現況

計画時に期待された効果	モニタリング結果
オフィスへの出勤日数、勤務時間が増える。	施設整備前と比較すると、職員の出勤日数および勤務時間が増え、行政機能の向上に寄与している。 施設整備前と比較すると改善がみられるものの、週の仕事初めである月曜日朝の出勤遅延やグルに滞在する日数の多い職員がいる等、依然課題はある。
通勤にかかる負担（時間、コスト、肉体的精神的）が軽減される。	往復約 3 時間要していた通勤時間がなくなり、行政サービスに割ける時間が大きく増えた。 ウガンダ北部ではガソリン価格の高騰の他、供給量も不足気味の状況であり、時間以外の負担軽減効果も大きい。例えば、施設整備前は、県民から県職員に対し、限られた予算が職員通勤代に使われている等の批判が大きかった。
家族がアムル県に転居してきて、家族との時間が増える。	宿舎利用形態の変更に伴い、この効果は確認されていない。
継続的な施設運営体制が構築される。	県が主体で施設の運営・維持管理を行っている。現時点で顕著な問題は生じていないが、設備の補修等管理費用が必要になった場合、どれだけ迅速に県側で対応可能か課題は残る。

計画時には想定していないが、以下の効果が見られた。

- ・ アムル県において、前任の CAO (Chief Administrative Officer: CAO) が県行政官の勤務怠慢の監督責任を追及され、調査が実施された後の 2010 年 11 月に更迭される事態が起こった。同年 12 月新任の CAO は着任後、直ちに自ら職員用宿舎に入居し、平日はもとより週末においても県庁に近接する職員住宅に滞在しており、前任 CAO への告発の影響と人事権を有する新任の CAO による監督強化により、職員の勤務状況に一定の改善が認められている。

### (3) パボサブカウンティ：公共／社会サービス拠点 (LOT2)

計画時に期待された効果および今回のモニタリングを通じて確認された効果を下表に示す。

表 2.1.6 期待された効果および現況

計画時期待効果	モニタリング結果
郡庁で開催される会議・イベントの数および参加者の増	供用開始から 2011 年 11 月末までに、行政主催の会議、音楽祭、NGO・援助機関による研修、卒業式等を目的に、比較的規模の大きい利用が合計 37 回 47 日間あった。また、聞き取りによれば、小規模の会議まで含めると週 4 回程度ホールスペースが利用され



	ていることが確認された。
不足事務所スペースの確保	調査時執務スペース不足であった状況が解消された。
執務作業に必要な電気供給	電力アクセスが可能になったことにより、事務所で日常的に PC・プリンターを使用して作業するようになった（図 2.1.12 参照）。またホールで実施される各種会議で PA システム、PC・プロジェクターを利用したプレゼンテーションが行われるようになった。 電源整備に伴う波及効果として、NGO (BOSCO Uganda) により無線インターネット設備が設置され、サブカウンティ事務所においてフリーでネット接続が可能な環境が整備された（図 2.1.13 参照）。
住民と行政とのコミュニケーションが密になる。	住民が参加するイベント数および参加者が増えた。また各職員の執務場が確保されたため、行政側と直接協議したり、要望を伝えたりする機会が多くなった。
継続的な施設運営体制が構築される。	パリッシュチーフが主体となり施設管理体制が構築され、持続的管理に必要な料金徴収も含め施設運営が実施されつつある。



図 2.1.12 作業風景



図 2.1.13 無線インターネット設備

計画時には想定していないが、以下の効果が見られた。

- 一連の施設整備を受け、パゴサブカウンティ中心地の行政機能を振興する意識が高まり、現在のサブカウンティから Town Council に格上げする申請を県に対して行っている。
- サブカウンティでは環境整備意識が高まり、プロジェクトで整備した施設内だけでなく、サブカウンティ事務所敷地および周辺を含めて、サブカウンティが主体となりガーデニングが実施され周辺環境整備が進んでいる（図 2.1.14 参照）。

ウガンダ国官庁事務所では個室形式が一般的であるが、設計では日本同様大部屋形式を提案し、現在も事務所では仕切りを設けずサブカウンティチーフ以下主要職員が同部屋で作業を行ってい



図 2.1.14 施設周辺のガーデニング



図 2.1.15 事務所風景

る（図 2.1.15 参照）。サブカウンティチーフへの聞き取りによれば、当初違和感があったものの現在は職員の管理や透明性確保の観点からも好ましく、他事務所にも勧めているとのことである。

#### (4) パボサブカウンティ：職員用宿舎（LOT4）

計画時に期待された効果および今回のモニタリングを通じて確認された効果を下表に示す。

表 2.1.7 期待された効果および現況

計画時に期待された効果	モニタリング結果
オフィスへの出勤日数、勤務時間が増える。	CDO、Assistant CDO、Senior Account Assistant、Parish Chief は、施設整備前グルから通勤していたが、整備後職員宿舎に入居し、出勤日数・勤務時間の改善がみられた。
通勤にかかる負担（時間、コスト、肉体的精神的）が軽減される。	通勤に往復約 2.5 時間要していたが不要となった。ウガンダ北部ではガソリン価格の高騰の他、供給量も不足気味の状況であり、時間以外の負担軽減効果も大きい。
家族がパボに転居してきて、家族との時間が増える。	グルから通勤していた職員に関しては、効果が確認された。
継続的な施設運営体制が構築される。	サブカウンティが主体で施設の運営・維持管理を行っている。現時点で顕著な問題は生じていないが、設備の補修等管理費用が必要になった場合、どれだけ迅速にサブカウンティ側で対応可能か課題は残る。

計画時には想定していないが、以下の効果が見られた。

- ・ 現在の入居者は部分的に当初計画と異なるものの、パリッシュチーフ他、サブカウンティ行政活動の中核を担う人員がオフィスに近接した宿舎で執務に集中できる環境が整備されたことで、執務時間や住民と接する機会が増え、行政拠点の活性化に寄与していると考えられる。
- ・ アムル県と比較して、パボカウンティでプロジェクト効果がより大きく確認された理由には、人口や立地条件の良さもさることながら、地元住民に密着した形態でサブカウンティ行政の実務主体を担うサブカウンティチーフおよびパリッシュチーフ達の存在と活躍が大きいと考える。この点パボでは行政を行う人材と施設整備との相乗効果が発揮されつつあることが確認された。

#### (5) アムルおよびパボサブカウンティ：給水施設整備（LOT5）

計画時に期待された効果および今回のモニタリングを通じて確認された効果を下表に示す。

表 2.1.8 期待された効果および現況

計画時に期待された効果	モニタリング結果
職員宿舎を含めた行政施設への給水源が確保され、コミュニティ用に設置された井戸への依存がなくなる。	施設整備前、事務所には水源がなく、コミュニティ用に設置された井戸へ依存していたが、整備後事務所専用の水源が確保された。施設整備前の事務所および宿舎の水アクセス事情の悪さが、職員の執務および居住上の阻害要因の一因となっていたが、整備により条件が大きく改善された。
継続的な施設運営体制が構築される。	管理・運営に関わる基本的な体制が構築され、供用後これまで特別支障なく運営されている。但し瑕疵検査後、行政側で補修工事を行って行くことについては、今後さらに留意を要する状況である。

## 2.1.4 施設の運営・維持管理体制

緊急 PP で整備された施設について、その運営・維持管理体制を以下に記す。

### (1) アムル県庁：多目的ホール（LOT1）

#### 1) 当初計画

- 多目的ホールの運営・維持管理体制については、当時の県（アムル県およびヌウォヤ県分割前）の実施体制に組み込み、県予算の中で運営・維持管理が行われることを想定していた。

#### 2) 現状

- 計画後の実施段階でアムル県とヌウォヤ県の分割が行われた経緯から、分割後のアムル県による施設に対する運営・維持管理体制は当初計画では想定していなかったが、CDO が主となり、教育担当職員（District Education Officer:DEO）が副として施設の運営・管理を行っている。施設整備前後において会議の開催頻度は確実に増加しているとのことであるが、これまでの多目的ホール利用実績の記録が残されていない状況である。
- 多目的ホールの施設計画に当たっては、当時の県行政官と十分協議を行い以下の通り規模設定した経緯がある。計画段階ではアムル県とヌウォヤ県の分割が想定されていなかったことから、当初想定していた集会の開催数や人数は現在のアムル県単独としては過大であったとも言えるが、今回のモニタリング実施期間にも UNDP 主催の 500 人以上の集会が行われていることが確認され（図 2.1.16 参照）、施設規模計画についての評価は今後もモニタリングを継続し、利用実績記録を踏まえ行われることが望ましい。



図 2.1.16 UNDP 主催ワークショップ

#### 施設規模計画資料

旧アムル県では定期あるいは不定期に会議や集会が開催されており、下表に示す規模の会議がホールにて開催されることを前提にした。

年間会議予定に基づく旧アムル県の会議規模

参加者数	200 名 以下	300 名 以下	500 名 以下	600 名 以下	1,000 人 以下	1,000 人 以上	総計
開催回数	2	13	5	6	2	1	29

上表に示す参加者数毎の開催回数により、施設規模と設備整備内容は次のように設定された。

- 29 回の総開催回数の約半数の 15 件が 300 名以下の会議であり、参加者数の 50%程度である 300 人の収容が可能な定員を設定した。参加者 1 名当たりの必要面積を 2m<sup>2</sup>とし、この結果、ホールの床面積は 600m<sup>2</sup>に設定された。
- 椅子を使用せず、床に按座したり、外部にテントを張る等の方法を組み合わせることにより、500 人～

600 人の参加者も収容可能である。

- ▶ 多目的なニーズに応えるため、舞台、収納室、拡声装置、洗面所、食堂、キッチン等を整備する他、事務所スペースの不足にも対応するため、事務室を併設した。

以上より、施設規模は間口 20 メートル、奥行き 40 メートル、床面積 800m<sup>2</sup>(このうち 200m<sup>2</sup>は事務室等の附帯施設分)に設定された。また、採光や換気への配慮から、壁面の高さは 6m、窓とカーテンの開閉ならびに清掃作業を考慮してキャットウォークが中 2 階部に設置された。

- ・ 清掃に関しては、県の公費により清掃人が雇用され平日は毎日、水ぶき清掃が実施されており、床のタイルも施工当時に近い状態に保たれている。警備員に関しては、ホールおよび職員宿舎・給水施設のセキュリティ管理要員として 3 人程度、県の公費で新規に雇用して施設安全管理が行われている。
- ・ 鍵の管理は部屋毎に分散して行われているため、施設確認や補修工事を行うに当たり、鍵入手に時間を要し支障となった。中にはソーラーパネルフェンス扉鍵のように管理者不明になっている鍵もあり、鍵管理の不備が見受けられた。このためソーラーパネル周辺では雑草が繁茂している状況で、アムルでは乾期に住民が草むらに火を放ち野焼きが行われることから、早急に周辺の草刈り管理を行うよう県側に依頼した。

### 3) 改善策

- ・ 供与後 1 年を経過したものの、瑕疵期間であったことから、維持管理に係る県側の支出も警備員と清掃人の賃金以外には発生していない。しかし、太陽光発電システムについては、落雷による故障により、供用開始後のうち 2011 年 6 月以降 3 箇月間使用できない状態があった。その問題として、県自ら業者に連絡を取り、修理することができなかったことも一因としてある。瑕疵期間中の故障ということで、業者により修理が行われたが、当該修理については、グルの業者が実施可能であり、調査団は、県 CDO に対し、瑕疵期間終了後の故障については、このグルの業者に連絡を取ることで、補修が可能であることを指示し(連絡先等情報については既に共有済)、また、補修資金として、多目的ホールの使用料を徴収することを強く提案した。今後電気設備や給水設備の補修等メンテナンスが必要になった場合には、県側で補修・維持管理作業に使用できる予算の見通しが不透明で、設備故障等生じた場合には、長い間放置される可能性がある。またキッチン・カフェテリアスペースの活用や施設利用費の徴収等、施設運営体制の構築に関しては、現時点で県側のアクションが十分とは言えず、今後さらなる改善が必要であることが確認された。
- ・ 日常的な施設の清掃・管理に関しては、鍵の管理等課題はあるが概ね現状の管理体制で維持はできると考える。
- ・ 上記維持管理・運用体制の不備に対する調査団側からの提言を受け、県 CDO は多目的ホールの利用対象や県外の組織や個人に貸与する場合の料金徴収を行う等の内容が記載された施設利用計画に係るコンセプトペーパーを調査団側に提出し、2011 年 11 月より使用料徴収を始めつつある。また、徴収された使用料は、県の歳入に組み込まれている、なお、利用料金は団体の種類により県は右表の

表 2.1.9 多目的ホールの使用料

利用団体	日額使用料
県(地方行政)	50,000 UGX
NGO・援助機関	100,000 UGX

ように日額使用料を設定した。

表 2.1.10 コンセプトペーパーの内容

項目	内容	実現可能性
多目的集会場の 利用方法	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 会議場</li> <li>・ オフィススペース</li> <li>・ 情報資料センター</li> <li>・ 研修とセミナーの会場</li> <li>・ 近隣の県、政府機関、他援助機関への貸出</li> <li>・ 試験会場</li> <li>・ 社交場（結婚式、卒業式等）</li> <li>・ 民間業者に対するカフェテリアスペースの貸出</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>◎</li> <li>◎</li> <li>○（既存資料の整理は可能）</li> <li>◎</li> <li>◎（UNDP 等使用）</li> <li>○</li> <li>○（需要あり）</li> <li>△</li> </ul>
維持管理計画	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ コミュニティサービス部局は多目的ホール内に配置され、施設の管理を行う</li> <li>・ 県および NGO・援助機関の日額ホール使用料は、ホールの維持管理費に充当される</li> <li>・ ホール内の椅子の貸出の開始</li> <li>・ TPC と連携し、多目的ホールの維持管理に関する計画と予算取りの検討</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>◎</li> <li>○</li> <li>○</li> <li>△（調査団から徴収した使用料の利用を提案済み）</li> </ul>
維持管理主体	LC5 議長、CAO、DCDO、サブカウンティ CDO、県エンジニア	

◎ 実際に行われている      ○行われる可能性が高い      △実現に向け課題がある

上記は、パボサブカウンティの維持管理方法を参考に、DCDO、District Planner が作成したコンセプトペーパーの一部である。利用計画に関しては、現在までの利用実績と、現在ホールにあるものを利用したホールの活用方法を提案していることから、設備の面では実現可能であると考えられる。ただし、周辺の町の開発状およびアムル県庁周辺の発展状況を鑑みると、実現までに時間のかかる項目も存在する。

- ・ 施設規模やアクセス条件等を考えると、当該施設は当初の通りアムル県のみで使用するよりも、ヌウォヤ県との共同利用を考慮した計画を考えることが妥当だと考えられる。しかしながら、CDO を管理・運営の責任者とする現行のシステムでは県内の利用に限定された対応にならざるを得ない。周辺県や行政サービスの枠組みを超えた積極的な利用を誘致する情報の提供や利用計画の立案を進めることが本課題解決の糸口であり、まずは現行の管理システムの改善が急務である。これらの状況から、CAO (Chief Administrative Officer) の直轄管理による運営・管理体制の構築が望まれる。

## (2) アムル県庁：職員用宿舎（LOT3）

### 1) 当初計画

- ・ 施設運営に関して、計画段階では県の責任で補修等維持管理を行って行くことを想定していた。

### 2) 現状

- ・ 現段階では計画時の想定の通り県側で運営がなされており、供与後 1 年 3 箇月を経過するも、施設に著しい損傷や汚れは確認されなかった。



- ・ 職員宿舎ではハウスキーパーが雇用され、宿舎の掃除・草刈りと食事準備を行っていることが確認された。また、セキュリティに関しては給水機場と職員宿舎との兼任で要員が雇用され、昼夜管理が行われている。
- ・ 上述の人件費の他、これまで施設の補修等維持管理に費用は発生していない。
- ・ 入居職員はこれまで入居費の支払いを行っておらず、調査段階では県側でその予定も確認されていない。当分の間は消耗品の更新以外の維持管理の支出は発生しない見込みである。しかし将来発生することが予想される補修に必要な維持管理費を積み立てる必要があり、これを県行政官も理解している。
- ・ CAO からの聞き取り調査によれば、本施設整備に付随して、今後北部ウガンダ復興プログラム (Northern Uganda Rehabilitation Programme: NUREP) 予算を活用して職員宿舎に太陽光発電の導入と周辺フェンス設置計画があることが確認された。県側は宿舎施設の利便性の向上により、職員が県庁で執務する時間がより大きくなることを期待している。

### 3) 改善策

- ・ 昨年の職員宿舎引き渡し時、アムル県ではシニアクラスの職員宿舎として JICA および USAID 建設職員宿舎を利用し、ジュニアクラスは UNHCR で建設されたが現在使用されていない職業訓練センター (Skills Training Center) が利用される計画であった。しかし今回の現場確認で職業訓練センター施設は屋根のソーラー施設は盗難され施設が放置状態にあることが確認された (図 2.1.17 参照)。このことを県プランナーに確認したところ、治安と距離の問題で計画が実施されず、当該職員宿舎にジュニアクラスを泊めることもあるとのことであったが、この点についても未だ県として取り組むべき課題は多い。
- ・ 職員用宿舎の利用料については、ウガンダ国の方針で利用者負担が原則となっているが、その実施は県の裁量に任されており、お手盛り感覚で自らの利用料を支払ってはいない。しかし、ヌウォヤ県では、職員用宿舎の利用料について、ウガンダ国の方針に則り、職員の給料から天引きしているため、アムル県でも利用料を徴収し、これを補修時等、維持管理費に充当することを検討する必要がある。
- ・ 対象宿舎はもともと分割前のアムル県行政機能強化を目的として施設計画が行われた。アムル県で職員宿舎整備が進む一方、ヌウォヤ県には職員住宅は整備されておらず、CAO もアナカ病院の職員住宅を借用している状況であり、県行政官住宅の整備が喫緊の課題である。
- ・ 当初計画段階では、職員家族による宿舎への入居を想定していたが、現在宿舎数が足りていないため、既述の通り現在県側ではより多くの職員が利用可能となるように宿舎をシエ



図 2.1.17 職業訓練センター

アして利用している。子供に対する教育意識が高いウガンダでは、子供の教育環境も居住地を決める大きなファクターとなっており、職員家族での居住を計画する場合には、施設以外のファクターへの考慮が必要となる。

### (3) パボサブカウンティ：公共／社会サービス拠点（LOT2）

#### 1) 当初計画

- ・ パリッシュチーフが主体となり施設管理体制が構築され、持続的管理に必要な料金徴収を行い、施設が運営・維持されることが想定されていた。

#### 2) 現状

- ・ 当初計画で想定していた通り、パボサブカウンティではパリッシュチーフが主体となり施設管理体制が構築され、持続的管理に必要な料金徴収も含め施設運営が実施されつつある。
- ・ サブカウンティでは施設の維持管理費等に利用することを目的として、利用料金の徴収が実施されており、その累積は 1,310,000UGX であり、使用日、使用者、利用料金が整理され伝票とともに記録に残されており、利用料金も郡の会計担当者より適正に管理されている。
- ・ 利用料金は利用団体の種類により、パボサブカウンティで以下のように日額使用料を設定し、供用開始以降使用料を徴収している。

表 2.1.11 パブリックホールの使用料

利用団体	日額使用料
サブカウンティ（地方行政）	無料
県（地方行政）	30,000 UGX
NGO・援助機関	50,000 UGX

- ・ また、サブカウンティではホールスペースだけでなく、供与されたプラスチック椅子についても、一脚 500 UGX で住民や団体に貸出を行っている。椅子の貸出については、これまでに 34 団体に対し累計 1,399 脚貸し出された実績を確認した。
- ・ 日常的な施設管理に関しては、サブカウンティで清掃員を雇用しており、日常的にホール・事務所・トイレを含め施設内は清潔に保たれている。またセキュリティ管理要員が 3 人程雇用されていて、昼夜施設安全管理が行われている。（計画時フェンスを施設周辺に設けることにやや違和感があったが、施設保全、周辺治安状況、補修時対応能力等を考慮すると妥当であったと思われる。）

#### 3) 改善策

- ・ これまでは瑕疵期間であったことから、施設補修等管理に係る支出が警備員と清掃人の賃金以外には発生していない。しかし、太陽光発電システムについては、充電器とインバーター設定に関する問題があり、供用開始後のうち 9 箇月間使用できない状態があった。その問題として、サブカウンティ自ら業者に連絡を取り、修理することができなかったことも一因としてある。瑕疵期間中の故障ということで、業者により修理が行われたが、当該

修理については、グルの業者が対応可能であり、調査団は、サブカウンティチーフに対し、瑕疵期間終了後の故障については、このグルの業者に連絡を取ることで、補修が可能であることを指示し（連絡先等情報については既に共有済）、また、補修資金として、パブリックホールの使用料を徴収することを強く提案した。既述の通り使用料金徴収しており、将来必要となる維持管理資金ソースは手当されている。しかしながら、設備補修時の対応や蓄積された資金の活用については留意が必要であり、維持管理に対する考え方を含め、サブカウンティ行政官の理解を深める必要がある。

#### (4) パボサブカウンティ：職員用宿舎（LOT4）

##### 1) 当初計画

- ・ 施設運営体制に関して、サブカウンティの責任で補修等維持管理を行って行くことを想定していた。
- ・ 入居者はグルベースで通勤している職員（サブカウンティチーフ、アカウントントおよび専門職職員等）を想定していた。

##### 2) 現状

- ・ 施設運営体制に関して、現段階では計画時の想定の通りサブカウンティ主体で運営・管理がなされている。
- ・ 計画時、入居者はパボベースのパリッシュチーフの入居は想定していなかったが、専門職職員が配置されるまで現在も暫定的な利用が続いている状況である。
- ・ 日常的な清掃や周辺草刈りは入居者により行われている。
- ・ 当分の間は消耗品の更新以外の維持管理の支出は発生しない見込みである。しかし将来発生することが予想される補修に必要な維持管理費を積み立てる必要があり、これをサブカウンティ職員も理解している。

##### 3) 改善策

- ・ 施設の維持管理については、バルブ破損や水漏れを放置しておく等の課題も確認された。今後は設備補修もサブカウンティ側で実施していく必要があり、この点は施設の利用料徴収に関わる課題と併せて中長期的な管理対応方法を構築していくことが望まれる。

#### (5) アムルおよびパボサブカウンティ：給水施設整備（LOT5）

##### 1) 当初計画

- ・ アムル県およびパボサブカウンティにより維持・管理が行われることを想定していた。



## 2) 現状

- ・ 当初計画の通り、現在給水施設はそれぞれアムル県およびパボサブカウンティにより維持・管理がなされている。
- ・ アムル県では職員宿舎と給水施設を管理するセキュリティ要員が県により確保され、ソーラーパネル盗難の危険性が高い夜間もポンプ小屋で常駐管理されている。また施設周辺は草刈りされ管理が行われている。（図 2.1.18 参照）
- ・ アムル県では落雷が多く電気系統に故障を生じやすいため、ポンプは自動運転から手動運転に切り替え運用されている。
- ・ アムル県では、高架水槽から他庁舎への給水分水を想定して、多目的ホールへの配管途中地点で複数分土工を設置したが、モニタリング時点でエンジニアリング棟でのみ接続が確認された。
- ・ パボ給水スタンドに関しては、5 箇所のうち 4 箇所が稼働。各スタンドには 4 つの蛇口が設置されていたが 1~2 つのみ利用可能な状況である（破損タップはプラグで止水処理）。この状態は昨年から大きな変化はなく、また聞き取りによれば、スタンド毎のユーザーグループの活動（周辺清掃・集金）は機能していることを確認した。
- ・ パボでは、給水施設を管理する警備員がサブカウンティにより確保され、ソーラーパネル盗難の危険性が高い夜間もポンプ小屋で管理が行われている。また、施設の日常的な維持管理には、サブカウンティ事務所が指名した給水担当 2 名が交代で当たっている。



図 2.1.18 アムル県の給水施設外観

## 3) 改善策

- ・ アムル県・パボサブカウンティ共に、行政は水利用料を支払っていない。瑕疵検査後は設備補修も行政側負担で実施していく必要があり、この点は施設の利用料徴収に関わる課題と併せて中長期的な管理対応方法を構築していくことが望まれる。

### 2.1.5 施設の維持管理状況

緊急 PP で整備された施設について、瑕疵検査段階で確認された施設に関する維持管理上の問題点とその要因分類について以下に示す。

#### (1) アムル県庁：多目的ホール（LOT1）

下表のように、多目的ホール建屋本体の他、フェンス、給配水設備、発電設備にも目立った損傷や故障は認められなかった。しかし、太陽光発電システムは故障が発見されたとの報告があったが、既述の通り、瑕疵期間内に業者により補修工事が行われた。瑕疵検査の詳細については 4

章に記載する。

表 2.1.12 問題点および要因分類一覧

No.	問題点	要因分類	留意事項
1	電気小屋屋根破損	施工上の留意事項	釘の選定・打設ピッチ・風向
2	屋外灯の落下	施工上の留意事項	固定場所と固定方法
3	廊下部屋根漏水	施工上の留意事項	屋根材ジョイント処理
4	トイレ手洗給水管漏水	施工上の留意事項	モニタリングの実施
5	ドアロック不作動	施工上の留意事項	材料選定
6	雨水タンク蛇口ハンドル損失	管理上の留意事項	盗難防止
7	ジャックルフからの漏水	施工上の留意事項他	屋根材ジョイント処理、材料選定 構造の簡易化（設計上）
8	1階部窓部からの漏水	設計上の留意事項	排水構造への配慮、風向

### (2) アムル県庁：職員用宿舎（LOT3）

下表のように、供与後1年3箇月を経過するも、施設に著しい損傷や汚れは確認されなかった。瑕疵検査の詳細については4章に記載する。

表 2.1.13 問題点および要因分類一覧

No.	問題点	要因分類	留意事項
1	床面クラック	施工上の留意事項	コンクリート配合・養生
2	天井クラック	施工上の留意事項	同上
3	床排水孔蓋破損	利用上の留意事項	利用上の問題
4	エプロン部のクラック	施工上の留意事項	コンクリート配合・養生
5	シャワーヘッドの破損	施工上の留意事項	材料選定、モニタリング

### (3) パボサブカウンティ：公共／社会サービス拠点（LOT2）

下表のように、機能に支障を生じるような損傷等は特別確認されなかったが、瑕疵検査補修が実施されるまでの間トイレ設備・電気設備が使用できない期間があったことが報告された。供与資機材（PAシステム、事務用机、折りたたみ机および事務所用カーテン）は正常に使用され、著しい損傷、汚れは認められなかった。瑕疵検査の詳細については4章に記載する。

表 2.1.14 問題点および要因分類一覧

No.	問題点	要因分類	留意事項
1	電気設備不具合	施工上の留意事項	機材選定・製品保証
2	床クラック	施工上の留意事項	材料配合・養生
3	天井クラック	施工上の留意事項	材料配合・養生
4	扉ガラス破損	設計上の留意事項	ドア強度、ドアストッパー設置
5	窓鍵不具合	施工上の留意事項	モニタリング
6	トイレ排水管漏水	施工上の留意事項	材料選定、モニタリング
7	トイレ設備破損	利用上の留意事項	利用に関する注意喚起
8	トイレ床排水不備	設計上の留意事項	設計時考慮
9	雨樋変形	施工上の留意事項	付設・ジョイント処理
10	雨樋破損	施工上の留意事項	付設・ジョイント処理
11	屋根雨漏り	施工・設計上の留意事項	材料選定・屋根材ジョイント処理
12	天井塗装剥離	施工上の留意事項	天井板ジョイント部処理

#### (4) パボサブカウンティ：職員用宿舎（LOT4）

施設は供与後 1 年 3 箇月を経過するも、著しい損傷や汚れは特別確認されなかった。瑕疵検査の詳細については 4 章に記載する。

表 2.1.15 問題点と要因分類一覧

No.	問題点	要因分類	留意事項
1	床面クラック	施工上の留意事項	コンクリート配合・養生
2	天井クラック	施工上の留意事項	同上
3	エプロン部のクラック	施工上の留意事項	コンクリート配合・養生
4	シャワーヘッドの破損	施工上の留意事項	材料選定、モニタリング

#### (5) アムルおよびパボサブカウンティ：給水施設整備（LOT5）

下表のように、施設に著しい損傷や汚れは確認されなかった。瑕疵検査の詳細については 4 章に記載する。

表 2.1.16 問題点と要因分類一覧

No.	問題点	要因分類	留意事項
1	屋外灯不点灯	利用上の留意事項	消耗品交換
2	機場屋外壁塗装剥離	施工上の留意事項	下地塗装
3	機場屋外壁クラック	施工上の留意事項	コンクリート配合・養生

## 2.2 パイロットプロジェクトのモニタリング

特定コミュニティ（パボサブカウンティおよびルリャンゴ村）で策定した開発計画の中から、特に優先して実施することが望まれるプロジェクトを優先プロジェクトとして選定し、その一部を本プロジェクト第1年次にパイロットプロジェクト（PP）として実施した。以下にPPの概要を示す。また、供用開始直後と現況との比較写真をAnnex 2に示す。

表 2.2.1 パイロットプロジェクト概要

セクター	類型	対象村名	プロジェクト名	短期開発（2015年）
生産・生計	A	カルセンター	技術訓練校整備パイロットプロジェクト（PP1）	地域の第2、3次産業を支える技能工を育成するための基盤が整う
	A	カルセンター、ブクワニ	農産物流通路改善パイロットプロジェクト（PP2）	各村から市場までの道路ネットワークが改善され、カルセンター村が商業地として発展するための基盤が整う。
	C	チェリルリャンゴ	穀物生産性向上パイロットプロジェクト（PP3）	各農家が牛耕を実施するとともに優良な在来種子を栽培することにより、世帯当たりの農業生産量は750kg/年間まで向上し、穀物による自給が達成される。
給水	A	カルセンター	簡易水道環境改善パイロットプロジェクト（PP4）	共同水栓が整備され、人々が必要な時に安全な水にアクセスできるようになる。
	B	ブクワニ	井戸整備と維持管理体制強化パイロットプロジェクト（PP5）	帰還先TRK（Tee Rwot Kweri）に少なくとも1箇所井戸が整備され、安全な飲料水にアクセスできる人が増加し、衛生状態が改善する。
	C	チェリルリャンゴ		
教育	C	チェリルリャンゴ	コミュニティスクール公立化支援パイロットプロジェクト（PP6）	既存のコミュニティスクールが公立小学校として登録され、教育施設が整備されることにより、トランジットサイトに留まっていた児童が帰還先に戻り、家から学校に通うようになる。それに伴い、トランジットサイトにある既存の公立小学校の児童数が減少し、教員および教室に対する児童数過多の状況が改善される。
保健	C	チェリルリャンゴ	VHT（Village Health Team）能力強化パイロットプロジェクト（PP7）	地域で必要なVHTの選出と再研修が実施される。その結果、20-30世帯に対して1人のVHTが担当し、人々は必要なときに基礎的な保健サービスを受けられるようになる。

次項から、第2年次のモニタリング結果を踏まえ更新した各PPの内容を記載する。

### 2.2.1 生産・生計セクター

#### (1) 技術訓練校整備パイロットプロジェクト（PP1）

##### 1) 対象村

カルセンター村

##### 2) 背景・目的

サブカウンティ・オフィスが置かれるAタイプの村は、人口密度が高く、修理工、大工、裁縫といった小規模産業が見られる。今後この地域では、これら技能者に対するニーズも一層高くなることが期待される。

本 PP の対象であるアティアック技術訓練校は、アムル県立で、バイク修理、基礎施工、大工、裁縫の 4 つのコースを有し、97 名の生徒（内パボ出身 6 名）が受講している（PP 実施前）。しかし、紛争期間中に学校施設や実習用機材が壊され、現在は小学校の校舎を間借りし運営されているものの、実習用資機材は不足している。

当該技術訓練校の施設整備計画に対して長年予算措置が講じられず、整備実施には至っていない。本 PP では、技術訓練のためのワークショップおよび実習用資機材を一部整備する。これによって、カリキュラムに所定の実習時間が確保され、実習を通じて生徒の技能レベル向上を図り、タウン産業で必要な人材を育成する。

また、EVI（Extremely Vulnerable Individual）に対する技能研修を実施してきた実績があり、本校を整備することにより、EVI に対する技能研修の内容も改善される。

### 3) 実施内容

- ・ 再委託による技術訓練校ワークショップ（200m<sup>2</sup>）の整備
- ・ 技術訓練用資機材の投入
- ・ 県の教育担当職員（District Education Officer: DEO）と技術訓練校職員による事業の継続・管理の検討

### 4) 実施体制

#### 関係機関の主な役割

- ・ 県および教育スポーツ省（Ministry of Education and Sports: MoES）：学校運営支援、他整備事業との調整、長期的モニタリング
- ・ 再委託先：訓練作業場の建設工事
- ・ 調査団：工事再委託、訓練用資材の投入、各活動のモニタリング
- ・ 技術訓練校：教育カリキュラム内容の向上、施設・機材の保管・維持管理

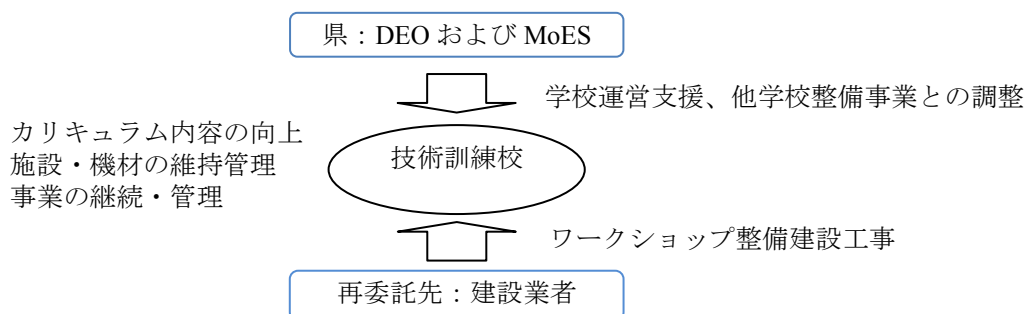


図 2.2.1 各実施主体とその役割

### 5) 投入

- ・ 再委託（ワークショップの整備）

- ・ 実習用資機材および消耗品
- ・ DEO および技術訓練校職員

## 6) 期待される成果

- ・ 技術訓練校への入学希望者が増加する。
- ・ 生徒の技術習得レベルが上がる。
- ・ 継続的な学校運営体制が構築される。

## 7) 実施スケジュール

活動	6月	7月	8月	9月	10月	11月
ベースライン調査	■					
再委託準備	■	■				
施設整備		■	■	■	■	
必要機材の供与				■		
モニタリング・評価					▲	

## 8) 確認された効果

### ①第1年次

第1年次においては、工期が遅れたため、本PPによる効果を確認できなかったが、受講期間や講義内容、受講者数について下記の通り把握した。

受講コースは、バイク修理、基礎施工、大工および裁縫の4つのコースがあり、受講期間は3年間で、1年間3学期制（1月-4月、6月-8月、9月-12月）である。月曜日から金曜日までの5日間で、4日間は一般教養（数学、英語、農学、経済学など）と技術講義で、1日間は実習（技術訓練）にあてられる。2010年12月の時点で、生徒数は84人であった。

### ②第2年次

第1年次と比べ、生徒数が84人から91人に増加したが、クラス編成およびコースの受講者数に大きな変動はない。

技術訓練校のニーズを元に、全4コースに対し134種類の資機材を供与した。技術講師や生徒からの聞き取りによれば、工具を活用した実習を行うことで、より多くの知識を身につけることができ、また制作した製品を販売し、わずかながら生計を立てる事が可能になった等の意見があった。しかし、裁縫コースに供与した編み物用機械および基礎施工コースに供与したコンクリートミキサー等一部の供与資機材が利用されていない。編み物機械については、今年度配置されている教員が編み物機械についての知識を持っていなかったこと、販売元から十分メンテナンスや利用方法の説明がなかったこと等が要因として考えられる。コンクリートミキサーについては、コンクリートミキサーのみの使用を想定して供与した発電機を、他コースの資機材を動かすための電源として、多数の資機材と同時に使用しているため、供与した発電機の発電容量を越えてしまい、利用できないことが原因である。実習に使用する多数の資機材の

利用計画の見直しを検討する必要がある。

整備したワークショップについて、バイク修理、大工および裁縫の3コースに合わせ、供与後にワークショップ内に仕切りを付ける改良が行われており、2011年9月の授業より利用を開始した。また、建設コースに関してはスペースが足りない為、屋外で授業を実施していたが、学期試験の際にはワークショップを利用するようになった。ワークショップの整備により実習の実施環境が改善され、天候に左右されずに生徒が講義を受講できるようになった（図 2.2.2 参照）。



図 2.2.2 ワークショップ利用状況



図 2.2.3 裁縫クラス実習風景

本プロジェクトの開発計画の中では、技術訓練校の改善により、基本技術を習得した技術者が A 類型のタウン型村の労働市場に吸収され、第 2・3 次産業の活性化に寄与することが期待されている。そこで、モニタリングでは受講生 77 名に対して、卒業後の就職先について聞き取り調査を行った。

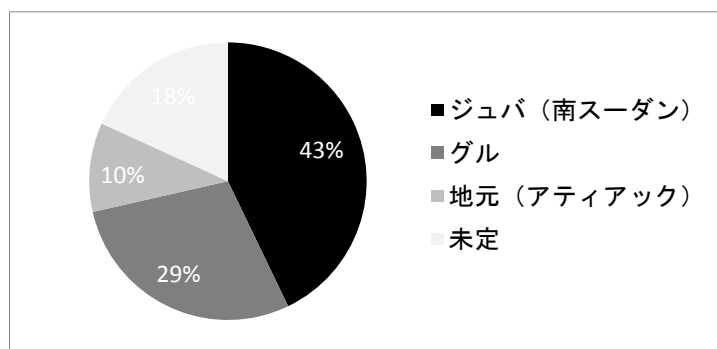


図 2.2.4 技術訓練校卒業後の希望就業先

聞き取り調査の結果、アティアック地域の地理的条件と南スーダン国の独立も相まって、南スーダンのジュバ市での就業に興味を持っている生徒が最も多かった。次に、小規模企業が多数存在し、労働需要が大きいグルでの就職を希望する者が凡そ 30%程度であった。一方、地元であるアティアック地域で就業したいと考えている生徒は 10%程度であった。

## 9) 運営・維持管理体制

次頁に運営・維持管理体制図を示す。

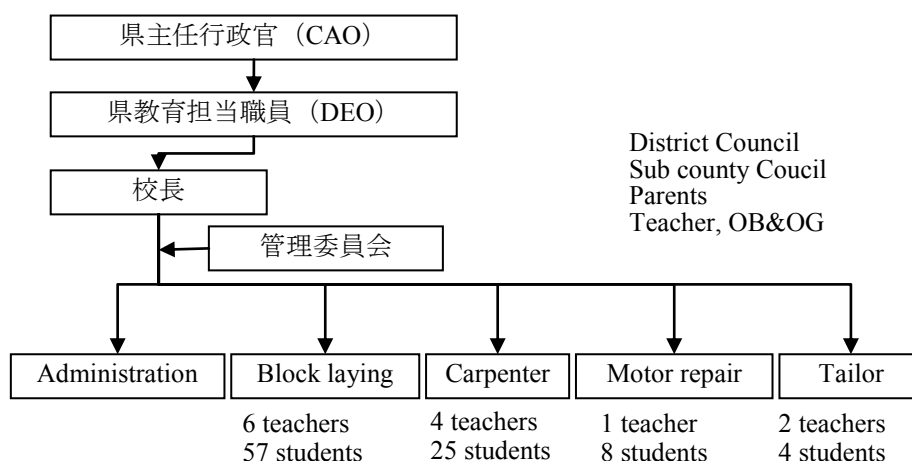


図 2.2.5 運営管理体制図 (2011 年 8 月)

技術訓練校は、校長の管理の下、管理委員会が中心となって施設および機材の運営維持管理を行う。予算配分に関しては、県が予算概算要求基準 (Indicative Planning Figure: IPF) に基づきアクションプランを作成し、技術訓練校に予算を付ける。ただし、DEO と技術訓練校に関する運営等に関する協議を行う事は少ない。また、技術面に関しては、県や MoES からの技術的な指導が不十分であるという聞き取り結果もあり、更なる技術や運営管理についての指導が必要であると考えられる。

また、運営管理体制上の課題として、職員用宿舎が未整備であるため、多くの職員が十分な活動時間を確保できておらず、施設や資機材の運営維持管理に影響を与えていると考えられる。4 コース中 3 コースの教師が、宿舎がないことに不満を述べており、持続的な施設の運営には、職員用宿舎の整備が重要である。

#### 10) PP の成果と課題 (開発計画、マニュアルへの反映事項)

本 PP により、プロジェクトの実施後、技術訓練の講義内容が改善し、習得できる技術レベルが向上したことが確認された。その一方で、EVI 等に対する特別な訓練を受けた教師がいないことや、供与した機材を十分に活用するだけの能力が不足していることなどが確認され、教師側の技術訓練および能力向上プログラムの実施も必要である。

また、社会的弱者に対する授業を開講する際の課題が確認された。本プロジェクトの第一年次では、当該プロジェクトにおいてサマーコースとして EVI、高齢者および元子ども兵に対する技術取得コースを実施することが検討されたが、現状では開講の予定はないことが判明した。この背景には、社会的弱者を特別に扱うことによる疎外感の発生を回避する配慮がある。また、EVI 等の特別なニーズを持つ生徒に対し授業を開講する際には、特別に訓練された教師を配置する必要があり、現在アティアック技術訓練校には当該資格を持つ教師はいないため、特別コースの実施は難しいという人材確保の面での課題もあった。

さらに、卒業後、多くの生徒がグル市や南スーダン国のジュバ市などの比較的大きな都市で就業することを希望していることが明らかとなった。本計画の A 類型のタウン型開発地域には地元のサブカウンティでの第 2・3 次産業を活性化することが期待されており、今後、技術訓練校を卒業した技能者がサブカウンティ内で起業もしくは就業できるような行政サービスを開発



計画に盛り込むことが重要である。

以上を踏まえ、本 PP のモニタリング結果を踏まえた特定コミュニティの開発計画への反映事項を記述する。

- ・ 技術訓練校についての運営および技術的支援を行う実施主体としては、県の DEO および教育スポーツ省 (MoES) とする。

さらに、その他計画策定時に想定した投入量や実施体制については妥当であることが確認された。

また、本 PP のモニタリング結果を踏まえた実施体制に係るマニュアルへの反映事項はない。

## (2) 農産物流通路改善パイロットプロジェクト (PP2)

### 1) 対象村

プクワニ村

### 2) 背景・目的

対象村は、紛争中も農業が営まれていた地域で、1 世帯あたりの農業生産量が多く、またパボ・サブカウンティの中心地に位置する中央市場までの距離が 2~6km と近く、立地条件が良いことから農産物販売振興のポテンシャルが高い地域である。

しかしながら、降雨の影響を受けて道路の状態が悪く、運搬車両の通行が困難であること、農民組織に共同出荷のシステムがなく、安定的かつ効率的な販売体制が整備されていないことから、自給農業を主とした営農状態に留まっている。

本 PP では、市場へのアクセスを改善するために道路を改修整備し、市場への農産物の出荷量の向上を図る。また、改修後の道路維持管理について、コミュニティを含めた実施体制を構築する。

### 3) 実施内容

- ・ UNRA (Uganda National Road Authority) とサブカウンティとの間で、道路補修条件について同意確認
- ・ サブカウンティ職員と裨益住民との間で、維持管理の範囲に関する協議および合意
- ・ 村の中心部から中央市場に向う県道 6km を改修
- ・ 国道につながるコミュニティ道路が遮断されている部分 2 箇所カルバート整備
- ・ サブカウンティが裨益住民に対して、農産物販売振興の啓発活動を実施
- ・ サブカウンティによるモニタリング

#### 4) 実施体制

##### 関係機関の主な役割

- ・ サブカウンティ：関連機関との調整、維持管理、モニタリング
- ・ 再委託先：道路補修工事、カルバート整備工事
- ・ 調査団：工事再委託、各活動のモニタリング

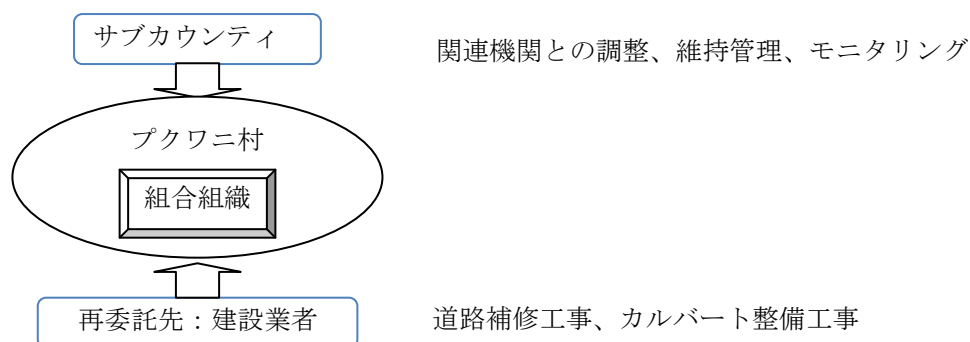


図 2.2.6 各実施主体とその役割

#### 5) 投入

- ・ 再委託（道路補修、カルバート整備）
- ・ サブカウンティ職員、NAADS 普及員

#### 6) 期待される成果

- ・ 市場への出荷量が増加する。
- ・ 農産物運搬手段が改善される。
- ・ 農産物販売による収入が増大する。
- ・ 市場へのアクセス道路を住民・サブカウンティが継続的に維持管理する。

#### 7) 実施スケジュール

活動	6月	7月	8月	9月	10月	11月
ベースライン調査		■				
再委託準備		■				
道路・カルバート整備		■	■	■	■	
農民組織の組織強化		■	■	■	■	
モニタリング・評価					■	

#### 8) 確認された効果

##### ①第1年次

交通量調査を道路整備の前後で3日間ずつ実施した結果、交通量の合計が2倍以上増加し、特にバイク・車の通行量が増大した。通行人に聞き取り調査した結果、移動時間は約半分に短縮され、農産物の運搬や児童の通学が容易になったとの声が多かった。しかしその一方で、バイクや車の通行量が多く、移動スピードが速くなったため、交通事故の危険性が増したとの声も聞かれた。

表 2.2.2 道路整備前後の交通量の変化

交通手段	整備前	整備後
徒歩	31 (48%)	53 (38%)
自転車	33 (51%)	48 (34%)
バイク・車	1 (1%)	39 (28%)
合計	65 (100%)	140 (100%)

カルバートを整備したコミュニティ道路については、集落長によって地域住民が集められ、1.2km分の道路が2日間で整備された。その際、社会的弱者や元児童兵も開拓作業に参加しており、特に社会的弱者に対しては、地域住民が負担を軽くするなどの体制を構築していることが確認された。

## ②第2年次

第1年次と同様に交通量調査を3日間（2011年12月6日～8日）実施した結果および月に1度サブカウンティの中心地で開催される定期市の日の結果を下表に示す。それぞれの交通量は整備前・直後に比べ大幅に増加したが、特に、ボダボダと呼ばれるバイクタクシーや自転車を使用したタクシーの交通量が激増し、周辺村から定期市を訪問する村人が増加した。

表 2.2.3 道路整備後の交通量（2011年12月6日～8日の3日間および定期市の日）

交通手段	3日間合計	定期市の日合計
徒歩	3,999 (56.6%)	2,539 (57.1%)
自転車	1,974 (26.6%)	920 (13.9%)
バイク	1,276 (16.0%)	706 (10.6%)
車	63 (0.8%)	25 (0.3%)
合計	7,312 (100%)	4,190 (100%)

カルセンター村の市場へのアクセスが改善され、物流が促進された以外に、住民への聞き取り調査の結果から以下のことが確認された。

- ・ 村のキオスクでの販売品目の増加
- ・ 村の市場の活性化
- ・ 自転車を使用したタクシーの開始
- ・ 土砂・レンガ販売の開始
- ・ 病院へのアクセス改善
- ・ スーダンからの仲買人の村への直接買付

一方、地域住民の協同作業により整備されたコミュニティ道路については、Rwot Kweri あるいはその上位の LC1 が中心となり、毎年 6 月に草刈り等の維持管理作業が実施されている。コミュニティ道路が連結するアクセス道路が本プロジェクト内で改修されたため、コミュニティ道路の重要度が増し、コミュニティ道路の維持管理が行われているという意見が聞かれた。

## 9) 運営・維持管理体制

改修した県道について、サブカウンティを通じ、月額 30,000UGX が県より支給され、沿道の草刈り、カルバート内部に堆積した土砂の除去等が周辺コミュニティにより行われている。大雨の際には、LC1 が主体となり、ダンプ等大型車両の通行を監視している。また、対象道路は、国道に格上げされることが計画されており、格上げされた場合は UNRA (Uganda National Road Authority) がその運営・維持管理を実施する機関となる。

一方、コミュニティ道路については、その裨益者が 1 つの TRK の場合は Rwot Kweri が、複数の TRK にまたがる場合は LC1 が裨益者を動員し、毎年 6 月頃に 1 度草刈り等道路の維持管理活動を行っている。

## 10) PP の成果と課題（開発計画、マニュアルへの反映事項）

本 PP による県道やコミュニティ道路の改修により、ボダボダの増加や自転車を使用したタクシー等の新規産業の地域への導入が促進され、周辺住民が市場やその他公共施設等へのアクセス向上を実感したことから、道路の重要性を認識し、運営・維持管理が実施されるようになった。また、市場への人・物の流れが促進され、周辺地域の第 2・3 次産業が活性化され、本 PP の成果が確認された。その一方、交通ルールを整備する必要性が確認された。

以上を踏まえ、計画策定時に想定した投入量や実施体制については妥当であることが確認された。

また、本 PP のモニタリング結果を踏まえた実施体制に係るマニュアルへの反映事項はない。

## (3) 穀物生産性向上パイロットプロジェクトプロジェクト (PP3)

### 1) 対象村

チェリ村、ルリャンゴ村

### 2) 背景・目的

対象村では、紛争により長期に亘って農地が放置されていたことに加え、農地開発に必要な資材や技術が不十分であるために世帯当たりの農業生産量が少なく、住民の食糧も自給できない状況にある。余剰農産物の販売だけでは生計を立てられず、薪や炭、ハットの材料（木材や草）などを販売して、収入を支えている。1 日の収入は 1US\$以下で、人々は安定した生計を維持することができない。

本 PP を通して、牛耕、優良在来種子、適切な農具を使用することにより農業生産性向上の可能性を探るとともに、牛耕の実施および種子の管理体制構築における課題を整理する。チェリ

村では遠隔地に対する地方行政による農業支援の課題を、ルリヤンゴ村ではコミュニティベースの牛耕・種子配布における課題を整理する。

### 3) 実施内容

#### 牛耕の導入

- ・ 対象村の農民組織を NAADS (National Agricultural Advisory Services) に登録
- ・ サブカウンティ職員および Farmers Forum の農民、LC1 および 2 Chaireman らと協議のうえ、対象村にある農民組織から活発な 2 グループを牛耕受領グループとして選定
- ・ サブカウンティ職員、サブカウンティ Farmers Forum の農民、農民組織との間で、牛耕導入に関する協議および合意形成。サブカウンティ支援のもと、農民組織を中心に、牛耕用牛の管理方法、賃耕システムについて実施計画の策定と規約設定
- ・ 県の牛耕専門家による牛耕管理農民組織への牛耕研修の実施
- ・ 農民組織の圃場での試験的牛耕の実施
- ・ 試験的賃耕の実施

#### 農具・種子の配布

- ・ 農民組織に対して農具・種子を配布 (1 グループあたり 3 セットの農具および 15 エーカー分の種子を配布)
- ・ サブカウンティ職員主導のもと、農民組織が種子の配布および農具の貸与システムについて実施計画を策定
- ・ 農民組織への種子の配布、農具の貸与

### 4) 実施体制

#### 関係機関の主な役割

- ・ サブカウンティおよび Farmers Forum : NAADS への登録支援、農民組織の活動支援、モニタリング
- ・ 村長および Rwot Kweri : 農民組織の活動支援
- ・ 農民組織 : 牛耕牛の管理、賃耕の運営、農具・種子の貸与および維持管理
- ・ 調査団 : 資材の投入、各活動のモニタリングおよび支援

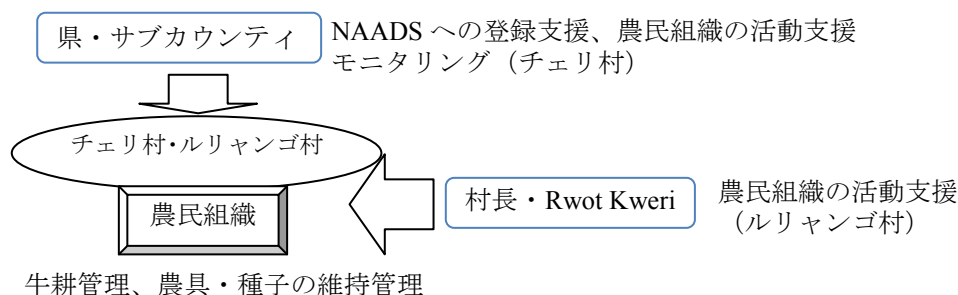


図 2.2.7 各実施主体とその役割

### 5) 投入

- ・ 農具、種子
- ・ 県の牛耕専門家（チェリ村）/村内の牛耕経験者（ルリヤンゴ村）
- ・ 牛耕研修
- ・ サブカウンティ職員
- ・ 牛耕用資機材（牛、牛耕用器具等）

### 6) 期待される成果

- ・ NAADS を活用した農業支援体制が構築される（チェリ村）
- ・ 栽培品目／生産量が増加する
- ・ 村の牛耕オペレーターが増加する
- ・ 牛耕を活用した耕作面積の増加が可能となる
- ・ 農民組織による賃耕で、グループの収入が増加する。

### 7) 実施スケジュール

活動	6月	7月	8月	9月	10月	11月
牛耕管理農民組織の組織化および強化		■	■			
ベースライン調査		■	■	■		
牛耕用牛の調達		■				
牛耕研修の実施		■	■			
牛耕の実施			■	■	■	
農具・種子の配布			■			
農具・種子の貸与／収穫後の種子の返済			■	■	■	■
モニタリング・評価			■	■	■	■

### 8) 確認された効果

#### ①第1年次

## 牛耕の導入

年間耕作可能面積は 36～40 エーカー（牛耕の実施期間は、4 月～9 月の 6 箇月間。1 箇月あたりの耕作面積は 6 エーカー）。非グループメンバーの圃場には 50,000UGX/エーカーで貸し出し、グループメンバーの圃場では半額の 25,000UGX/エーカーで貸し出す。

## 農具・種子の配布

チェリ村ではコメ、ラッカセイ、ダイズ、ゴマ、ミレットの種子を 11 グループに、ルリヤンゴ村ではコメ、ラッカセイ、ダイズ、ゴマ、メイズの種子を 8 グループに配布。

種子を受け取ったメンバーは、収穫後、受け取った量と同等量の種子をグループへ返済する。返済された種子は他のメンバーに配布される。

グループメンバーは、グループ圃場の農産物を収穫後販売し、グループ資金の増加を図る。グループ資金は、住民が自主的に以下のような活用計画を立てている。

- ・ 伝統的な頼母子講（現地語で Bolicup）の実施
- ・ 牛耕用牛の購入
- ・ ヤギの購入。種子と同様のシステムでヤギを飼育する住民の増加
- ・ グループで共同の農産物貯蔵庫を設置
- ・ 巣箱を購入し、近代的な養蜂システムを導入

ルリヤンゴ村の農民グループ（Wakonyo Gang Kipur）に HIV/AIDS の住民、身体障害を持つ元児童兵が新たにグループに参加した。さらに、身体的な障害や病気を抱える住民、高齢者に対しては、農地開墾を手伝う体制を構築することやグループ圃場で栽培された作物の販売で得られる資金の一部を彼らの支援に当てる計画を立てており、メンバーが自主的に EVI をサポートするシステムを作っていることが確認された。

## ②第 2 年次

### 牛耕の導入

本 PP では、3 グループに牛耕を導入したが、牛耕が運営されているのはルリヤンゴ村の 1 グループのみである。以下に各グループの状況を記載する。

- ・グループ 1（ルリヤンゴ村）： 提供された 4 頭のうち、病気で 2 頭を失っている。本 PP とは無縁の近隣牛耕グループの牛 2 頭とともに、4 頭引きで牛耕を実施し、それぞれの農地を耕作している。
- ・グループ 2（チェリ村）： グループ長による牛の独占が行われており、活動は休止中である。
- ・グループ 3（チェリ村）： 調査団より供与された子牛の牛耕研修が、県の牛耕専門家

により実施されたが不十分であったため、2頭の牛が指示通りの牛耕を行うことが出来ない。活動は休止中である。

### 農具・種子の配布

本 PP では、ゴマ、ラッカセイについて、ほとんどのグループが良好な結果を残している。

本 PP 実施中、病気、イナゴの発生や渇水等の問題が発生したが、NAADS コーディネーターとの情報共有はなく、技術的サポートは全く得られない状況である。

### 9) 運営・維持管理体制

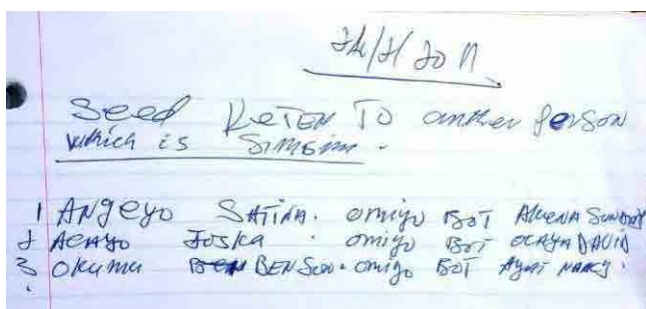


図 2.2.8 種子（ゴマ）の再配布についての台帳記録

PP が継続できるように、供与した農具は農民組織が管理し、メンバーが必要な場合に貸し出す。その際、貸し出し帳簿を作成して管理する事を想定している。また、種子の配布に関しては、収穫後は、種子を農民組織に返納し、種子受領者の拡大に寄与するような体制（図 2.2.8 参照）を構築し、種子の普及を図る。

図 2.2.8

サブカウンティ職員からの聞き取りによれば、計画実施後に現場レベルで発生する問題に対応することは困難なため、計画段階で、想定する問題を防ぐ計画を策定する必要があるという意見があった。これは、例えば、周辺の水源や地形等自然条件を考慮し、作付する農作物を決定することである。

### 10) PP の成果と課題（開発計画、マニュアルへの反映事項）

本 PP では、チェリ村において、牛耕の導入後の実施・運営に大きな問題が生じた。1つのグループでは、グループ長が牛を独占してしまうという状況になった。本対象村は、これまで特に地方行政や他ドナーによる支援が少ない村であり、共同活動に不慣れであったことから、グループ内で牛の所有をめぐる対立が発生する結果となってしまったと考えられる。また、別のグループでは、牛耕のトレーニングが失敗し、牛耕用に牛をコントロールできないという問題が生じた。このグループには牛耕経験者がおらず、また村の中でも最北に位置し、地域の中心地から遠く離れているため、NAADS コーディネーターやサブカウンティ職員による技術支援を受けられない状況にあることも関係していると考えられる。コントロール不能となった牛2頭については、子牛と交換し、新たにトレーニングを行うことが計画されている。一方、ルリヤンゴ村では、2頭を病気で失ったにも関わらず、本 PP とは無縁の近隣グループとともに4頭引きで牛耕を実施しており、農民グループメンバーの農地面積拡大に寄与している。このグループ内に牛耕経験者が含まれることに加え、家族や親戚で構成された農民グループであるため、利害をめぐる対立が生じにくいことが関係している。

また、種子が配布されたものの、営農中に発生する病気、害虫、天候等による問題に対し、



それらの問題を解決するための NAADS コーディネーターやサブカウンティ職員との連携が得られない状況である。

以上を踏まえ、本 PP のモニタリング結果を踏まえた特定コミュニティの開発計画への反映事項を記述する。

- ・ 牛耕トレーニングについては、研修後も農民グループの要請により必要に応じ実施する。

さらに、その他計画策定時に想定した投入量については妥当であることが確認された。

また、本 PP のモニタリング結果を踏まえた実施体制に係るマニュアルへの反映事項はない。

## 2.2.2 給水セクター

### (1) 簡易水道環境改善パイロットプロジェクト (PP4)

#### 1) 対象村

カルセンター村

#### 2) 背景・目的

対象村には、紛争期間中 IDP キャンプが設置され、それに伴い緊急人道支援の一環として給水施設も多く整備されている。しかし、人道支援の一環として整備された施設の多くは、運営維持管理が適切には行われず、故障し使用できない施設も多い。また、対象村の人口密度は高く、ハンドポンプによる揚水では、今後の人口の増加に対応出来なくなることも想定される。

本 PP では、緊急パイロットプロジェクトで整備した給水施設からの余剰水を活用し、高架水槽を用いた給水システムにおいて、地方行政とコミュニティ参加による給水施設の運営維持管理による効率的で持続性の高い、水の供給システムの構築を目指す。

本 PP を通して、サブカウンティと住民による共同管理運営体制の確立およびその持続性と有効性について検証する。

#### 3) 実施内容

- ・ 住民参加型による既設給水スタンド補修等、給水施設の簡易工事
- ・ 水管理委員会（Water User Committee : WUC）、施設セキュリティ体制の設立
- ・ 地方行政（サブカウンティ）、WUC との間での施設運用、水利費徴収、維持管理体制等に関する規約の設定
- ・ 住民への水管理、維持管理、水利費管理の研修の実施
- ・ 最適給水方法（給水時間・給水量等）の確立を目的とした施設の試験的運用
- ・ 県の給水管理者と地方行政（サブカウンティ）による事業の継続・管理

#### 4) 実施体制

##### 関係機関の主な役割

- ・ サブカウンティ：WUC 設立支援、設立後のワークショップ、啓発活動実施、モニタリング施設維持管理のための資材管理
- ・ 調査団：各活動のモニタリング、サブカウンティへの支援、資材提供
- ・ 県：長期的なモニタリングおよびサブカウンティの支援

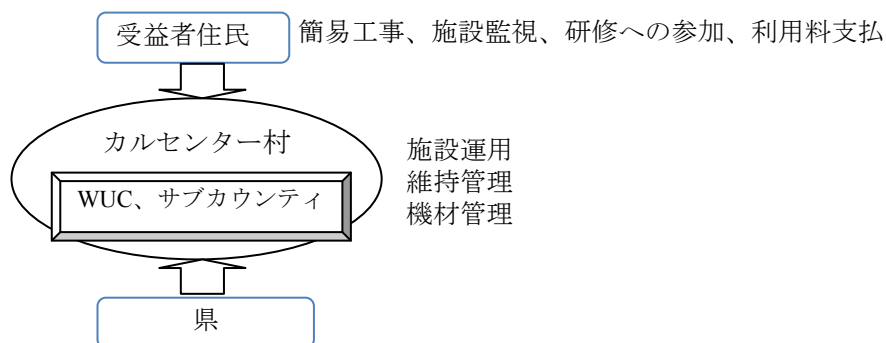


図 2.2.9 各実施主体とその役割

#### 5) 投入

- ・ 給水施設の整備
- ・ 県の給水管理職員、サブカウンティ職員
- ・ 住民および管理者への研修の実施
- ・ 維持管理機材（自転車・管理工具）

#### 6) 期待される成果

- ・ 施設運営に必要な水利費およびサブカウンティ予算が確保される。
- ・ WUC が設立され、施設の持続的な維持管理体制が構築される。
- ・ 安全な水へのアクセス条件が改善され、給水作業時間が短縮される。
- ・ 担当者研修および工事に携わった人材の確保により、給水施設の簡易な修理が可能となる。
- ・ 本 PP 終了後は、WUC が中心となり施設・資材の維持管理を行う。

## 7) 実施スケジュール

活動	6月	7月	8月	9月	10月	11月
ベースライン調査	■					
緊急パイロットプロジェクト給水施設整備	■	■				
水利組合組織化・維持管理体制構築	■	■	■			
試験的給水と運用		■	■	■	■	■
住民への研修			■	■		
モニタリング・評価		■	■	■	■	■

## 8) 確認された効果

### ①第1年次

対象村に居住する住民に対してだけでなく、レストラン経営者等の利用頻度が高い者に対して、下記の通り異なる水利費額を設定した。

表 2.2.4 水利費一覧 (2010年)

対象	水利費
周辺に住む一般の住民	世帯当たり 200UGX/月 (約 8 円/月)
サービス業を営む住民	50UGX/20ℓ (約 2 円/20ℓ)

本 PP 開始直後、共同水栓の蛇口が盗まれ、水道を止める状況となった。ケアテーカーが施設利用者と給水量の記録、水利費の徴収、施設の管理を行う体制としていたが、ケアテーカーが常時施設周辺に待機し、施設を監視することは難しく、ケアテーカーが監視できる時間帯のみ水道を開ける状況である。閉鎖中、住民は周辺の井戸の水を利用している。

### ②第2年次

本 PP 開始当初の共同水栓の利用時間は 7:30 から 11:00 までであったが、利用ニーズの高さから、利用時間を 7:00 から 19:00 まで延長した。

また、当初設定した水利費を下記の通り再設定して徴収している。

表 2.2.5 水利費一覧 (2011年)

対象	水利費
周辺に住む一般の住民	1,000UGX/月 (約 34 円/月)
サービス業を営む住民	100UGX/20ℓ (約 3 円/20ℓ)

施設利用者の 77% (101 世帯中 78 世帯) が水利費を払っているが、一般住民の多くは、近くに農地を持ちつつカルセンター村に居住する農民であり、年間を通じた現金収入は不安定である。したがって、月毎に支払金額で設定されている水利費を、実際には 2~3 箇月分まとめて支払っている。

水利費未払い世帯は、障害者および老人等社会的弱者がほとんどで、WUC が、彼らについては水利費の支払を免除することとしている。加えて、水汲みができない世帯に対しては近隣の住民が水汲みを手伝っている。

### 9) 運営・維持管理体制

施設利用者と給水量の記録、水利費の徴収、施設の管理はケアテーカーが行う体制となっており、彼らに対しては徴収した水利費から毎月 5,000 UGX が支払われている。徴集された水利費は、サブカウンティ職員が管理しており、水利費台帳についても、同様の内容で、WUC 用およびサブカウンティ職員用の 2 冊用意されている（図 2.2.10 参照）。ケアテーカーへの聞き取り調査によると、毎月の支払額も十分でないため、生計を立てるために他の仕事にも従事しなければならない。そのため、1 日中、給水施設の周辺に常駐するのは難しいとのことだった。

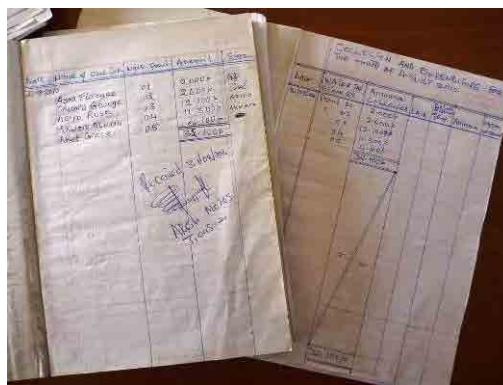


図 2.2.10 水利費台帳

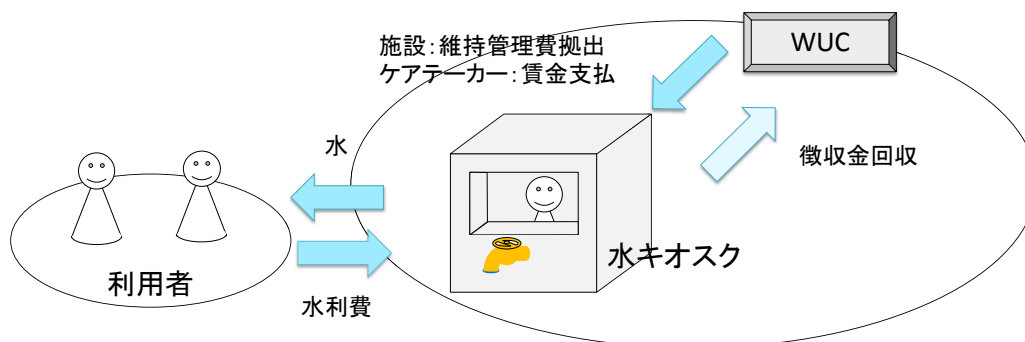
5 箇所の給水所の一部で、蛇口が故障したが、故障した蛇口の一部はサブカウンティに対し修理依頼を行い、修理済みである（蛇口の修理費は、60,000UGX）。しかし、一部は使用できないまま放置されている。

### 10) PP の成果と課題（開発計画、マニュアルへの反映事項）



図 2.2.11 ラムウォ県の水キオスク

本 PP では、サブカウンティ職員の WUC 支援の下、施設の運営・維持管理のための水利費が WUC により裨益者から徴収されている。また、EVI に対する配慮等も行われていることが確認された。しかし、ケアテーカーが常時共同水栓を監視することは難しく、パボサブカウンティで開催される音楽祭の時などの人が多く集まる機会が増加すると、故意ではないものの、いたずらで共同水栓が壊されてしまうということも発生している。共同水栓の管理については、キトゥグム県やラムウォ県の中心地で実施されているシステム（給水キオスクによる水販売システム）を導入したいという意見が WUC から提案された。現状で、水キオスクを実施する体制上の基盤（使用する水量に対する水利費支払い義務の理解）は整っているため、水キオスク（図 2.2.12 参照）を建設するための予算が不足している。この予算については、来年度のサブカウンティ開発計画に盛り込むことが検討されている。



\*3 ジェリカン（18リットルボトル）当たり、100UGX で販売している。

図 2.2.12 ラムウォ県における水キオスクによる水販売システム

以上を踏まえ、本 PP のモニタリング結果を踏まえた特定コミュニティの開発計画への反映事項を記述する。

- ・ 実施体制基盤が整備された後は、水キオスク導入を検討する。

さらに、その他計画策定時に想定した投入量や実施体制については妥当であることが確認された。

また、本 PP のモニタリング結果を踏まえた実施体制に係るマニュアルへの反映事項はない。

## (2) 井戸整備と維持管理体制強化パイロットプロジェクト（PP5）

### 1) 対象村

プクワニ村、チェリ村およびルリャンゴ村

### 2) 背景・目的

対象村の給水設備普及率は、ウガンダ国の平均水準 64%を下回る 51%（プクワニ村）、0%（チェリ村）、20%（ルリャンゴ村）となっており、井戸の補修と適正な維持管理体制の構築が村の緊急の課題となっている。B 類型には約半数の、C 類型の村には 3 割以下の TRK にしか給水施設が整備されておらず、帰還した住民の多くは河川水を飲料用としており、水因性疾患による被害が大きい。

本 PP では井戸の補修とあわせて、地方行政主導による WUC の設立と水利費徴収による修繕費積み立て体制の構築を図る。また、サブカウンティ（プクワニ村およびチェリ村）、或いは住民自身（ルリャンゴ村）が地元住民を 2 名選出し、地方行政公認の修理工として育成する。

本 PP を通して、井戸改修による住民の安全な水へのアクセス改善効果を検証するとともに、地方行政主体（プクワニ村およびチェリ村）または住民主体（ルリャンゴ村）で井戸を持続的に利用できる体制を構築するための課題を整理する。

### 3) 実施内容

#### 井戸の改修・整備

- ・ コミュニティからサブカウンティへ申請書を提出
- ・ 水利施設の運営に関するワークショップの実施
- ・ 井戸の改修・整備

#### WUC の設立

- ・ コミュニティから WUC のメンバー（委員長、書記、会計等）選出
- ・ WUC の活動開始
- ・ 井戸の利用および維持管理方法を WUC と井戸利用予定者と協議
- ・ 井戸利用者の決定と名簿の作成
- ・ 水利費徴収方法の決定、および水利費の積み立て開始
- ・ 井戸が壊れた場合の修繕体制の構築（修理工への連絡方法、費用等）
- ・ 住民の衛生管理のための啓発活動の実施
- ・ WUC、井戸利用者の中で井戸の維持管理計画の策定
- ・ WUC による井戸の運営・維持管理の開始、および井戸利用状況のモニタリング

#### 地方行政公認の修理工の育成

- ・ サブカウンティによる 2 名の修理工候補者選定
- ・ 5 日間の技術研修
- ・ サブカウンティ、修理工の間で、基礎工具の管理・利用方法を含む井戸の維持管理体制の協議ならびに合意
- ・ サブカウンティ事務所/パリッシュ事務所への基礎工具の供与
- ・ WUC と修理工の間で維持管理方法、体制等の合意

### 4) 実施体制

#### 関係機関の主な役割

- ・ サブカウンティ：WUC 設立支援、設立後の WS、啓発活動実施、モニタリング、井戸維持管理のための基礎工具管理
  - ・ 再委託先：井戸改修、修理工育成、井戸維持管理のための基礎工具調達
  - ・ 調査団：各活動のモニタリング、サブカウンティへの支援
-

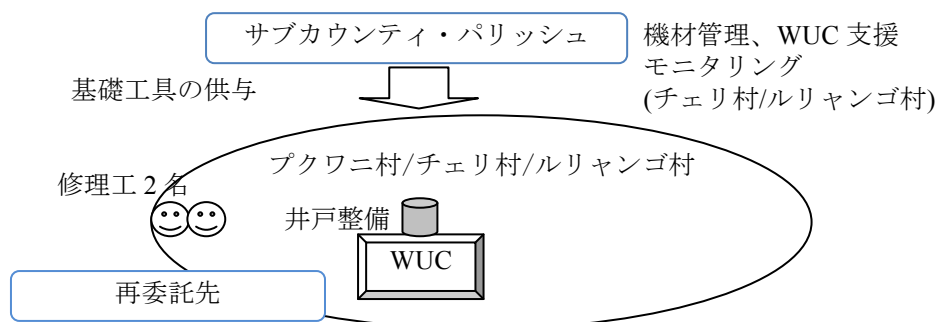


図 2.2.13 各実施主体とその役割

本 PP では井戸の維持管理に必要な基礎工具を再委託先に調達を依頼する。調達された工具は、本 PP で育成された修理工が井戸修理のために利用する。なお、基礎工具はサブカウンティが管理し、修理工が必要な場合に貸し出す。その際、貸し出し帳簿を作成して管理する事を想定している。

## 5) 投入

- ・ 給水施設の整備
- ・ 県の給水管理職員、サブカウンティ職員
- ・ 住民・管理者への研修の実施
- ・ 維持管理機材（自転車・管理工具）

## 6) 期待される成果

- ・ 安全な水にアクセスできる人口が増加する
- ・ 水利費が積み立てられる
- ・ WUC が井戸の維持管理体制を構築する
- ・ 住民の衛生条件が改善される
- ・ 修理工による支援で、井戸の修理が可能となる
- ・ サブカウンティによる基礎工具管理と村の井戸の維持管理支援が実施される

## 7) 実施スケジュール

活動	6月	7月	8月	9月	10月	11月
ベースライン調査	■					
再委託準備	■	■	■			
井戸整備		■	■	■	■	
水利組合組織化		■	■	■	■	
維持管理体制構築		■	■	■	■	
住民への研修		■	■	■	■	
モニタリング・評価					■	■

## 8) 確認された効果

### ①第1年次

これまで、井戸整備が先に行われ、WUC が設立されないケースや初期負担金が徴収されないケースが多かったが、本 PP では WUC の設立および初期負担金の徴収が適切に行われた。

運営維持管理において、水利費の徴収とその積立てが大きな課題となっており、本 PP では会計の透明性を確保し、受益者から公平に水利費を徴収するために、以下の体制を構築した。

- ・3 箇月ごとの会計報告を義務付け、資金管理に透明性を持たせる。
- ・水利費支払いカードを作成し、支払い時に月ごとの署名を水管理者から得る。これによって、水費を支払った住民に、会計が該当月に署名し、給水施設を利用可能とする。
- ・3 箇月ごとに徴収した金額は、銀行口座に預金する。
- ・銀行からの引き落としには、3 名の署名が必要とする。

### ②第2年次

各 WUC の水利費徴収状況について、下表に示す。

表 2.2.6 水利費徴収状況

番号	WUC 所在	類型	水利費	保管金額		
				銀行	個人保管	合計
1	ブクワニ村	B	200UGX/month	60,000UGX	なし	60,000UGX
2	チェリ村	C	500UGX/month (井戸に近い世帯) 200UGX/month (井戸から遠い世帯)	170,000UGX	25,000UGX	195,000UGX
3	チェリ村 (コミュニティ スクール内)	C	500UGX/month (学校に近い世帯) 200UGX/month (PP6 生徒の父兄)	170,000UGX	10,000UGX	180,000UGX
4	ルリャンゴ村 (コミュニティ スクール内)	C	200UGX/month (PP6 生徒の父兄)	130,000UGX	77,000UGX	207,000UGX
5	ルリャンゴ村	C	200UGX/month	90,000UGX	13,000UGX	103,000UGX
6	ルリャンゴ村	C	500UGX/month	90,000UGX	21,000UGX	111,000UGX

銀行保管されている水利費のほとんどは初期負担金であるが、WUC で差があるものの、少ないながらも水利費が徴収され、個人保管されている。PP4 の裨益者同様、裨益者のほとんどが農民であり、年間を通じた現金収入は不安定である。したがって、月毎に支払金額で設定されている水利費を、収穫後に 2~3 箇月分まとめて支払っている。また、以上のような状況から、月毎の支払制度は彼らには不相応のようである。

## 9) 運営・維持管理体制

本 PP は、WUC が中心となり井戸の運営・維持管理を行うが、修理が必要となった場合には、WUC が修理工、サブカウンティに連絡し、修理を依頼、実施し、必要な費用は WUC が徴収し



た水利費から出費する。

WUC 全てにおいて、改修あるいは新設された井戸の故障はなかったため、維持管理面の費用は発生していない。しかし、農業以外の収入が無いため、収穫時期以外は現金収入が無く、その期間の水利費支払いは非常に困難である。

また、下表に示すように、一般的な維持管理費用の発生が想定されているが、そのための費用分を水利費として収集できていない。

また、鍵の購入やケアテーカーへの支払い等運営面の費用は既に発生しており、徴収した水利費からの拠出が行われた WUC（番号 2、3 および 4）もある。また、水利費徴収金額の合計が少ない WUC（番号 1）では、ケアテーカーへの支払いを農産物等の現物支給で対応している。

WUC は、運営面では、定期的な問題点などについて話し合いを行っているが、維持管理面では、水利費の徴収が滞っていることが多くの WUC で見られた。これは、PP 実施後 1 年以内では、井戸の修理が必要となるような問題が発生していないため、水利費徴収の必要性を実感していないことが一因と考えられる。

#### 10) PP の成果と課題（開発計画、マニュアルへの反映事項）

本 PP で井戸が設置された TRK では、当然のように安全な水源である井戸へのアクセスできる人口が増加したが、同一の TRK 内や隣接する TRK であっても、設置された井戸よりも近くにある泉を依然として利用している世帯が見られた。これは、井戸の水が安全な水であるという認識不足と安全な水が衛生面で優れていることに対する理解不足によるところが大きい。WUC に属する住民からも井戸が設置されたことで安全な水を手に入れることができるようになり、その結果衛生条件が改善されるという発想は実感としてない。

また、前述の通り、水利費については、月額支払ではなく、農作物の収穫時期に合わせた数箇月まとめた支払等の検討が必要である。

修理工による井戸の修理は、本 PP で設置された井戸については行われていないが（修理が必要な故障が発生していないため）、本 PP 内での研修実施後、修理工により井戸の修理が各村内で行われた。サブカウンティとの連携は全くなく、地方行政側の支援体制が構築されていないのが大きな原因である。

以上を踏まえ、計画策定時に想定した投入量や実施体制については妥当であることが確認された。

また、本 PP のモニタリング結果を踏まえた実施体制に係るマニュアルへの反映事項を記述する。

- ・ 水利費徴収については、月額払いではなく、農作物の収穫時期に合わせた数箇月まとめた支払いとする（詳細については第 6 章参照）。

### 2.2.3 教育セクター

#### (1) コミュニティスクール公立化支援パイロットプロジェクト (PP6)

##### 1) 対象村

チェリ村、ルリヤンゴ村

##### 2) 背景・目的

対象村では、通常各村に 1 箇所程度小学校が整備されているが、そのアクセス距離は平均 4～5km である。対象村では、公立小学校に児童が集中しており、教室、教員あたりの児童数が過多の状況である。対象村には、低学年を対象としたコミュニティスクールが住民によって建てられ、P1 から P4 の一部はコミュニティスクールで授業を受けている。しかし、多くの児童は通学のために帰還先に住む家族と離れて、学校に近いトランジットサイト周辺で暮らしている状況にある。

本 PP では、コミュニティスクールの改修整備として教室、トイレ、井戸および教員宿舎、河川横断工（カルバート）の設置を行う。また、当該コミュニティスクールは、公立小学校としての登録が計画されており、実際の手続きを行うサブカウンティおよび PTA（Parent-Teacher Association）に対し、登録に関する支援を行う。なお、PTA は今後の施設の運営維持管理の主体となるものであり、改修計画策定段階からプロジェクトへの参加を促す。

本 PP を通して、村から学校へのアクセスが可能となり、トランジットサイトから児童が帰還することにより定住化が促進されることを確認する。また、PTA やコミュニティが主体となって実施する学校登録や運営維持管理に関する課題を整理する。

##### 3) 実施内容

###### 教室の増設、教員用宿舎建設、トイレ・井戸整備(チェリ)

- ・ 住民がコミュニティスクールのアップグレードおよび必要な教育環境整備に係る要請書をサブカウンティに提出
- ・ 教室の増設、教員用宿舎建設、トイレ・井戸整備

###### PTA の再組織化

- ・ サブカウンティ主導で、LC1 リーダー協力の下、既存 PTA を再組織化する。
- ・ PTA の活動開始

サブカウンティ職員と協調して以下の活動を行う。

- ・ 公立小学校への登録に関する協議の実施および合意形成
- ・ 対象児童の登録、名簿作成
- ・ 公立小学校への登録申請書の作成、サブカウンティを通じた県への提出

- ・ 県による登録審査に係るワークショップ、事前調査の受け入れ準備
- ・ 学校運営・維持管理体制の構築（教員の村での暮らしの支援、児童登録更新、定期的な設備点検、サブカウンティを通じた県への修繕費用要請体制）
- ・ 再委託調査：施設整備工事

#### 住民による通学路の整備

- ・ PTA の活動開始調査団と住民との間で通学路整備についての合意形成
- ・ 調査団より道路整備に必要な機材提供と維持管理計画についての合意形成
- ・ 住民による通学路の整備
- ・ 河川横断部のカルバート設置

#### 学校・井戸・トイレ整備・職員宿舎(ルリャンゴ)

- ・ 調査団と住民の間でワークショップを行い住民参加方法についての合意形成
- ・ 学校・井戸・トイレ整備・職員宿舎工事

#### PTA の再組織化

- ・ 住民主体で、既存 PTA の再組織化
- ・ PTA の活動開始
- ・ コミュニティスクール・通学路の整備、井戸・トイレ整備、カルバート設置の進捗状況把握、問題が生じた際の協議会開催
- ・ 教員への報酬システム検討会開催、教員との協議・合意形成
- ・ 対象児童の登録、名簿作成
- ・ 学校運営、維持管理体制の構築（教員への報酬システム確立、児童登録更新、定期的な施設点検、住民による修繕体制）

### **4) 実施体制**

#### 関係機関の主な役割

- ・ 県：LC3 カウンセラーによる住民意向を確認するためのワークショップ開催、教員派遣、教科書配布、予算確保を通じた施設管理、定期的視察
- ・ サブカウンティ：PTA 組織化支援、組織化後のワークショップ、登録申請書作成支援、LC3 カウンセラーへの登録申請書提出、教員支援・設備点検等
- ・ PTA：学校運営の支援、教員の生活支援

- ・ LC1：PTA の再組織化、組織化後のワークショップ、登録申請書作成、LC3 カウンセラーによる登録審査の受け入れ準備、教員の村での生活支援体制確立、設備点検方法確立、児童登録更新、学校運営、設備管理、教員支援実施、施設修繕計画作成・サブカウンティへの提出
- ・ 再委託先：教室、教員用宿舍建設、トイレ、井戸整備
- ・ 調査団：各活動のモニタリング、サブカウンティへの支援

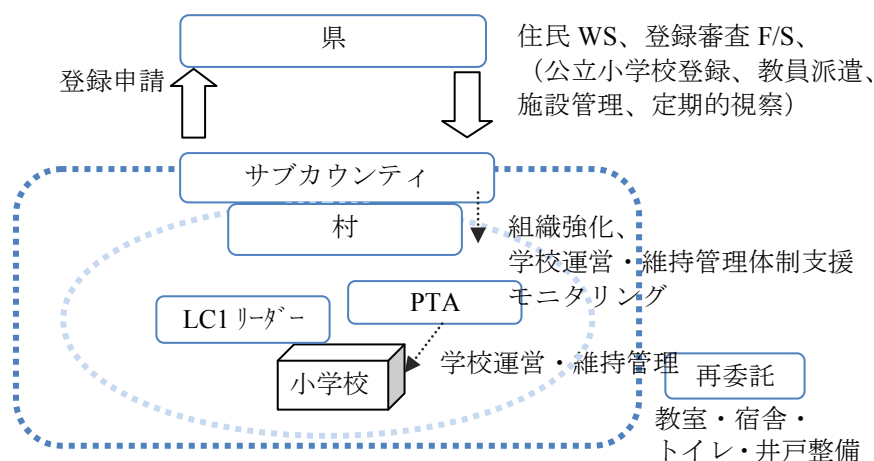


図 2.2.14 各実施主体とその役割

## 5) 投入

- ・ 再委託（教室の増設、教員用宿舍建設、トイレ・井戸整備）
- ・ 県行政官、サブカウンティ職員

## 6) 期待される成果

- ・ 児童の就学率が向上する
- ・ サブカウンティによる学校運営・維持管理体制支援が実施される
- ・ PTA が学校運営・維持管理体制を構築する
- ・ 家族構成員が全員一緒に生活している世帯数が増加し、村への定住が促進される

## 7) 実施スケジュール

活動	6月	7月	8月	9月	10月	11月
ベースライン調査	■					
再委託準備	■	■	■			
施設整備			■	■	■	■
PTA の組織化		■	■	■	■	
公立小学校への登録支援		■	■	■	■	
運営・維持管理体制の構築		■	■	■	■	
モニタリング・評価					■	■

## 8) 確認された効果

### ①第1年次

コミュニティスクールの整備に伴い、チェリ村では143人、ルリャンゴ村では63人の児童が帰還し、親元からコミュニティスクールに通学するようになった。

表 2.2.7 コミュニティスクールの児童数の変化

村名	コミュニティスクールに通学する児童数	
	整備前	整備後
チェリ村	0人	166人以上
ルリャンゴ村	21人	84人

さらにチェリ村では、児童の帰還に伴い、隣接するトランジットサイトにある公立小学校の教室当たりの児童数（PCR）と教員当たりの児童数（PTR）が低下した。

表 2.2.8 PCR および PTR の変化（隣接するトランジットサイトの公立小学校）

	整備前	整備後
PCR	70人	58人
PTR	84人	69人

通学路のようなコミュニティ道路については、コミュニティが整備から維持管理まで行い、彼らが整備できない横断工など一部の施設についてプロジェクトで整備した。PP6 では、住民による1週間に1回の共同作業で12kmのコミュニティ道路が整備され、コミュニティの主体性を尊重することで住民の自立が促進されることが確認された。

### ②第2年次

両コミュニティスクールとも、生徒数の増加が見られた（チェリ村は83人から196人に、ルリャンゴ村は92人から163人に増加）。また、新規学年（チェリ村ではP5およびP6、ルリャンゴ村ではP6）も新たに設置された。

表 2.2.9 コミュニティスクールの児童数の変化

	P1	P2	P3	P4	P5	P6	2010年 合計	2011年 合計
ルリャンゴ村	55	36	25	25	15	7	92	163
チェリ村	59	34	23	25	27	28	83	196



図 2.2.15 共同作業による教室増築

ルリャンゴ村のルカイ・コミュニティスクールの教室あたり生徒数（PCR）および教員当たりの生徒数（PTR）はそれぞれ27.2人/クラスおよび81.5人/先生、チェリ村のコミュニティスクールは31.1人/クラスおよび26.2人/先生であった。

増加した生徒数に対応するため、既設の教室を取り壊し、村人による共同作業で新たな教室を増築する活動がルリャンゴ村では見られた（図 2.2.15 参照）。

## 9) 運営・維持管理体制

ルリャンゴ村およびチェリ村では月に1度、学校の円滑な運営と公立化の検討を主たる目的として、PTAによる協議が実施される。議題の内容は、公立化に関する協議および学校の授業料等が多いが、両コミュニティスクールとも、学校に専属の保健職員を探しており、特にチェリ村のコミュニティスクールでは職員としての雇用が検討されている。

表 2.2.10 PTA の協議内容

ルリャンゴ村ルカイ・コミュニティスクール	チェリ村コミュニティスクール
<協議内容> ・小学校公立化 ・授業料 ・小学校の児童の規律 ・新設した学年のための教室建設 ・教員の追加 ・保健医師の登用	<協議内容> ・小学校公立化 ・授業料 ・P7のクラスの設定 ・教員の収入を補うための農場整備 ・4教員用のハット建設 ・学校施設の掃除 ・保健医師の雇用（VHTによる代行）

また、PTAによる教師への給与支払い状況について調査した。その結果を以下に示す。

表 2.2.11 教師への給与

対象村	教員の給与	生徒からの徴収額	徴収率
ルリャンゴ村	60,000 UGX/月	3,000 UGX/学期 (別途 P3~P5 は試験代 1,000UGX)	25%未満
チェリ村	50,000 UGX/月	4,000 UGX/学期	18%程度 (175人中23人分が徴収される)

ルリャンゴ村では、学期ごとに集める 3,000UGX を、全校生徒の 25%程度の親のみが支払っており、教員の月々の給料 (60,000UGX) を充足させる事は困難である。教員や住民によれば、IDP キャンプから帰還したばかりの親は、生計手段がないため授業料を支払う余裕がないことや生計手段として農業を行っている場合にも農業からの収入のみでは定期的な授業料の支払いが難しいとのことである。因って、チェリ村では、ボランティアの教師に対し、50,000UGX の給料以外に圃場を整備し、農作物を生活に役立てて貰うことを計画している。

本 PP で供与した教材および設備に関して、教材は児童への貸出制で利用されており、教員が管理を行っている (ルリャンゴ村では1週間、チェリ村のコミュニティスクールでは2週間の貸出期間が定められている)。

## 10) PP の成果と課題 (開発計画、マニュアルへの反映事項)

本 PP により、村から学校へのアクセス時間が短縮され、これまでトランジットサイトに留まっていた児童が帰還し、親元から学校に通える児童の数が増加しており、本 PP の効果が確認できた。ただし、運営・維持管理において、ボランティア教員への給与支払いが滞るなどの問題があり、持続的に学校の運営維持管理を行うには、早い段階で、コミュニティスクールを公立化することが重要であると考えられる。公立化されれば、有資格教員が県から派遣されるだけでなく、施設や資機材の運営維持管理費が県予算から各学校に投入される。

公立化について、ルリャンゴ村およびチェリ村では県による現状調査が行われ、DEO から公立化のための申請書類が教育省に提出された段階である。DEO による現状調査においては、以下の公立化のための要件を満たすと判断され、教育省へ申請書が提出されている。しかしながら、アムル県およびヌウォヤ県全体で考えると、県に属する小学校の教員あたりの児童数 (PTR) が基準である 60 よりも高いため、県から教育省への申請が行われても、県が小学校に対し教員を派遣できる可能性が低い。よって、本 PP の対象コミュニティスクールが公立化されるには時間を要する事が予想される。

表 2.2.12 公立化のプロセスと対象コミュニティの実施段階

ステップ	内容
Step1 : コミュニティから県への要請	コミュニティスクールの PTA、LCI Chairman が、公立化のための要請書を作成し、県に提出。
Step2 : 県 (DEO) による現状調査	県から教育担当の Inspector が派遣され、対象のコミュニティスクールの現況調査を実施。 その際、以下の 4 点の確認を行う。 ・学校の敷地が 5 エーカー以上あるかどうか (空間的に)。 ・児童数が 150 人以上いるかどうか。 ・隣接する公立の小学校から 2 km 以上離れているかどうか。 ・コミュニティによる仮設教室が設置されているかどうか。
Step3 : 教育省への申請書提出	県の Inspector による調査の結果で、上記の条件が満たされていた場合、DEO が公立化のための申請書を作成し、教育省に提出する。申請書には、対象サイトの場所、人口、用地範囲、児童数、ボランティア教員数、アクセス道路等について記載する。申請書には、コミュニティと県との間で結ばれたミニッツ、地主との用地移譲に係る合意文書 (5 エーカー以上) を添付する。 この申請書は毎年 2 月までに県から教育省に申請書が提出される必要がある。
Step4 : 教育省での承認	教育省では、2 月から 6 月までの間に申請書の審査を行う。特に、県が新しい公立小学校に教員を派遣する能力があるかどうかを確認する。具体的には、 <b>県に属する小学校の教員あたりの児童数 (Pupil Teachers Ratio : PTR) を確認し、PTR が 60 以下の場合に申請を許可する。</b>

←両コミュニティスクールとも、この段階がボトルネックとなっている。

出典：「ウガンダ国アチョリ地域国内避難民帰還・定住促進のためのコミュニティ再生計画準備調査」資料

公立化されるまでの間、コミュニティスクールの持続的運営が行われる為には 1)コミュニティスクールにおける事業運営の明示化による運営の方向性の確立および 2)近隣の小学校からの技術移転・研修を行う事が肝要である。また、学校運営の為の暫定的な事業運営予算の取得方法としては、県により実施される LCI レベルでのビレッジコンサルテーションでの申請、または地元/国際 NGO への助成金申請等が考えられる。

以上を踏まえ、計画策定時に想定した投入量や実施体制については妥当であることが確認された。

また、本 PP のモニタリング結果を踏まえた実施体制に係るマニュアルへの反映事項はない。

### 参考：オトルクメ・コミュニティスクールの運営維持管理

チェリ村のオトルクメ・コミュニティスクールは1958年に創設された。紛争により一時閉校したが、2007年より授業を再開し、現在学校には412人の児童が在籍し、4人のボランティア教師が授業を行っている。

オトルクメ・コミュニティスクールに関し特筆すべきは、持続的な学校運営のための計画を策定している点にある。ここでは、ボランティアの教師とPTAが年次ごとのアクションプランを作成し、LC1およびパリッシュチーフの協力を得ながら運営の為に必要な活動を計画的に実施している。ここから、学校で作成した計画を用い、LC3およびLC5の行政官に対し効果的にニーズの説明を行う事を可能にしていると考えられる。

また、オトルクメ・コミュニティスクールでは、上記のような学校運営法（年次目標とそのため戦略）、児童への指導法を近隣の公立小学校から学んでいる。教師間での知識の共有が授業の質の向上および学校運営の効率化に貢献すると考えられる。

一方、他のコミュニティスクールと同様、授業料に関しては支払われないことが多く、教師への支払いは滞りがちであり、設備投資も実施が難しい状況にある。ただし、オトルクメ・コミュニティスクールではCPAR（Canadian Physicians for Aid and Relief）やSave the Children in Uganda等に教室建設を依頼している。このように、県からの予算調達が困難な場合、暫定的にNGO等の支援を受ける事も可能である。

## 2.2.4 保健セクター

### (1) VHT 能力強化パイロットプロジェクト（PP7）

#### 1) 対象村

チェリ村、ルリャンゴ村

#### 2) 背景・目的

ウガンダ国では、県レベルの病院 Health Center V（HCV）から村落レベルのHCIまで5段階の保健・医療サービス施設が設置されている。しかし、対象村ではHCIIが整備されているが、スタッフが配置されず機能していない施設が多い。また、保健普及員（VHT）の数が不足しており、適切な活動が行われていない。VHTが育成されることによって、地域で基礎的な保健サービスを受けられる人々が増加する。

本PPを通して、VHT育成、VHTとHCIIとの連携により住民の疾病予防や医療機関の利用状況がどの程度改善されるか・VHTの啓発活動により住民の疾病予防や初期医療活動の状況改善がどの程度実現されるかを検証するとともに、VHTが活動を継続していく上での課題を抽出する。

#### 3) 実施内容

- ・ VHT 研修生の選出
- ・ 県保健局のテクニカルチームによる研修実施（6日間）（研修は、チェリ、ルリャンゴ村



の VHT 候補生と合同で実施。)

- ・ VHT、HCII スタッフとの間で、供与機材の利用方法、管理方法の協議・合意
- ・ 自転車や長靴等資機材の HCII への供与
- ・ HCII との連携のもと、VHT による啓発活動、初期医療活動の開始
- ・ HCII による VHT 活動モニタリング

#### 4) 実施体制

##### 関係機関の主な役割

- ・ 県行政官：VHT 候補者への研修実施（チェリ村）
- ・ HCII：VHT 活動のモニタリング（簡易医療キットの管理、補充を含む）、技術支援（ただし、ルリャンゴ村には HCII の施設はあるものの、看護師が派遣されておらず、機能していなかった事から、本 PP は、チェリ村の VHT の研修と共同で、県行政官を講師として実施した。）
- ・ VHT：保健・衛生に関する啓発活動の実施、初期医療（チェリ村）

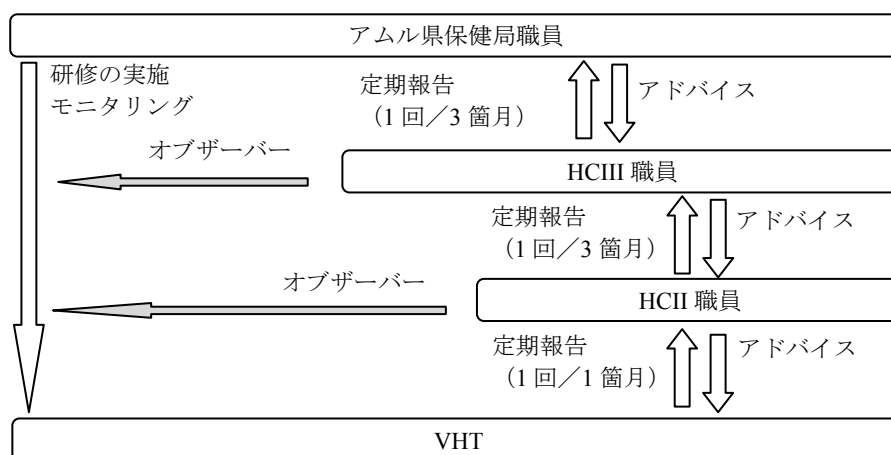


図 2.2.16 各実施主体とその役割

本 PP では VHT の移動手段として自転車等を供与する。これらの資機材は基本的に VHT が管理する。なお、基礎医療キットの消耗品は、ウガンダの既存システムに基づき、不足分を HCII もしくは HCIII が、本 PP 開始後、PP 終了後も含め必要量を補充する。その結果、供与された機材を VHT が有効利用しながら、ウガンダの末端医療システムに基づき、活動が継続できることを想定している。

#### 5) 投入

- ・ VHT 研修（研修は県保健局が実施する）、研修用資機材
- ・ VHT 活動用資機材（自転車、長靴等）

## 6) 期待される成果

- ・ VHT が育成され、HCII の支援のもと活動が実施される
- ・ VHT の活動により、村の保健・衛生状況が改善される
- ・ HCII と VHT が連携した初期医療活動が実施される

本 PP 終了後は、チェリ村では PP によって構築された VHT と HCII との連携、支援体制により VHT の活動が継続されることを想定する。一方、ルリャンゴ村では HCII 等の近隣の医療機関の支援がなくとも、VHT が PP 終了後も活動を継続する事を想定する。なお、VHT に供与する機材は VHT が管理するが、定期的に HCII がその利用状況を確認する。特に、医薬品等消耗品はウガンダのシステムに基づき、必要な物が HCII より VHT に供与されることを想定している。また、HCII 等の近隣の医療機関の支援がなくとも、VHT が PP 終了後も活動を継続する事を想定する。

## 7) 実施スケジュール

活動	7月	8月	9月	10月	11月
ベースライン調査			■		
VHT の選出				■	
VHT の研修				■	
村における啓発活動					■
モニタリング・評価					■

## 8) 確認された効果

### ①第1年次

ルリャンゴ村については、男女各1名を選出するように依頼した。集落長が中心となり、地域住民らとの協議の結果、各 TRK で男女各1名が選出された。選出されたルカイ TRK の女性は文字の読み書きが困難であった。しかしながら、研修内容は十分に理解しており、筆記の支援を受けられれば、理解度試験への回答も十分に可能であった。

従来、研修期間は15日間であったが、ウガンダ国が出している最新の VHT 研修マニュアルでは、5日か6日間の研修を実施し、必要に応じ、研修日数を追加する事としている。本 PP でも、基本的な事項を中心とした6日間の研修とし、研修受講者も全期間参加する事ができ、集中力も継続でき、理解度の向上も確認できた。また、研修実施後も VHT 活動を継続して実施している人が多く、本 PP より、研修期間、研修内容等の妥当性が確認できた。

ルカイの VHT は、地域住民の位置が分かる地域資源マップを作成していた。本地図により、ルカイの住民54戸の位置が把握でき、また別途、地図番号に合わせた個別家庭調査票を作成しており、これ等を基に、各家庭の生活環境や衛生環境や保健医療状況が把握できている。研修後1箇月にモニタリングした際は、全54戸の内、10戸の情報が整理されているにとどまっていたが、今後さらに情報を集め、整理しようとしている。

### ②第2年次

本 PP では、第 1 年次に実施した 6 日間の VHT 研修（ルカイ：6 名、チェリ村：11 名）において、下表に示す講義を受講し、それらの研修成果を踏まえ、活動を行っている。

表 2.2.13 VHT 講習概要と実際の活動内容

受講内容	活動内容
<ul style="list-style-type: none"> <li>コミュニケーション、ファシリテーション</li> <li>カウンセリング</li> <li>公衆衛生、学校衛生、食品衛生、感染症、疾病に関する知識</li> <li>記録の取り方</li> <li>家庭訪問</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>担当の世帯からの基礎情報収集</li> <li>社会的弱者等の個別のケースの把握</li> <li>公衆衛生、学校衛生、食品衛生、感染症、疾病等に関する啓発活動</li> <li>ノートへの記録</li> <li>地域マップの作成</li> </ul>

VHT は 1 人当たり 30～70 人の世帯を巡回しており、各々が世帯の構成員および保健衛生に関する情報をノートに記載し保持している。家計調査の記録等の項目は個人ではばらつきが見られるものの、研修を受講した全員が訪問家庭の状況をノートに記録している。以下に、VHT がコミュニティから情報収集を行っている項目を示す。

表 2.2.14 VHT によるコミュニティからの情報収集項目

VHT が収集を行っている基礎情報	HCIII から保健省に対し送られる情報
<ul style="list-style-type: none"> <li>家族構成員</li> <li>性別</li> <li>年齢</li> <li>家庭内の死者数(乳幼児死者数)</li> <li>学齢期の子供のうち、学校に通っていない人数</li> <li>家族計画に関する知識の有無</li> <li>長期残効蚊帳の利用</li> <li>HC での診療回数</li> <li>予防注射を受けているか</li> <li>駆虫薬の受け取り</li> <li>ビタミン A の受け取り</li> </ul> <p>ただし、聞き取り項目は個々の VHT により異なっている</p>	<ul style="list-style-type: none"> <li>予防接種に関する情報</li> <li>マラリア予防に係る記録(IRS)</li> <li>リプロダクティブヘルスに関する記録</li> <li>村毎の栄養状態に関する情報</li> <li>村毎の出生数、死亡者数(乳幼児死亡者数)等</li> </ul>

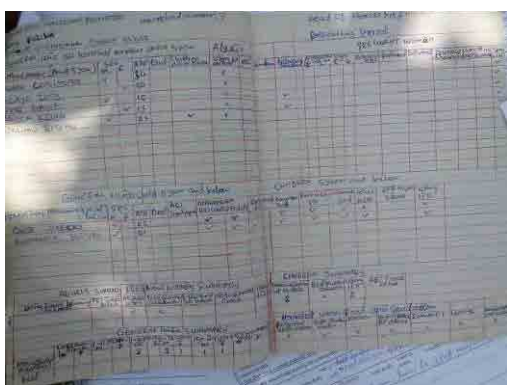


図 2.2.17 VHT による家計調査の記録



図 2.2.18 VHT に対する調査票記入の様子

VHT は、上記に示したような衛生・保健に関する基礎情報を TRK ごとに収集し、月に 1 回程度（HCII への訪問回数は、保健省により定められているが、VHT 個人に訪問回数はばらつきがある）近隣の HCII および HCIII に情報を提供している。また、VHT は地域の社会的弱者等（HIV/AIDS 患者等）の情報も把握しており、適宜メンタルケア等も行っている。

VHT の活動に関するルリャンゴ村およびチェリ村への世帯調査の結果、VHT は第 1 年次の研修の際に学んだ衛生、マラリア等に対する感染症予防、予防注射の重要性および栄養不良状態の危険性等を説明する活動を行っていることが確認された。また、VHT の活動のインパクトとして、ルリャンゴの世帯への聞き取り調査によると、家庭内の衛生施設の改善、保健衛生に関する知識の向上、感染症の減少および健康状態の改善などが挙げられた（図 2.2.19 参照）。

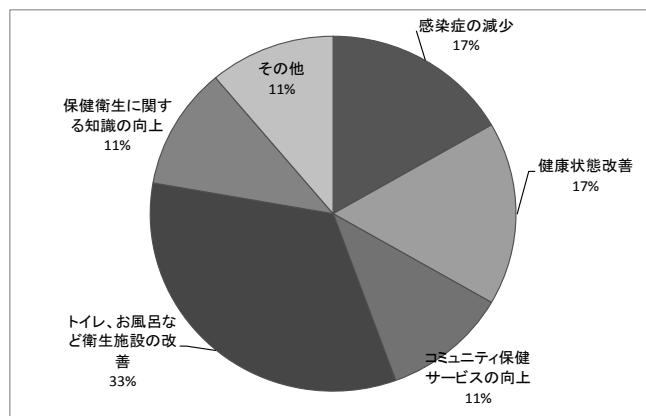


図 2.2.19 VHT 活動のインパクト

また、VHT に対する聞き取り調査では、啓発活動の結果として、母子の予防接種率の増加、世帯当たりのトイレの設置数の増加およびマラリアの減少が見られたと回答している。したがって、村への世帯調査および VHT への聞き取り調査の結果、VHT が TRK レベルで設置されることにより、きめ細かい基礎保健の知識が普及し、コミュニティの衛生環境の改善に貢献することが確認された。

VHT の研修に関し、通常 2 週間の研修プログラムを 5 日間に短縮し、コミュニティ啓発活動をするための訓練を受けているため、基礎医療措置の実施は制限されているが、基礎医療キットを配布・使用できるようになりたいとの声があった。一方、基礎医療キットに関して、HCII レベルでキットが不足しているため、VHT による各世帯への配布までの個数はない。例えば、ルリャンゴ村でアンケートを取った 13 人のうち、5 人は VHT からビタミン A 等の錠剤を受け取ったとしているが、8 人は HCII で診療を受け、処方薬を得ていると回答している。また、基礎医療キットに関しては、WHO がファンドを付けて HCII を通じ VHT に配布していた時期があったが、現在は政府による配布は行われていない。さらに、薬は医療施設での処方箋を元に処方されるようになったため、医薬品の HCI および II での配布は実施されない予定である。以上から、現在のところ、VHT に対する研修内容はコミュニティに対する啓発活動に主眼を置いた内容が妥当であると考えられる。

## 9) 運営・維持管理体制

VHT の主な活動としては、世帯数調査と調査結果の HC への報告、保健衛生についての啓発活動や医療を受ける必要のある患者に対して適切な医療施設を紹介することであり、研修等の初期投入のみで運営については特に費用を充足する必要は無い。保健セクターに対する予算が確保され、新規の活動が VHT に対し求められることになるまでは、研修後は訓練を受けた VHT 間で経験の共有を図ることを通じ、活動の持続性を保つこととする。

## 10) PP の成果と課題（開発計画、マニュアルへの反映事項）

本 PP でトレーニングされた VHT により、村の保健衛生状況に関し報告体制が構築された。これにより、保健セクターにおける TRK の情報が HCII、HCIII にも伝達可能となった。また、VHT が村に常駐する事により、医療を受ける必要のある患者を適切な医療施設に紹介する仕組みが構築された。

一方で、VHT の活動を監督する者の存在はおらず、多くの HCII 以上の医療施設は、スタッフ不在、あるいは医療器具が揃っていないため、十分機能していない。よって、コミュニティでは VHT の活動を持続させると共に、HCII 以上の医療施設へのスタッフの配置を迅速に行う必要がある。

以上を踏まえ、計画策定時に想定した投入量や実施体制については妥当であることが確認された。

また、本 PP のモニタリング結果を踏まえた実施体制に係るマニュアルへの反映事項はない。

### 2.3 開発モデルの妥当性の検証

本コミュニティ開発計画では、短期目標として 2015 年までに「定住化」、2030 年までに県が定める上位目標「平和で繁栄し、自立発展するコミュニティ」を目指し、地域特性に合わせて生産・生計、教育、給水、保健、生活の各セクターの包括的改善を図る開発モデルを提案した。以下に「定住化」の概念図を示す。なお、設定した達成数値については、ウガンダ国における各セクターの目標値や現地状況を基に設定している。

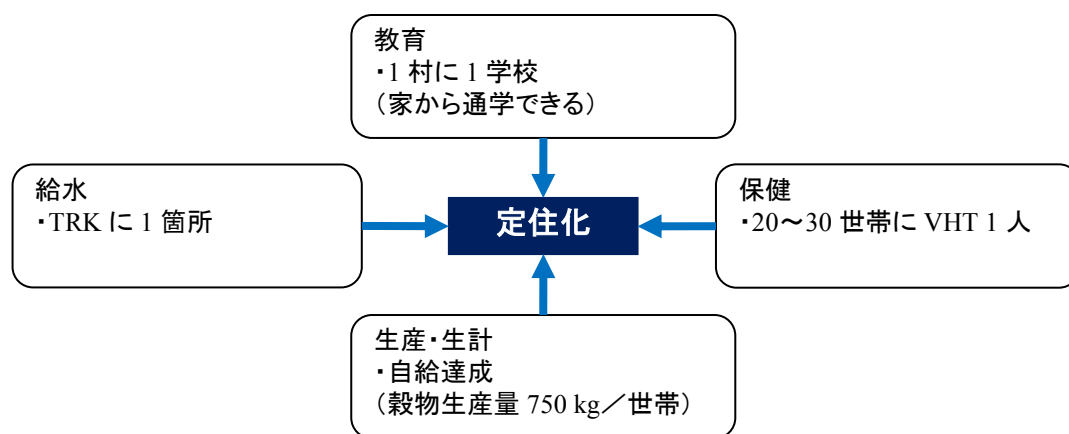


図 2.3.1 定住化概念図

開発モデルの妥当性を検証するために、生産・生計、給水、教育および保健のマルチセクターで PP を実施したチェリ村とルリャンゴ村において、4 セクターの短期開発目標の達成度を調査するとともに、定住化に係る指標を使って、対象コミュニティにおける「定住化」促進効果を調査した。

#### 2.3.1 短期開発目標値の達成度

セクター別の短期開発目標値の達成度を次頁表に示す。

表 2.3.1 セクター別短期開発目標値の達成度（2011年12月現在）

セクター	短期開発目標値 (2015年)	チェリ村		ルリャンゴ村	
		PP実施前	PP実施後	PP実施前	PP実施後
生産・生計	世帯当たりの穀物生産量 750 kg	514 kg (3,427 m <sup>2</sup> )	1,525kg (10,164 m <sup>2</sup> )	653kg (4346 m <sup>2</sup> )	1,347kg (8,980 m <sup>2</sup> )
給水	井戸のある TRK の割合 100%	0%	25%	15%	31%
教育	村内の小学校数：1以上	0 箇所	1 箇所	1 箇所	2 箇所
保健	VHT あたりの世帯数 20～30 世帯	757 世帯	42 世帯	104 世帯	52 世帯

世帯当たりの穀物生産量について、2011年における調査では、農作物の収穫が終わっていなかったため、農地面積から生産量を推定した。

上記の通り生産・生計セクターは、2011年の時点で目標値を達成した。一方、給水セクターにおいては、一部の TRK を対象に PP を実施したため、目標値の3割程度の達成度となった。教育セクターは両村ともコミュニティスクール整備により目標値が達成された。保健セクターは、目標値達成には至っていないが、現状値が大幅に改善された。

### 2.3.2 定住化指標による開発モデル妥当性の検証

チェリ村とルリャンゴ村において、事業実施による裨益を受けた TRK と裨益を受けていない TRK において、以下のモニタリング項目について調査を行った。調査した世帯数は、それぞれ 29 世帯と 31 世帯である。また、全セクターに係る定住化指標（案）の一部については集落長（Rwot Kweri）に聞き取り調査を行った。

第1年次の定住化指標（案）決定に際して、下表でモニタリング項目として示されている項目を考慮し、定住化指標（案）を設定した経緯がある。また、モニタリング項目は、定住化後の住民にとって、定住促進に寄与すると想定した項目である。

表 2.3.2 定住化指標（案）とモニタリング項目

セクター	定住化指標（案）	モニタリング項目	設定経緯
生産・生計	自給が達成された世帯数	農業生産量の変化（農地面積） 栽培品種の変化	定住阻害要因「帰還村で農作業ができない」事に係る変化の把握および中期開発目標の達成度の把握
給水	基礎インフラへのアクセス時間	井戸を使用している世帯数 水へのアクセス時間	定住阻害要因「基礎インフラの未整備」に係る変化の把握中期開発目標の達成度の把握
教育	基礎インフラへのアクセス時間	学校へのアクセス距離	定住阻害要因「基礎インフラの未整備」に係る変化の把握中期開発目標の達成度の把握
全セクター	家族構成員が全員一緒に生活している世帯数	家族全員が一緒に生活している世帯数の変化（実家から通学する児童を持つ世帯/調査世帯）	治安が安定し、子どもが自宅から学校へ通えるようになったかを把握

セクター	定住化指標 (案)	モニタリング項目	設定経緯
	プロジェクト実施後に出身村に移住した人数	プロジェクト実施後に出身村に帰還した人数 (TRK の人口あるいは世帯数の増加率)	
	長期的に安定して定住が可能と考えている住民の数	70 世帯以上の世帯が考える定住の阻害要因	

以下に調査結果概要を示す。

表 2.3.3 調査結果概要

セクター	モニタリング結果	裨益 TRK		非裨益 TRK	
		2009	2011	2009	2011
生産・生計	PP 実施後の農地面積変化量	10,360m <sup>2</sup>	18,072 m <sup>2</sup>	12,968m <sup>2</sup>	17,601 m <sup>2</sup>
	PP 実施後の栽培品種変化量	3.9 種類	4.6 種類	4.8 種類	5.0 種類
給水	井戸を使用している世帯割合	0%	30%	0%	7%
	水へのアクセス距離	1.5km	1.0k m	1.5km	1.5k m
教育	学校へのアクセス距離	7.6km	3.0km	4.1km	4.1km
全セクター	実家から通学する児童を持つ世帯の割合	30%	76%	63%	63%
	帰還した人数の増加率	2.2 倍および 13.0 倍		平均 1.4 倍	
	70 世帯以上の世帯が考える定住の阻害要因	<ul style="list-style-type: none"> <li>・安全な水へのアクセスの欠如</li> <li>・保健施設へのアクセスの欠如</li> <li>・小学校へのアクセスの欠如</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・保健施設へのアクセスの欠如</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・安全な水へのアクセス</li> <li>・保健施設へのアクセス</li> <li>・小学校へのアクセス</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・安全な水へのアクセス</li> <li>・保健施設へのアクセス</li> <li>・小学校へのアクセス</li> </ul>

生産・生計セクターについては顕著な差は見られないものの、その他の項目について、裨益 TRK において調査結果に一定の優位差が見られた。したがって、現時点においても、開発モデルの妥当性は確認され、また既に提案された定住化指標も妥当であると考えられる。



## 第3章 他県への展開に向けた実施体制の検討

### 3.1 ウガンダ国の行政システム概要

#### 3.1.1 ウガンダ国の地方行政システム

ウガンダ国の地方行政システムは、コミュニティ開発計画における役割等から政治セクターと行政セクターに区分できる（図3.1.1参照）。それぞれのセクターは、地方自治体（Local Council: LC）1からLC5の階層構造を基準に構成されている。LC5は上部地方自治体（Higher Local Government）、LC3は下部地方自治体（Lower Local Government）と呼ばれる。

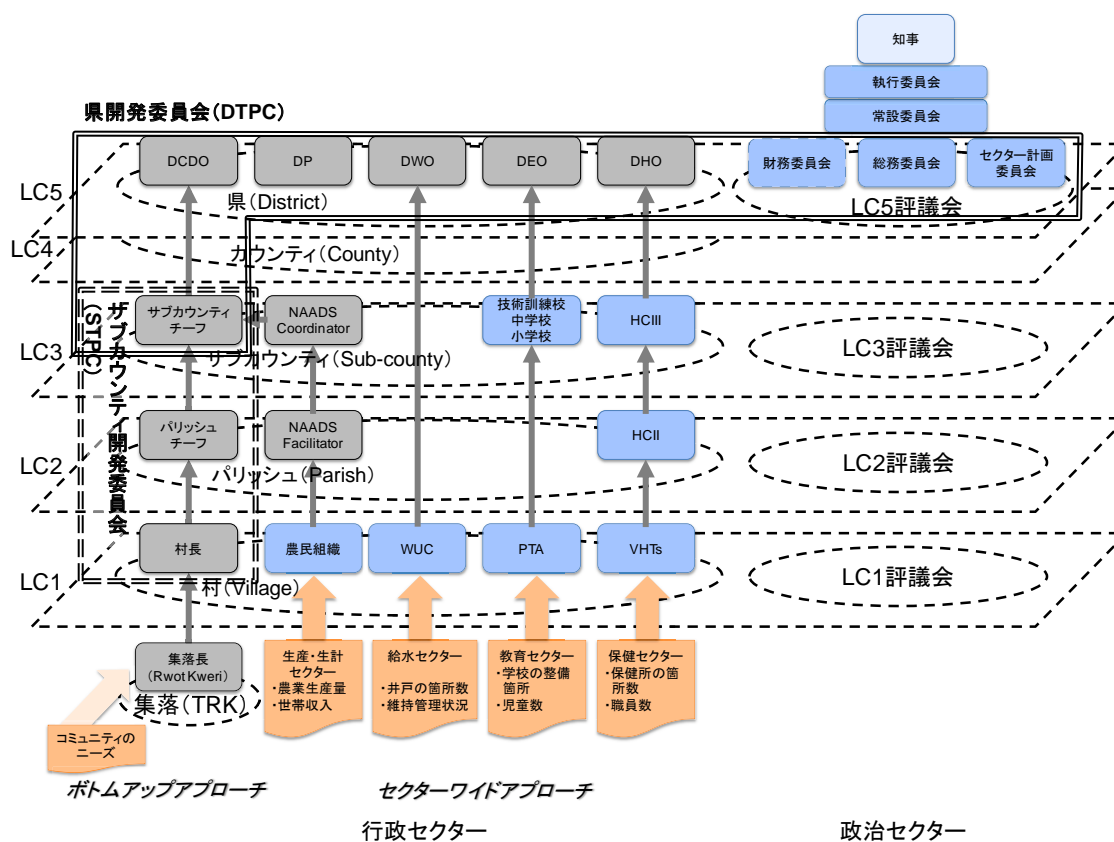


図 3.1.1 ウガンダ国の地方行政システム

コミュニティ開発計画における役割について、行政セクターは地方行政の計画および予算執行、政治セクターは計画の実施および運営・維持管理を担っている。また、LC5では、TRKで収集されるニーズと各セクターの情報を基に計画案が検討され、両セクター間で協議を行いながら、適切な県開発計画(District Development Plan: DDP)を策定および実施することが求められているが、それらは十分に機能していないのが現状である。

#### 3.1.2 県の開発計画策定プロセス

LC5は、5カ年の国家開発計画（NDP）の趣旨に沿って県開発計画（DDP）を作成し、DDPは中央政府から配分される予算上限を基に作成され、1年ごとに見直しが行われるローリングブ

ラン<sup>1</sup>であり、2011年3月に策定された開発計画ガイドライン（Natural Guideline for Development Planning in Local Government）に従って策定されている。

DDP 策定については、ボトムアップアプローチを基本としている。下部地方自治体である LC3 が、さらに下位組織である LC1 および LC2 からニーズを吸い上げ、サブカウンティ開発計画（Sub-county Development Plan: SCDP）を策定する。各 LC3 から提出された SCDP を基に、LC5 は計画をとりまとめ DDP を策定することになっている。

LC5 は DDP を策定するとともに、地方政府予算枠組書（Local Government Budget Framework Paper: LGBFP）を作成する。LGBFP は、全ての予算付けプロセス、各セクターの過去5年間の計画執行状況および中期を越えて各セクターで達成される特定の目標や成果について記載している中期予算計画である。前述の国家開発計画ガイドラインの中でも、DDP と LGBFP はリンクすることが求められているが、LGBFP の予算見積りが非現実な場合が多く、LC5 の計画策定プロセスにおいて、LGBFP が重要な指針として取り扱われていない<sup>2</sup>。

予算編成については、10月の予算会議にて、財政政策、セクター毎への配分、LC5 および LC3 への配分を決定するために必要な予算上限枠が決定されるため、計画に必要な情報収集は7月頃から開始される。したがって、開発計画策定が本格化するのは10月以降となる。

### 3.1.3 開発計画策定上の中央省庁の役割とガイドライン

プロジェクトの計画策定および実施は、様々な中央省庁・機関が関係しており、PRDP では、OPM が責任機関となっている。PRDP 対象県がワークプランを OPM に提出し、OPM が各省庁から承認を得た後、財務計画経済開発省（Ministry of Finance, Planning and Economic Development: MoFPED）が各県のワークプランに基づき PRDP 予算を出す仕組みになっている（図 3.1.2 参照）。

<sup>1</sup> アフリカにおける地方分権化とサービス・デリバリー - 地域住民に届く行政サービスのために - , 国際協力総合研修所, 2007.7.

<sup>2</sup> 同上

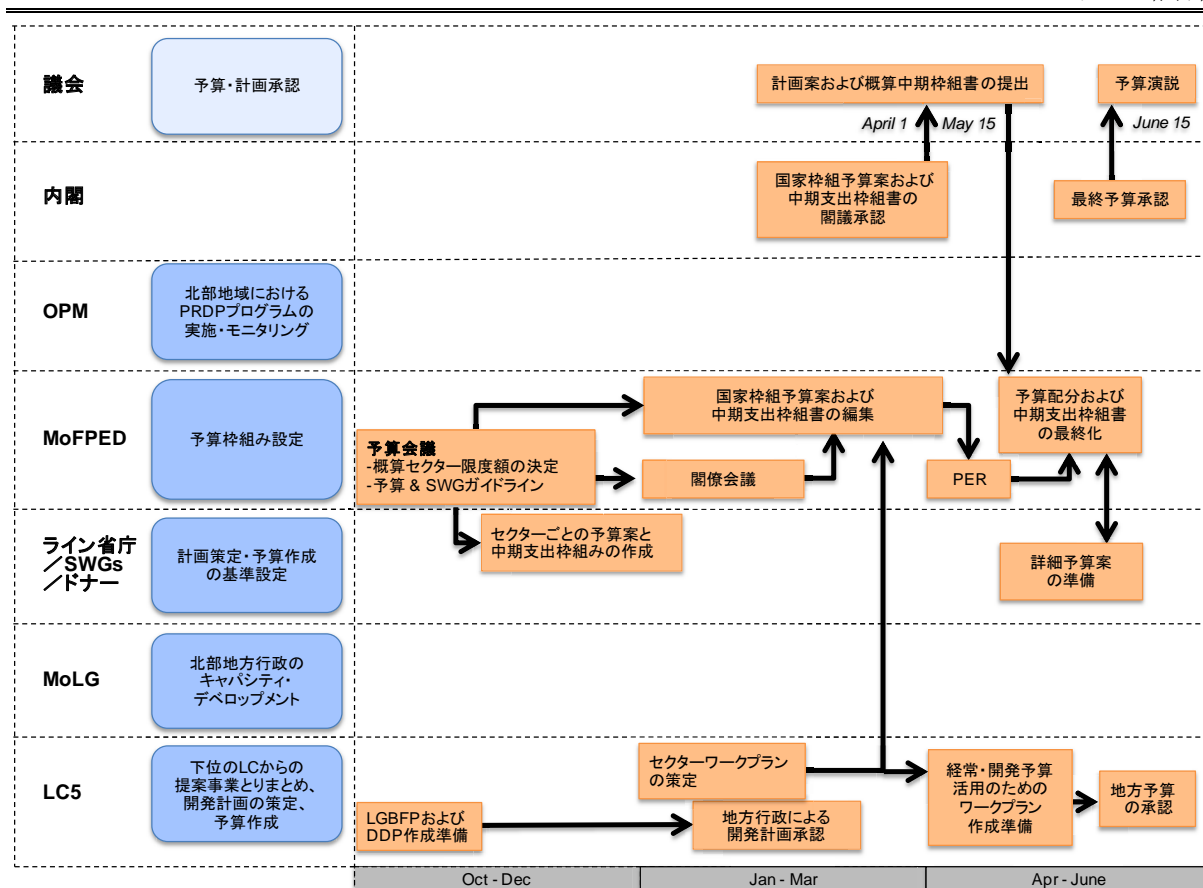


図 3.1.2 開発計画における関係省庁・機関の役割と策定手順

前述の通り、県の開発計画策定に関し、LC5 から LC3 の行政セクターが計画の策定および実施を行うが、その策定に係る指導、調整およびモニタリングは MoLG が行う。それらの活動を補完するために、ウガンダ国家計画局（National Planning Authority: NPA）および MoLG は、地方行政における開発計画策定の大枠と予算取りの手順についてのガイドラインを策定している。以下にその概要を示す。

**(1) 地方行政における開発計画ガイドライン（National Guidelines for development planning in local governments）**

本ガイドラインは、国家開発計画（National Development Plan : NDP）と整合を図ることを目的に、DDP 策定手順を示したもので、計画策定に係る関係者の役割および過去 5 年間の開発計画パフォーマンスレビューを含む計画策定プロセスについて記載されている。下表に、地方行政の各行政レベルごとの DDP 策定に係る関係者とその役割を示す。

表 3.1.1 行政レベルごとの DDP 策定に係る関係者とその役割一覧

行政レベル		関係者	役割
1. 県（LC5）	1-1	District Council	県開発計画に関する協議および承認
	1-2	District Executive Committee	開発計画案のレビューおよびとりまとめ
	1-3	Standing / Sector Committees	セクター別計画および優先順位に関する協議
	1-4	District Chairperson	県開発計画の承認

行政レベル		関係者	役割
	1-5	District Technical Planning Committee (DTPC)	他県との調整、計画策定に係る協議、NDP に沿った開発目標や戦略の設定、現状分析、SWOT 分析
	1-6	Budget Desk	予算配分、年間予算報告書の作成、予算執行のモニタリング
	1-7	Planning Unit	サブカウンティの優先順位付けおよびサブカウンティ開発計画の承認
	1-8	CAO	県開発計画の承認、県テクニカル計画委員会の議長
	1-9	District Planner	県開発計画の調整および取り纏め、県情報システムの管理、ワークプランおよび予算計画策定、サブカウンティ、パリッシュへのフィードバック
	1-10	Civil Society Organizations (CSOs)	県テクニカル計画委員会への参加、情報提供、開発計画への参入
	1-11	Private Sector	予算会議への参加
2. サブカウンティ (LC3)	2-1	Sub-county / Town Council	サブカウンティ開発計画および年間の歳入や支出に係る協議・承認、サブカウンティ内の優先順位付け
	2-2	Sub-county Executive Committee	評議会の承認、ワークプラン実施に係る評価・モニタリング、政府や県評議会との連携担当
	2-3	Sub-county Technical Planning Committee (STPC)	セクタープランおよびサブカウンティ開発計画の調整、個々のプロジェクトの承認、パリッシュレベルのプランニング協議会の開催
	2-4	Invest Committee	優先プロジェクトの計画、間接費の算出、予算内での優先順位付け、モニタリング評価報告書作成
	2-5	The Sector Assistant Secretary / Sub-county Chief / Town Clerk	サブカウンティ開発計画の承認および県への提出、パリッシュへの決定事項の報告、普及スタッフの任命
3. パリッシュ (LC2)	3-1	Parish Council	パリッシュ開発計画に係る協議・承認、パリッシュ内の優先順位付け等の実施
	3-2	Parish Executive Committee	自立支援プロジェクトへの参加および支援、人材や資源のモビライゼーション、技術支援の要請
	3-3	Parish Development Committee	パリッシュ情報の更新、開発ポテンシャルや課題の抽出、パリッシュアクションプランの策定
4. 村 (LC1)	4-1	Village Council	村レベルのプランニング協議会への参加、村の課題・問題への対応およびパリッシュチーフへの報告
	4-2	Village Executive Committee	村情報の収集、住民の徴集、自立支援プロジェクトへの参加、プロジェクトのモニタリング
	4-3	Project Management Committee	プロジェクトサイトの安全確保、プロジェクト参加の呼びかけ、ミーティングの開催

出典: National Guidelines for development planning in local governments を基に調査団作成

また、下表に、DDP 策定手順とその活動内容を示す。

表 3.1.2 DDP 策定手順と成果品一覧

	手順	成果品	時期
1	DDP のパフォーマンスレビューと県の各部署への開発計画に係る情報の浸透	パフォーマンスおよび説明報告書	7~8 月
2	県プロファイリング (現状分析と戦略設定)	県プロファイリングおよびビジョン設定のための現状分析結果	9~11 月
3	NDP における優先順位との整合性検討	NDP との整合性に関するマトリックス	11 月/12 月

	手順	成果品	時期
4	各県における優先的投資の検討	横断的課題を含む優先順位リスト	12月
5	開発ポテンシャル、条件、課題等に対する妥当性	ポテンシャル、条件および課題リスト	-
6	県の目標設定	県の目標設定	-
7	計画期間を越えた開発計画（5年間）	プロジェクトとターゲットの設定	-
8	目的設定	NDP との目的についての適合性	-
9	県の政策	県の政策マトリックス	-
10	県の開発プロジェクトの設定	県のプログラムおよびプロジェクト	1月
11	県の合同プロジェクトの設定	県の合同プロジェクトの設定	-
12	県アクションプログラムの設定	県アクションプラン	-
13	計画期間を越えた予算計画の作成	予算計画	-
14	計画期間を越えた県の年間アクションプランの作成	県の年間アクションプラン	-
15	DDP と BFP の整合性検討	MTEF と整合性のある県の年間アクションプラン	1月～3月
16	DDP の評価と策定	DDP の策定	4月～6月末

出典: National Guidelines for Development Planning in Local Governments を基に調査団作成

## (2) サブカウンティのための参加型計画策定ガイド (Harmonized Participatory Planning Guide for Lower Local Government)

本ガイドラインは、ボトムアップアプローチやセクターワイドアプローチで開発計画を策定するための各行政レベルの役割を記述しており、特に LC5 である上部地方自治体 (Higher Local Government:HLG) および LC3 である下部地方自治体 (Lower Local Government:LLG) の TPC (それぞれ DTPC および STPC) メンバーの利用を想定している。下表に、パリッシュおよび村レベルでの関係者とその役割を示す。

表 3.1.3 開発計画策定のための手順と成果品一覧

	手順	活動内容	成果品	時期
1	Technical Planning Committee (TPC) 活動実績の確認	STPC の活動のレビューとキャパシティ・ギャップの分析	-	7月
2	パリッシュの計画に関する情報共有	前年度のパリッシュの活動実績の報告、社会的弱者を巻き込みながらパリッシュレベル計画会議の開催	-	8月
3	パリッシュレベルの計画策定	STPC メンバーによるパリッシュレベル開発計画支援	パリッシュ計画	9月
4	パリッシュの状況分析	サービスの提供状況、貧困、生計および環境等に関する各パリッシュ現状分析	現状分析結果	10月
5	パリッシュの SWOT 分析	STPC によるパリッシュの SWOT 分析、分析結果を基に、パフォーマンスを向上させるような開発計画策定のための戦略作成	SWOT 分析結果	11月
6	サブカウンティレベルのビジョン・目標設定	SWOT 分析結果に基づき、3年後のビジョンおよび目標設定	ビジョン・開発目標	10月
7	パリッシュの投資優先分野の特定	事業の優先順位付け	事業の優先順位リスト	11月
8	予算会議の開催	パリッシュおよび県での事業実施に係る役割分担議論	-	11月
9	事業案提出	県へのプロジェクト案の提出	-	
10	事業実施細則の作成	事業実施細則の作成	事業プロファイル	1月

	手順	活動内容	成果品	時期
			案	
11	Standing Committee によるプロジェクト案のレビュー	プロジェクト案の検討および確認	事業プロファイル (修正版)	1月および2月
12	開発計画案の策定	STPC による現状分析、ビジョン、目標、目的および実施プロジェクト案等の編集	開発計画案	2月
13	Executive による開発計画案の審査	開発計画案の改良	開発計画案 (修正版)	3月
14	TPC による開発計画案の修正	開発計画案の修正	開発計画案 (修正版)	3月
15	開発計画案に関する議論と承認	サブカウンティチーフによる Sub-county Committee への開発計画案の提出	承認済み開発計画案	3月
16	開発計画案の最終化	開発計画案の最終化	開発計画最終版	4月
17	開発計画の県への提出	県による開発計画最終版の確認	—	4月30日
18	LLG および LLC へのフィードバック	開発計画案の承認について、LC2 および LC1 への報告	—	6月および7月

出典: Harmonized Participatory Planning Guide for Lower Local Government を基に調査団作成

### (3) パリッシュのための参加型計画策定ガイド (Harmonized Participatory Planning Guide for Parishes/Wards)

本ガイドラインは、ボトムアップアプローチで開発計画を策定するためのパリッシュおよび村レベルの役割を記述している。下表に、パリッシュおよび村レベルでの関係者とその役割を示す。

表 3.14 行政レベルごとの関係者とその役割一覧

行政レベル		関係者	役割
1. 村 (LC1)	1-1	Village Council	<ul style="list-style-type: none"> <li>村の計画会議への出席</li> <li>村に関係する問題の特定</li> <li>村に投資された計画の維持管理のための計画実施および予算付け</li> <li>パリッシュレベルの計画実施への参加</li> <li>フィードバック会議への参加</li> </ul>
	1-2	Village Executive Committee	<ul style="list-style-type: none"> <li>村の情報およびデータの収集、分析および保管</li> <li>計画会議実施のための参加者動員</li> <li>村レベルでの計画会議の進行</li> <li>Parish Council への村からの提案書の提出</li> <li>パリッシュレベルの計画実施への参加</li> <li>フィードバック会議への参加</li> </ul>
	1-3	CBO / NGO Representatives	<ul style="list-style-type: none"> <li>計画会議への参加</li> <li>財政および人的支援</li> </ul>
3. パリッシュ (LC2)	2-1	Parish Chief	<ul style="list-style-type: none"> <li>村レベルニーズ調査の計画実施および予算付け</li> <li>承認されたパリッシュ計画の提出および Sub-county Chief への提案</li> <li>Village Councils への情報提供 (フィードバック)</li> </ul>
	2-2	Parish Council	<ul style="list-style-type: none"> <li>計画会議実施のための参加者動員</li> <li>パリッシュの資源を利用したパリッシュにより実施される計画の議論および承認</li> <li>LC3 に提出するためにパリッシュの優先順位に係る議論および決定</li> <li>承認されたプロジェクトと優先順位についてのコミュニティへのフィードバック</li> </ul>
	2-3	Parish Development	<ul style="list-style-type: none"> <li>パリッシュの情報およびデータに関する定期的な収集およびアップデート</li> </ul>

行政レベル	関係者	役割
	Committee	<ul style="list-style-type: none"> <li>パリッシュ開発に係る可能性、機会、課題および優先順位の設定</li> <li>パリッシュ内全村の優先順位の統合</li> <li>パリッシュ内の優先順位付け</li> <li>パリッシュのビジョンおよび戦略の設定</li> <li>パリッシュ内の各村からの提案書の統合</li> <li>パリッシュアクションプランおよび年間活動計画の設定およびレビュー</li> <li>STPCの技術的支援を伴ったパリッシュ提案書の評価</li> <li>パリッシュの資源により実施される優先順位リストの Parish Council への推薦</li> <li>村レベルニーズ会議の進行</li> </ul>
2-4	CBOs / NGOs and Private Sector Organizations	<ul style="list-style-type: none"> <li>計画実施および予算付けへの参加</li> <li>LCの計画実施を促進させる助言</li> <li>LCの計画実施と予算付けのプロセスへの寄与</li> <li>LCとの計画実施および予算付けプロセスの統合</li> </ul>

出典: Harmonized Participatory Planning Guide for Parishes/Wards を基に調査団作成

また、下表に、ボトムアップアプローチによる計画策定手順と成果品を示す。

表 3.1.5 ボトムアップアプローチによる計画策定手順と成果品一覧

	手順	成果品	時期
1	計画事前会議	計画についてのスケジュールの合意	8月
2	村レベルニーズ調査	優先順位リスト	9月上旬
3	パリッシュレベル現状分析	パリッシュの改良されたプロフィール	-
4	サービス提供者分析	サービス提供者の特定と分析	-
5	マッピング	パリッシュ地図	-
6	タイムライン	パリッシュの最近の変化およびそれらの原因に関する文書	-
7	個々のグループの生計分析	各グループの生計に関する文書	-
8	パリッシュのSWOT分析	パリッシュSWOT分析結果	-
9	ビジョンと目標の設定	パリッシュのビジョンおよび目標(3年間)	-
10	目的、戦略およびプロジェクト開発	目的とプロジェクトおよび活動リスト	-
11	パリッシュ会議	パリッシュからの承認	-
12	アクションプランの改良	アクションプラン	-
13	予算付け	パリッシュ計画のための予算	-
14	計画の詳述	パリッシュ開発計画案	9月下旬
15	計画の承認	承認された計画	10月第1週
16	コミュニティへのフィードバック会議	パリッシュ計画についてのコミュニティへの情報提供	10月第2週

出典: Harmonized Participatory Planning Guide for Parishes/Wards を基に調査団作成

### 3.2 アムル県およびヌウォヤ県の問題点

地方行政官が適切な能力を備えていること、また、継続的な行政サービスを提供する環境が整備されていることは、IDPの定住化促進に向けた行政サービスを提供するための要件である。ウガンダ北部地域では、長期に亘る紛争により地方行政機能が他地域に比べ極めて脆弱で、【3.1 ウガンダ国の行政システム概要】で既述したように、適切なDDPを策定および実施するために必要

とされる行政および政治セクター間での連携が十分に機能していないことや、ガイドラインに既述されている開発計画策定に関する手順・主要アクターについての記載が、主要アクターの一員である LC1 レベルまで周知されていないこと等の課題が残されている。

ウガンダ北部地域の地方行政システムの課題に対して、PRDP では、北部地域の地方行政のガバナンス強化のため、「プログラム 6: 地方自治体の強化」を掲げている。また、JICA を始めとする各ドナーは、ウガンダ北部地域の地方行政の能力向上に係る支援を行っている。

しかし、現在でも、ウガンダ北部地域で最も紛争の影響を受けたアムル・ヌウォヤ両県では、行政・政治セクターおよび財政基盤に脆弱な部分を抱えている。以下に、本プロジェクトのモニタリングで判明したコミュニティ開発計画の実施体制についての問題点・課題を示す。

### 3.2.1 コミュニティ開発計画の策定段階

#### (1) Village Consultation（村のニーズ調査）への参加意欲の減少

DDP 策定に際し、LC3 では村のニーズ調査を行っているが、DDP は NDP に準じる必要があることから、ニーズが高く、繰り返し調査結果に挙げられるような村にとって優先順位の高い要望でも、NDP 内では優先順位が低い場合は採用されないこととある。住民は、繰り返し要望を伝えることに疲労感を感じ、村のニーズ調査を実施する会議への参加率が低下している。会議への参加者の減少は、援助機関側の課題も反映している。多くの援助機関が実施するワークショップでは、住民に対して日当等金銭的補助を行っていた。一方で、LC3 が実施する村のニーズ調査では、住民に対し金銭的なインセンティブを提示することはできない。これが農民のニーズ調査への参加意欲を減少させる一因となっている。

#### (2) 村のニーズ調査の実態

LC1 および LC2 で収集された要望リストを元に、LC3 は必要性（住民のニーズ）と緊急性（開発阻害要因）を考慮しプロジェクトを計画する。しかし、現状では、プロジェクトリストは LC2 以下の LC から要望リストとなっており、緊急性やその他地域全体の状況を考慮した計画が行われていない。

#### (3) データ共有と蓄積方法の欠陥

ボトムアップアプローチで収集されたデータは LC3 でまとめられるが、セクターワイドアプローチで収集されたデータは、行政システムの階層区分を越えた各セクターで情報を収集していることから、これらの情報が LC3 に共有されていない場合が多く、ボトムアップアプローチとセクターワイドアプローチが融合した形で計画策定が実施されていない。

アムル県およびヌウォヤ県の行政官からの聞き取りによれば、各セクターで収集された情報は、サブカウンティレベルに 1 度集約し、その後県開発委員会（District Technical Planning Committee: DTPC）に提供される方が理想的であるとコメントしている。

また、LC5 の行政官が、村のニーズや地域情報を参照するためには、LC1 から LC3 で収集された紙媒体の情報を複写し保管しておく必要がある。既存データベースを活用する方法もあるが、



行政官がデータベースを活用し、分析を行うことができるようになるためには時間を要す。以下に、既存データベースを示す。

表 3.2.1 活用可能な既存データベース一覧

データベース	概要
LoGIS (Local Government Information System)	LC5 の活動をモニタリングするためのシステムとして MoLG が 2004 年から導入を試行している。システムが機能可能となれば、インターネット回線を利用して中央省庁と LC5 等地方行政の情報共有が可能となる。
CIS (Community Information Systems)	ウガンダ統計局 (Uganda Bureau of Statistics) に管理され、地形データ、各地域の開発段階および人口データ等各県データを収集・分析するためのシステムである。現時点では、対象県は限定されている。
EMIS (Education Management Information System)	MoES により管理され、教育データの収集・分析するためのシステムである。MoES 職員の他、地方行政の DEO の利用を想定している。
HMIS (Health Management Information System)	MoH により管理され、国、県および Health Unit の情報を収集・分析するためのシステムである。個人の患者に対する照会情報等も含む。

出典: 調査団作成

#### (4) 県開発委員会 (District Technical Planning Committee: DTPC) の機能不全

LC5 は、地方自治法に基づき計画部 (Planning Unit: PU) と各開発セクターの部局長をメンバーとする DTPC を設置し、DDP 策定、事業の実施および評価を行っている。しかし、現状では、LC1 および LC2 で収集された村のニーズを LC3 で取りまとめ、さらに LC5 で、各 LC3 のとりまとめ案を各開発セクターで取りまとめているのみで、データの整理・分析を伴う真の意味での戦略的な開発計画を策定する等の本来 DTPC が行うべき役割を十分に果たしていない。その原因としては、県行政官の分析能力の不足と人員不足による担当業務の集中が考えられる。また、LC5 には、データの分析を担当する分析官の役職が設置されているものの、アムル県においては、当該の役職に人員が配置されていない状況である。

現状では、職務を遂行するために必要な役職と、実際の人員配置にギャップがあるため、地方行政官の多くが 1 つ以上の役職を兼任している状況であり、それぞれの役職で遂行すべき日常業務を実施するのも難しい状況であると推測される。

### 3.2.2 開発計画の実施および運営・維持管理段階

#### (1) 県行政官の人員不足

既述のように、職務遂行に必要な役職と、実際の人員配置にギャップが存在し、地方行政官の多くが役職を兼任している状況であり、遂行すべき日常業務を困難にしている。

#### (2) モニタリング実施能力の不足

既述のように、LC5 における配置職員の不足、LC5 および LC3 の移動手段的不足などの理由により、開発計画実施後のフォローアップを十分に行うことができない状態にある。モニタリングに関する予算は、支出項目制限のない無条件交付金および県での歳入を用いて行われるが、予算が少額であるため、また、PRDP で実施される開発計画の中でも、DDP に計画されていないプログラム/プロジェクトに関しては、中央政府からモニタリング費用が交付されないため、地方政

府のモニタリングに関する財政負担が増えている。

また、実施されているモニタリングでは、開発計画実施中に問題が発生した際（特に、農業セクター）には、パリッシュチーフ、サブカウンティチーフおよび県行政官により問題解決が図られるべきであるが、LC3 レベルでのモニタリング内容についての指導が不徹底のため、何の目的で、どの項目に関し、どのような指標を用いてモニタリングを実施するかどうか等の情報が共有されていない。アムル県およびヌウォヤ県の行政官からの聞き取りによれば、情報共有が十分にされていない事などを考慮し、県行政官のモニタリングおよび評価に関する能力強化が必要であると感じている。

### 3.3 アムル県およびヌウォヤ県への対応策の検討

アムル県およびヌウォヤ県にて、県開発委員会（DTPC）の主要メンバーである DP および CDO と協議した結果確認された問題点や課題に対し、次項以降に対応策を示す。

#### 3.3.1 開発計画策定段階

聞き取り等で明らかとなった問題点や課題に対し想定される対応策を下表に示す。また、各課題に対し、対応すべき実施主体を併記する。

表 3.3.1 課題への対応策

課題	実施主体	対応策
(1) Village Consultation（村のニーズ調査）への参加意欲の減少	サブカウンティチーフ	コミュニティ開発計画の目標年次を設定し、開発の方向性を示すことにより、プロジェクトの優先性を住民に理解させる。
(2) 村のニーズ調査の実態	サブカウンティチーフ	住民からのニーズに応じるばかりでなく、将来の地域の発展方向（ビジョン）を定め、住民に開発シナリオを提示する。これにより、開発の方向性を住民にも理解させることが可能となる。
(3) データ共有と蓄積方法の欠陥	サブカウンティチーフ	各セクターで収集して LC5 に提出する情報を、サブカウンティチーフの元に集約させる。
(4) 県開発委員会（District Technical Planning Committee: DTPC）の機能不全	DTPC（主に DP）	本プロジェクトのマニュアルで提示したプロセスに沿って、コミュニティのニーズと地域特性を考慮する形で開発計画を策定する。これにより、計画目標年次まではモニタリングとその結果を計画にフィードバックするのみとなり、コミュニティの基礎情報、ニーズの収集および整理に要する作業の簡略化につながり、現在の予算と人員の不足による課題を補完することが可能となる。

#### 3.3.2 開発計画の実施、運営・維持管理段階

聞き取り等で明らかとなった問題点や課題に対し想定される対応策を下表に示す。また、各課題に対し、対応すべき実施主体を併記する。

表 3.3.2 各段階における課題と対応策

課題	実施主体	対応策
(1) 県行政官の人員不足	DTPC（主に DP）	毎年実施することを要請されている DDP の策定プロセスを、本プロジェクトのマニュアルにあるプロセスの導入により作業の効率化を図り、予算

(2) モニタリング実施能力の不足	DTPC (主に DP)	と人員の不足に対応する。 LC3 と住民間の相互報告体制を強化させるために、農民セクターについては、農民から LC1 チェアマンへの報告を徹底させる。 PRDP の第 2 フェーズでは、モニタリングに係る経費も支出可能となることが示されているため、これを活用するとともに、そのモニタリング結果を確実にフィードバックすることが必要である。
-------------------	--------------	--

## 第4章 開発計画の策定および実施のためのマニュアルの改訂

### 4.1 ウガンダ国ガイドラインとマニュアルの比較

#### 4.1.1 ウガンダ国のガイドライン

【3.1.3 開発計画策定上の中央省庁の役割】にて概要を記載した3つのガイドラインは、ボトムアップアプローチとセクターワイドアプローチによる開発計画策定の大枠と予算取りの手順を示したものであり、具体的かつ論理的な開発計画策定方法については記載されていない。併せてガイドラインで示されている行政官の配置や活動に必要な予算手当ができていないため、策定された開発計画の現状は、予算要求のためにトップダウンで指示された事業の羅列となっている。また、各地方自治体には開発計画策定に必要な基本情報の蓄積もないことから、地域の開発ビジョンやシナリオの設定が困難であり、地域のニーズに即した開発計画が策定されていないのが現状である。また以下に示したような問題も散見される。

- ① 国家開発計画に沿った開発ビジョンを設定するため、地域毎に優先されるべき方向や分野が不明瞭である。
- ② 最下層のLCであるLC1のプロファイリングが不十分なため、地区の類型化と類型化毎の開発シナリオの設定が困難である。
- ③ 毎年、LC1からの要望調査とその集約作業が必要であり、人員不足、予算不足による負の影響を増大させている。
- ④ 選定された優先事業の事業費積算に係る具体的な資料が不備である。等

これらの問題は本プロジェクトで提案したマニュアルの手順で開発計画を策定することにより、策定作業の簡略化と効率化が図られ、行政官の人員不足とLCの予算不足等の問題を補完することが可能である。

#### 4.1.2 マニュアルのコンセプト

IDPの帰還を促進し、帰還先コミュニティでの住民の定住化を支援し、さらに長期開発ビジョンである「平和で繁栄し自立発展する地域社会の構築」を達成するためには、本プロジェクトの対象地域であるアムル県とヌオヤ県のみならず、アチョリ地域内の他県においても有用な開発計画を策定するとともに、効果的に事業を実施していくことが求められる。本マニュアルは、本プロジェクトで提案した開発計画の策定および実施に関する一連のプロセスと指針を示し、他県への展開に資することも目途に作成し、今次調査のモニタリングの結果から改訂を加えたものである。

本マニュアルは、県、サブカウンティ、パリッシュの計画策定に係る各行政官が、記載された順序に従って作業を進めることにより、地域特性に応じた開発ビジョン、目標値、開発シナリオの設定および優先事業の選定等を含む有用な開発計画を円滑に策定するために必要な一連のプロセスを段階に分けて示した。さらに、用地確保や業者選定、運営維持管理体制の構築など事業実

施において必要な実践的な情報を整理することにより、県行政官が円滑に事業を実施、管理できるように作成した。

なお、アチョリ地域のように紛争終結直後で、IDP の定住がようやく始まった地域は、社会状況の変化が著しく、その変化はそれぞれの県において異なることが考えられる。このため、開発計画策定のプロセスにおいても、詳細な部分についてはその変化に適応させる調整が必要となる。これらの状況を踏まえ、本プロジェクトにおいては、特定コミュニティの開発計画と開発計画策定を支援するためのマニュアルを策定し、他県への展開に基本となるプロトタイプを策定した。このプロトタイプを開発計画策定のアクター中唯一、技術的検討が可能である県開発委員会（DTPC）が活用し、計画策定に当たることが必須である。マニュアルの改訂は各県の DTPC の計画策定能力の向上に伴い検討されるものであり、直ちに改訂を必要とするものではなく、またそれぞれ個別に作成するものでもない。活用しながらその経験や教訓を追記・修正していくべきものである。また、マニュアルは使用状況に応じて繰り返し追記、修正を重ねていくことが必要であり、本マニュアルを使用しながらその経験や教訓を主に DTPC が追記、修正を重ねていくことを提案する。

## 4.2 マニュアルの改訂

### 4.2.1 マニュアルにおける主要項目と実施主体

第2章および第3章において、各 PP とコミュニティ開発計画の各段階における実施体制を検討した。その検討結果を踏まえ、マニュアルの主要項目における実施主体を改訂した。なお、【3.1.3 開発計画策定上の中央省庁の役割とガイドライン】でウガンダ国の3つのガイドラインの概要を既述したが、本マニュアルの改訂においては、ガイドラインとの関連性を明確にするため、用語については、ガイドラインに従うものとする。

以下に改訂したマニュアルの主要項目と実施主体を示す。

表 4.2.1 開発計画の策定と実施に係る実施主体とその役割一覧

主要項目	実施主体	役割
1. マニュアルの改訂	District Technical Planning Committee (DTPC)	本マニュアルを活用しながらその経験と教訓を追記、修正し、改訂を重ねる
2. 開発計画策定		
2.1 現況把握と分析	District Agricultural Officer (DAO), NAADS Coordinator	農民組織ワークショップの準備と実施
	District Water Spuly Officer (DWO), Sub-county Chief, WUC	WUC ワークショップの準備と実施
	District Education Officer (DEO), Sub-county Chief, Headmaster, PTA	PTA ワークショップの準備と実施
	District Health Officer (DHO), Sub-county Chief, LC1 Chairman, HCIII Staff, HCII Staff	VHT ワークショップの準備と実施
2.2 村別地図作成	Natural Resources Offcier (NRO)	元地図の作成
	Sub-county Chief, Parish Chief, LC1 Chairman, Rwot Kweri	村別ワークショップの準備と実施
	Sub-county Chief, Parish Chief, LC1 Chairman, Rwot Kweri	地図のとりまとめ

主要項目	実施主体	役割
2.3 コミュニティの類型化	Sub-county Chief, CDO, NRO	コミュニティの類型化
2.4 開発ビジョン、目標値、開発シナリオ、プロジェクトの設定	District Technical Planning Committee (DTPC)	開発ビジョンの設定
	District Technical Planning Committee (DTPC)	類型別開発目標の設定
	District Technical Planning Committee (DTPC)	開発シナリオ、目標値の設定
	District Technical Planning Committee (DTPC)	プロジェクトの設定
3. 優先プロジェクト設定のためのマニュアル		
3.1 コミュニティのニーズ抽出	CDO, Sub-county Chief, Parich Chief, LC1 Chairman, Rwot Kweri	ニーズ質問票の配布、村別ワークショップの準備と実施
3.2 IDP の帰還・定住の阻害要因の抽出	Parish Executive Committee	ニーズ質問票の配布、村別ワークショップの準備と実施
	Parish Development Committee	パリッシュ情報の更新、開発ポテンシャルや課題の抽出、パリッシュアクションプランの策定
3.3 優先プロジェクトの選定	Sub-county Chief, CDO	サブカウンティで取纏めた情報の共有
	Sub-county Chief, District Technical Planning Committee (DTPC)	プロジェクトの評価と優先プロジェクトの選定
4. 開発計画実施のためのマニュアル		
4.1 用地確保（中規模インフラ）	CDO, Sub-county Chief, Parish Chief, LC1 Chairman	地主への説明と合意形成
	CDO, Sub-county Chief, Parish Chief, LC1 Chairman	周辺住民への説明
	Area Land Committee, LC1 Chairman, RK, Clan Chief, Landowner	用地の登録
4.1 用地確保（井戸）	DWO, LC1 Chairman, RK	ワークショップの準備と実施
	DWO, LC1 Chairman	サイト選定
	DWO, Landowner	地主との合意形成
4.2 組織・組合形成（農民組織）	DAO, NAADS Cordinator	対象地域農民組織調査
	NAADS Cordinator, NAADS Facilitator, LC1 Chairman, RK	ワークショップの開催
	NAADS Facilitator, LC1 Chairman	組織設立、役員選定, NAADS への登録、規約作成
4.2 組織・組合形成（WUC）	DWO, Sub-county Chief, Parish Chief, LC1 Chairman	ワークショップの開催
	Sub-county Chief, LC1 Chairman	WUC 組織化、規約の作成
4.2 組織・組合形成（PTA）	DEO, Sub-county Chief, LC1 Chairman, Headmaster, Teacher	ワークショップの開催
	DEO	組織設立、役員選定、規約作成
4.3 業者選定・施工監理	CAO, DP, DE DWO/DEO/DHO	入札委員会の開催、業者選定
	CAO, DP, DE DWO/DEO/DHO	施工監理

#### 4.2.2 マニュアル改訂版（第2版）

改訂したマニュアル（第2版）を Annex 1 に記載する。

## 第5章 緊急パイロットプロジェクトの瑕疵検査

### 5.1 基本事項

#### 5.1.1 配慮事項

瑕疵検査を実施するに当たっては、下記項目に配慮する。

- ・ 各施設（資機材含）の機能状況の確認
- ・ 資材や設備の耐久性
- ・ 不具合があった場合、瑕疵か利用者側の取り扱いの問題か否かの判断
- ・ 給排水設備および電気設備は、不良工事や不良材料による不具合が最も生じやすく、機能が損なわれやすいため、特に重点的に瑕疵検査を実施する。
- ・ 検査立会は、施設管理担当者を含めるものとする。
- ・ 瑕疵責任期間は工事後 1 年間で各工事の瑕疵期間期限は以下の通り。また瑕疵検査・補修工事は瑕疵期限内に行うことを基本とする。

表 5.1.1 各 LOT の瑕疵期間期限一覧

Project	瑕疵期間期限
LOT1; Amuru multipurpose hall	2011/12/ 9
LOT2; Pabbo public hall	2011/12/16
LOT3; Amuru staff houses	2011/ 9/21
LOT4; Pabbo staff houses	2011/ 9/21
LOT5; Amuru/Pabbo water supply	2011/ 9/21

#### 5.1.2 実施手順

瑕疵検査については、以下に示した手順で実施した。

1. 瑕疵検査（状況確認調査）	業者・発注者・コンサル・施設管理者立会のもと竣工 1 年後施設の瑕疵状況確認を行い、補修対象を決定する。
↓	
2. 瑕疵部補修工事	前手順で瑕疵対象に指定された箇所について業者側の責任で補修工事を実施する。
↓	
3. 瑕疵部補修工事管理	基本的にコンサル側で補修工事の施工管理を行う。
↓	
4. 瑕疵検査（最終確認調査）	基本的に業者・発注者・コンサル・施設管理者立会のもと瑕疵対象部の補修工事最終確認を行う。
↓	
5. 瑕疵検査完了レター発行	業者へ瑕疵検査完了レターを発行するとともに、瑕疵期間まで発注者側で保管している銀行保証（契約金額の 2.5% 相当）を業者へ返却する。

図 5.1.1 実施手順フロー

### 5.1.3 実施日

各 LOT の状況確認調査および最終確認調査の実施日を下表に示す。

表 5.1.2 各 LOT の状況確認調査および最終確認調査実施日一覧

Project	状況確認調査	最終確認調査
LOT1; Amuru multipurpose hall	2011/11/4	2011/12/10
LOT2; Pabbo public hall	2011/11/4	2011/12/9
LOT3; Amuru staff houses	2011/8/3	2011/9/27
LOT4; Pabbo staff houses	2011/8/3	2011/9/27
LOT5; Amuru/Pabbo water supply	2011/8/3	2011/9/27

### 5.1.4 参加者

各 LOT の状況確認調査および最終確認調査に対する関係機関からの参加者を下表に示す。

表 5.1.3 状況確認調査および最終確認調査参加者一覧

Inspector	Lot1	Lot2	Lot3	Lot4	Lot5
JICA: Mr. Yoshiharu Nakamura	1	1	1&2	1&2	1&2
JICA: Mr. Emmanuel Pacoto	1&2	1&2	1&2	1&2	1&2
NTC international: Mr. Shingo Ueno	2	2	-	-	-
NTC international: Mr. Akena Charles	1&2	1	1&2	1&2	1&2
Amuru: Mr. Odera Jimmy (District Assistant Engineer)	-	-	1	1	1
Amuru: Mr. Okwarmoi Ben (District education officer)	1&2	-	-	-	-
Pabbo: Mr. Ochola Charles (Parish chief)	-	1&2	-	1&2	-
Contractor (Coil ltd): Mr. Mgabo Wycliff	1&2	-	-	-	-
Contractor (GQ investment): Mr. Nyeko Sam	-	1&2	-	-	-
Contractor (Ibinonga): Mr. Lakica Patrick	-	-	1&2	-	-
Contractor (Stanhope): Mr. Ocan Micheal	-	-	-	1&2	-
Contractor (Draco): ---	-	-	-	-	-

備考: 1; attended first inspection 2; attended second inspection

## 5.2 瑕疵検査・補修工事結果

各 LOT の瑕疵検査では、数点の補修工事必要箇所が判明したものの、業者により瑕疵期間期限内に補修工事は完了した。

各 LOT の瑕疵検査結果と保証工事の内容については、Annex 2 に記載する。



## 第6章 教訓・提言

### 6.1 緊急パイロットプロジェクトから得られた教訓と提言

緊急パイロットプロジェクト（PP）から得られた教訓および提言について、緊急 PP の各実施段階に沿って以下に示す。

#### 6.1.1 施設計画・設計段階

- ◆ ウガンダ国の地方自治体は、施設の維持管理に要する予算を多く見込めないため、1度施設・設備が故障すると長期間放置される可能性が大きくなる。このため、特に故障を生じやすい給水設備・水洗トイレ・電気設備の導入に際しては、管理者側との利用・維持管理計画に関して事前協議を行う事が重要となる。なお、技術的には、グルの地元業者で補修・維持管理作業を行っていくことは十分可能であり、維持管理に要する費用の継続的な確保が最も大きな課題となる。特にサブカウンティレベルでは電球等消耗品交換の必要性や電気・給水設備の耐久性を理解していないことがあるため、十分な事前協議を要する。これらに対し、本プロジェクトでは、地元業者の連絡先等情報の提供・共有、瑕疵と維持管理による故障の説明を、アムル県およびパボサブカウンティに対して行った。同様の施設の運営・維持管理の指導の際には上記情報共有や説明は必須である。
- ◆ パボサブカウンティ・パブリックホールでは瑕疵検査前、正面玄関扉の破損したガラスが2～3箇月放置されていることが確認された。当該部は瑕疵検査時に補修が行われたが、今後扉・窓ガラスが破損したときは、同様の事態になることが予想されたため、施設の維持管理としてサブカウンティ側にホールの賃貸料を活用して適宜補修を行うように助言した。扉に関しては美観よりも耐久性と強度を優先して全面鋼製とする方が適切である。

以上に関し、本プロジェクトでは、補修対応可能な地元業者の連絡先等情報の提供・共有、瑕疵と維持管理による故障の説明をアムル県およびパボサブカウンティに対して行った。同様の施設の運営・維持管理の指導の際には上記情報共有や説明は必須である。

- ◆ アムル県およびパボサブカウンティで水洗トイレの導入を行ったが、利用者による設備破損や不衛生な施設利用が散見された。県およびサブカウンティに対し施設利用者への啓発活動を依頼したが、アムル県住民が紛争期間長年おかれた状況や農村生活の実情、行政側の施設管理能力を考慮すると、啓発活動の継続が必要である。

以上に関し、同様の施設を計画する場合は、必要となる啓発活動を実施することや、啓発活動を踏まえ、施設を導入後の活動の継続を検討することが求められる。

- ◆ アムル県では紛争後の帰還に伴い土地問題が各所で深刻化しており、他ドナー事例では土地問題に起因して工事がストップしたり、使用困難となったりした施設もみられた。

以上に関し、施設計画段階では行政側だけでなく周辺住民や他ドナー等から広く対象地域に関する情報を入手することが重要となる。

- ◆ パボサブカウンティの給水施設整備では人道支援段階に IDP で建設されその後未使用になっていた既設給水施設のリハビリとして施設整備を行った。

以上に関し、この既設施設を利用したリハビリ手法は建設費の縮減になるだけでなく、アムル県で施設建設を行うときにネックとなる土地問題も回避しやすいことから今後も有効であると考えられる。

- ◆ LOT1 および 2 で屋根材として利用したトタン材（商品名：ECO-TILES）は、瓦形状加工されており美観がオーソドックスでストレートなトタン材と比較してやや良く見受けられる（価格も高い）が、ジョイント部に隙間や変形を生じやすく、雨漏りを誘発しやすい材料であると思われる。特にアムル県では横風を伴う雨が年に何度も発生するため、使用は推奨できない。
- ◆ アムル県では落雷が多く電気系統に故障を生じやすいため、給水ポンプシステム設計では、シンプルなマニュアル運転システムの導入を提言する。

以上に関し、施設設計を行う場合は、供与後の維持管理の容易さを考慮した資機材導入を検討することが必要である。

### 6.1.2 予定価格設定段階

- ◆ ドナーによっては、品質管理やアピール度よりも地域経済貢献や地域雇用を優先し、地域実情に応じたプロジェクトを実施している機関もある。
- ◆ 緊急 PP 実施施工業者聞き取りによれば、LOT1 以外の工事についてはほとんど利益が出なかったとの回答があった。このことが施工時後半から瑕疵検査時に見られた施工業者側のプロジェクトに対する消極姿勢の一因になっていた。

以上に関し、予定価格を設定する場合は、地域の実情と日本側の要求事項との折衝点を明確にし、また施工段階では、自然条件・道路条件・資材調達条件等、多くの不確定要素を含み、予定価格設定時にこの点への配慮が欠けると低価格で品質に配慮を欠いた業者を選択せざるをえない状況に陥りやすいため、予定価格と想定業者レベルを十分検討しつつ設定し、施工段階で問題が顕在化しないように努めることが必要である。

### 6.1.3 業者選定段階

- ◆ ロットを小さくすると、地元の業者や中小業者の参入機会が多くなり、地元への資金還流がより期待できる一方、契約や施工に関するリスクが高くなる。ウガンダ北部において、職員宿舎より大規模な施設建設を安心して任せられる業者は現状では存在しないと思われる。パボ・パブリックホールと同程度の規模ではカンパラの中小業者でも資金不足により多くの問題を生じた。ウガンダ国ではカンパラベースの企業と北部地域の業者では入札工事価格が大きく異なるため、設計価格設定時には、受注業者レベルを想定し、見積価格の最低値ではなく平均値を採用した方が、業者選定時の選択肢が確保される。また、ウガンダにおいて一般的に低い価格で入札してくる業者は問題を抱えているケースがある。

- ◆ 比較的短期間で工事完工が求められるプロジェクトでは、工事遅延を最小限に止める必要がある。資金繰りの悪い業者を避ける事が最も重要ではあるが、中小業者を対象とした工事では完全に回避することは容易でない。多くの場合、業者側の資金調達が支障となり、資材調達遅れ／労働者への不払い等が生じ、結果として、今回の Lot 2 工事のように、工事が大幅に遅延、ストップすることがある。
- ◆ 資金不足による遅延回避の一つの方法として、支払い回数を細分化する案がある。支払いに要する事務手続きの手間が多くなるが、特に中小施工業者を対象に契約する場合には有効であると考えられる。一方、発注者側の支払いに柔軟性を持たせることで、資金問題の解決が可能となることもあるため、工事に資金が注入可能となるよう支払いの細分化や現金直接支払い（資金繰りが悪い会社は銀行等に借金があり、支払い資金が凍結、減額されることがある。）等、発注者側の積極的な協力が必要となる。

以上に関し、入札審査時には、バンクステートメントや会計報告に十分配慮する必要がある（設計価格を低く設定すると、この段階での業者選定選択肢が限られる）。また、一定レベルの業者を選定した場合でも、地方の業者の場合、運営資金不足が生じることがあり、部分払いよりも支払い回数を細分化した毎月の出来高支払いを採用する等、資金不足による工事の遅延を防止する必要がある。

#### 6.1.4 施工監理段階

- ◆ ウガンダ国では現在銀行から建設会社への貸付金利が高く（10%以上）、自己資金が少ない大半の施工業者では施工段階であらゆる手段を用いて利益を上げるための努力が行われる。結果、北部での建設工事では安全性確保や品質確保が軽視されることが日常的に見受けられる。
- ◆ ウガンダ国北部での施工工程管理では、施工能力の他、自然条件・資材調達条件・現場アクセス条件（特に雨期）、クレーム、労働争議等が工程管理上のクリティカル要因になることが多い。

以上に関し、同様の施設の施工監理においては、業者による工事の安全性および品質確保および現場で起こる問題を発生させる多種多様な原因について配慮しながら実施する必要がある。

- ◆ 給水設備工事では、配管工の施工技術問題だけでなく欠陥製品に起因した欠陥が見られた（バルブ・継ぎ手・陶製洗面器等）。ウガンダ国内に流通している給水設備製品の多くは輸入品（多くは中国製）で十分な検定を受けていない製品が市場に流通している。

以上に関し、同様の施設においても、施工後の試験利用とモニタリングは欠かせない監理項目となる。

- ◆ 床モルタル仕上フロアでは、多くの部屋で施工後クラック発生が確認された（他ドナー建設施設でも同様）。一方、建設業者が自主的にクラック防止材（ナイロン繊維）をモルタルに混ぜて利用したフロア（LOT1）ではクラック発生が確認されなかった。

以上に関し、同様の施工管理では多少のモルタル仕上部におけるクラックは避け難いため、

クラック防止材を当初から見込んでおくことが必要である（特に比較的大きいフロア）。また、タイル貼り床面でもクラックは確認されなかったため、タイル貼り床の採用も選択肢の一つとして考慮する必要がある。

### 6.1.5 瑕疵検査段階

- ◆ 本緊急パイロットプロジェクトは無償工事を参考として瑕疵期間を1年に設定した経緯があるが、他ドナーでも建築工事は半年程度に設定している事例が多く、建築工事としては長く確保し過ぎた印象がある。このことが一因となり、施工後発注者側から施工業者側へ欠陥に対する補修工事依頼が行われたが、結局瑕疵検査段階まで施工業者側からの対応が見られなかった（特にLOT2）。

以上に関し、同様の施設建設では、他ドナーの類似工事を参照し、適切な瑕疵期間を設ける必要がある。

- ◆ 本プロジェクトの補修工事はすべてグルの業者により対応が行われた。つまり本プロジェクトレベルの補修工事では、技術的にはグルの技術者で対応が可能であり、今後の維持管理もグルベースで行われることが見込まれる。具体的には、配管工事、塗装工事、鉄筋コンクリート工事、溶接工事および電気工事等で、また補修材料も概ねグルの市場で入手可能である。

以上に関し、同様の施設においても、供用開始後の維持管理は供与先の負担事項となるため、適切な維持管理を行う技術者の情報を供用開始前から入手し、供与先に提供・共有することが必要である。

- ◆ 一般無償のように日本の施工業者が施工を行った場合、瑕疵検査は事前に施工業者側で自主的に行われ、主だった欠陥部は事前に補修が行われるケースが多い。一方、ウガンダ国では施工業者側は発注者側と中長期的な関係性がないことから、各プロジェクト単体の中で最大の利益を上げることが重要となり、施工業者側は瑕疵検査時の指摘事項を必要最小限の支出で対応を行うこととなる。今回LOT3、4および5は業者側のスケジュールで補修工事が実施されたが、初回検査から補修工事完了後の最終検査まで2箇月間を要した。LOT1および2では結果的には1箇月間を要したが、一部調査団側からのテコ入れがなければLOT3、4および5同様に2箇月間を要していたと思われる。瑕疵期間全体を通じて必ずしも日本人技術者を必要としないが、限られた時間内で補修工事を行うにはローカル技術者を活用した瑕疵検査体制を整えることが肝要となる。また、アムル県では施設の鍵管理の問題で補修工事対応が遅れたことも補修期間の延長の原因として上げられる。

### 6.1.6 運営・維持管理段階

既述の通り、同様の施設の運営・維持管理の指導の際には、補修対応可能な地元業者の連絡先等情報の提供・共有、瑕疵と維持管理による故障の説明は必須である。

- ◆ 電気が普及していないアムル県では、携帯電話等電気製品の普及に伴いソーラーパネルの需要が非常に高くなっており、施設整備を行ったパボサブカウンティおよびアムル県庁においても他ドナーによって設置されたソーラーパネルが盗難のターゲットになった。

以上に関し、本プロジェクトではフェンス設置や県側で確保された予算により警備員が雇用されている。同様の施設の計画段階ではフェンス設置の検討や、警備員配置の必要性を施設供与先に十分に説明する必要がある。

- ◆ アムル県多目的ホールは、既述の通りヌウォヤ県分割前に設計と規模設定を行っており、収容可能人数も多いため、施設規模を考えると、アムル県のみで使用するよりも、ヌウォヤ県との共同利用を考慮した計画を考慮することが妥当である。CDOを管理・運営の責任者とする現行のシステムでは県内の利用に限定された対応にならざるを得ない。当該施設は単なる会議スペースではなく、十分な天井高を有し舞台を附帯している等、伝統的、文化的な催しやスポーツや芸能活動の誘致等にも対応可能なアチョリ地域においても他に類のない施設の特徴を有しており、県の主要開発分野である保健、教育、給水、生産・生計等の専門分野が独自もしくは分野横断的に県発展の具体的ツールとして多目的ホールの利用計画を立案すべきと思料する。

以上に関し、同規模の多目的ホール建設においては、県開発計画委員会（DTPC）での議論を経て、多目的ホールの活用を図るべきであり、DTPC委員会の議長を務めるCAOの関与が必要である。また、周辺県や行政サービスの枠組みを超えた積極的な利用を誘致するため、情報の収集と共有を進めることが多目的ホールの有効に活用するための糸口であり、アムル県同様に現行の管理システムの改善が急務である。これらの状況から、CAOの直轄管理による実施体制の構築が必要である。

## 6.2 パイロットプロジェクトから得られた教訓と提言

パイロットプロジェクト（PP）から得られた教訓および提言については、セクターごとに以下に示す。

### 6.2.1 生産・生計セクター

#### (1) 技術訓練校整備パイロットプロジェクト（PP1）

##### 社会的弱者への特別な配慮

ポストコンフリクト国においては、元戦闘兵等の失業が社会不安の1つとして挙げられる状況を鑑みると、元戦闘兵の社会的統合の観点からもEVI、高齢者や元子供兵に対する特別措置は重要である。また、本プロジェクトにおいては、当該事業を通じAタイプの「タウン産業で必要な人材を育成する」ことを目標としており、経済活動から排除されがちな社会的弱者を積極的に活用することにより、社会の融和を促進することが可能であると考えられる。

ただし、本プロジェクトの第1年次では、本PPにおいてサマーコースとしてEVI、高齢者および元子ども兵に対する技術取得コースを実施することが検討されたが、現状では開講の予定はないことが判明した。この背景には、社会的弱者を特別に扱うことによる疎外感の発生を回避す

る配慮があるだけでなく、EVIs 等の特別なニーズを持つ生徒に対し授業を開講する際には、特別に訓練された教師を配置する必要がある、現在アティアック技術訓練校には当該資格を持つ教師はいないため、特別コースの実施は難しいという人材確保の面での課題もあった。このため、社会的弱者への特別な配慮を行う活動を実施する際には、行政機関および専門性のある NGO 等の関係機関を巻き込んで事業設計することが必要である。

## (2) 農産物流通路改善パイロットプロジェクト (PP2)

利用頻度の高い県道を改修したことで、県道に連結するコミュニティ道路の重要度も増加し、PP にてカルバートを設置していないコミュニティ道路についても、年に 1 度、裨益者により草刈り等維持管理が行われるようになった。また、維持管理は TRK あるいはそれより上位の村レベルで、それぞれ Rwot Kweri および LC1 チェアマンにより裨益者の動員が行われるため、コミュニティ道路の改修を検討する場合は、LC1 までの行政区分を参考に対象路線を選定することが、維持管理を考慮する上で必要である。

## (3) 穀物生産性向上パイロットプロジェクト (PP3)

### 牛耕の導入

Obed Ikene 農民グループは、チェリ村の Aringoto TRK に位置し、本プロジェクト実施以前に形成された農民グループである。その農民グループの元チェアマンは、2010 年 11 月頃、本調査団と農民グループとで牛供与に関する文書を取り交わした後、供与された牛 4 頭を自身で囲い込み、投入された種子は Loyal と呼ばれる自らの親類など 2 つの家族の家長にのみ配布し、他の 2 家族をグループから排除するかのような対応をおこなった。最終的に、牛の所有を巡り傷害未遂事件に発展した。この件を受け、サブカウンティより派遣されたチーム (LC1 チェアマン、パリッシュチーフ、LC2 チェアマンおよび Community Based Facilitator) と Obed Ikene のメンバーにより協議を実施し、結果はサブカウンティに報告された。

このグループ選定に当たっては、NAADS コーディネーターを含む LC3 以下の関係者 (村長、パリッシュチーフおよびサブカウンティチーフ) が関与し適切に行われたが、活動開始後に上記グループ内の対立が生じた。これら対立の大半は元チェアマンに起因するが、紛争中に共同活動に対する意識が希薄になったことや、この地域が他地域に比べ、紛争後に他ドナーの支援が少なく、他ドナーにより支援される形での共同活動についても経験が少なかったことが原因として考えられる。

また、本調査団が関係者と協議し設定したモニタリング体制について、農民グループをモニタリングすべきサブカウンティ職員や県牛耕専門家が、遠隔地へのアクセスのための手段および予算の欠如を理由に、その役割を果たすことが出来なかったこともグループを越えたコミュニティ内においても解決が難しい問題に対処することが遅れた要因であると考えられる。

これらのモニタリング結果を鑑み、紛争影響地域で裨益者グループを選定する際、迅速な支援を行うために、共同活動に対して既に一定の社会関係が形成されている農民組織を受け皿とすることが活動の持続性を担保するためには必要である。一方、IDP の帰還に伴うグループダイナミズムを考慮すると、本プロジェクト同様、LC1 やパリッシュチーフ等が立会い、裨益者の選定を

行うことが重要であり、サブカウンティまたは NAADS 職員により、農民組織に関する情報（設立経緯や組織構成員の帰属等）が定期的にアップデートされ、把握されている農民組織からのグループ選定を行うことを提言する。

以上についての概要を下表に示す。

表 6.2.1 プロジェクトレベル分析

不安定要因	対象地域の状況	プロジェクトへの影響	プロジェクトによる正負の影響の可能性	プロジェクトが取りえる対策
開発援助の投入を巡る住民間の対立	<ul style="list-style-type: none"> <li>▪ グループの元チエアマンによる投入財の独占と投入の不平等な分配</li> <li>▪ 対象コミュニティ内の権力構造の偏りと意思決定プロセスの不透明性</li> <li>▪ 裨益住民と下位行政機関の間の問題の仲裁に関する弱い関係性</li> </ul>	パイロットプロジェクトの裨益住民の変更	(-) 不平等な裨益により、住民間の不和を助長する可能性	<ul style="list-style-type: none"> <li>▪ パリッシュ・LC1・2による定期的なモニタリング</li> <li>▪ 社会関係の再構築</li> <li>▪ 問題が発生した際の上位地方政府職員へ報告体制の強化</li> </ul>

### 農具・種子の配布

配布された種子に対する栽培技術だけではなく、その他の農作物に対しても有効な農業技術（条植え等）が農民組織に指導されたことで、配布した種子以外の農作物の収量が上昇した。NAADS 等により種子が配布される場合には、このような他作物にも転用可能かつ農民組織にとって導入が比較的簡便な技術を採用することが、種子配布の効果を促進させる上で重要である。

### 6.2.2 給水セクター

#### (1) 簡易水道環境改善パイロットプロジェクト (PP4)

サブカウンティ職員が WUC の運営に関与することは、WUC と LC3 との連携を図る上で非常に効果がある。例えば、共同水栓の蛇口が故障した時などのサブカウンティへの修理依頼は簡便化され、実際にバボサブカウンティではサブカウンティによる修理費支払いが行われている。

運営・維持管理面で問題となっていたのは、共同水栓の管理である。人が多く集まることでサービス業が栄え、まとまった水利費の支払いが可能となる反面、故意ではないものの、いたずらで共同水栓が壊れてしまう頻度も上がる。そのための方策として、計画策定時に共同水栓の整備と共に水キオスクの建設を組み入れることは、運営・維持管理面での問題を防ぐこととなる。

#### (2) 井戸整備と維持管理体制強化パイロットプロジェクト (PP5)

井戸の維持管理費用は、下表で示したように、各部品で維持管理する頻度は異なるものの、最大で 5 年に 1 度の頻度で修理・交換する必要がある。

表 6.2.2 維持管理項目ごとに必要な費用およびその時期

Item	Frequency	Cost of Maintenance	Quantity	1st Year	2nd Year	3rd Year	4th Year	5th Year	6th Year	7th Year
1 Underground Parts										
1-1 Cylinder Assembly										
1-1-1 Pump Bucket	Every 2 Years	10,000 UGX	1 set							
1-1-2 Rubber Seating (Lower Valve)	Every 3 Years	25,000 UGX	1 pcs.							
1-1-3 Rubber Seating (Upper Valve)	Every 4 Years	35,000 UGX	1 pcs.							
1-1-4 O ring Sealing Rubber	Every 4 Years	5,000 UGX	1 pcs.							
1-1-5 Cylinder Housing	Every 5 Years	120,000 UGX	1 pcs.							
1-2 Rise Pipe										
1-2-1 Leakages at the end of the pipe	Every 2 Years	25,000 UGX	1 pcs.							
1-2-2 Leakages on the pipe by rusting	Every 3 Years	60,000 UGX	4 pcs.							
1-2-3 Broken through over tying	Every Year	25,000 UGX	1 pcs.							
1-2-4 Reduction in the diameter (Friction)	Every 4 Years	50,000 UGX	4 pcs.							
2 Over ground Parts										
2-1 Pump Head Assembly										
2-1-1 Hesagonal Bolt M12 by 20	Every Year	1,000 UGX	1 pcs.							
2-1-2 Hesagonal Bolt M12 by 40	Every 2 Years	1,500 UGX	4 pcs.							
2-1-3 Hesagonal Nut M12 and Washer M12	Every 2 Years	1,000 UGX	4 set							
2-1-4 Breaking of Pump Handle	Every 3 Years	85,000 UGX	1 pcs.							
2-1-5 Bearing on Axles	Every 3 Years	15,000 UGX	1 pair							
2-1-6 Chain Bolts	Every 2 Years	10,000 UGX	1 pcs.							
				26,000 UGS	73,500 UGS	211,000 UGS	163,500 UGS	146,000 UGS	258,500 UGS	26,000 UGS

井戸を適切に維持管理した場合にも、7年程度で資機材の更新を図ることが望ましいことから、7年間で井戸の運営・維持管理における1区切りとすると、維持管理費用およびケアテーカーへの支払金額は下表に示す額が想定される。

表 6.2.3 維持管理費用およびケアテーカーへの支払金額

	7年間	1年間	1箇月間
維持管理費用合計	904,500 UGX	129,215 UGX	10,768 UGX
ケアテーカーへの支払	504,000 UGX	72,000 UGX	6,000 UGX
合計	1,408,500 UGX	201,215 UGX	16,768 UGX

7年間を一つの区切りと考えると、ひと月当たりの支払金額は約10,000UGXとなる。

井戸の整備基準はTRKに1つであり、アムル県内のTRKにおける人口および世帯数の平均がそれぞれ約300人、50～75世帯とすると、月額500UGXの水利費を適切に徴収できた場合、運営・維持管理費用は問題なく充足できることとなる。



しかし、既述の通り、農業を生業とする地域住民は安定的な収入がないため、月額支払いが困難なことが明らかとなった。したがって、農作物の収穫時期と対応した年 2 回で 3,000UGX とする水利費徴収方法が当地の実情に適合する。

さらに、現在徴収した水利費については、毎月の集金後、銀行に預金するように設定しているが、上記に対応させるように銀行預金する時期についても、年 2 回とする。その際、水利費の徴収状況をモニタリングするために、LC1 から LC3 に銀行預金状況についても報告し、また、井戸の状況についても確認し、必要に応じ、ポンプ工による定期点検を行うこととする。

### 6.2.3 教育セクター

#### (1) コミュニティスクール公立化支援パイロットプロジェクト (PP6)

本調査では、「親元から小学校へ通うことが困難である」ことが定住化の阻害要因の一つであるとし、公立小学校へのアクセスが困難な地域に対するコミュニティスクールの建設およびその公立化支援を実施した。コミュニティスクールの設置により、児童が近隣の学校に通うことが可能になったのみならず、学校の運営活動を通じ、村民間の融和が促進された。一方、アムル県の教員数及び県に存在するコミュニティスクールの校数を考慮すると、早急な公立化は必ずしも約束されないと考えられる。

このように、行政からのサービスが遅れがちな農村地域において、コミュニティによる自主的な学校運営が必要となる。しかしながら、帰還が急速に進んだ村においては、地域に蓄積されたノウハウが少ないため、学校運営上の課題の克服が困難であることが多い。よって、行政からの支援を補完する形で、他校へのフィールドビジットや学校の運営や指導方法に関する経験を近隣のコミュニティスクールや公立小学校と共有する等、地域活動を促進する形での運営強化を行うような活動を盛り込むことを提言する。

#### 6.2.4 セクター共通

紛争直後のコミュニティにおいて、共同活動に対する意識の醸成が進んでいない場合は、前述のような農民組合内での問題が生じることがあり、プロジェクト実施の際には、共同活動に対する啓発活動を行うと共に、プロジェクトの受け皿としての組織として、共同活動が導入可能かどうか事前確認する必要がある。

## Annex 1 : 緊急パイロットプロジェクトの現況比較写真

## 緊急パイロットプロジェクトの現況比較写真

### 1.1 LOT1 ; アムル多目的ホール

#### 1.1.1 調査時、竣工時点、1年経過時点の施設全景比較写真

	<p>調査時点 (2010年1月)</p>
	<p>竣工時点 (2010年12月)</p>
	<p>1年後 (2011年12月)</p>

1.1.2 各施設の竣工時及び1年経過後比較写真

竣工時点 (2010年12月)	1年後 (2011年12月)
	
<p>建屋正面</p>	
	
<p>建屋背面</p>	
	
<p>建屋正面斜めより</p>	



竣工時点 (2010年12月)	1年後 (2011年12月)
	
<p>建屋背面斜めより撮影</p>	
	
<p>ホール内全景ステージ向き</p>	
	
<p>ホール内全景正面玄関向き</p>	

竣工時点 (2010年12月)	1年後 (2011年12月)
	
正面玄関内側より	
	
事務所スペース	
	
中2階部	

竣工時点 (2010年12月)	1年後 (2011年12月)
	
カフェテリアスペース	
	
廊下カフェテリア側から	
	
トイレ施設状況	



竣工時点 (2010年12月)	1年後 (2011年12月)
	
ソーラーパネル設置状況	
	
電気室全景 (側面より)	
	
電気室内バッテリー・インバータ設置状況	



竣工時点 (2010年12月)	1年後 (2011年12月)
	
<p>供与機材 PA システム／利用状況</p>	
	
<p>供与機材事務机・椅子 10組／利用状況</p>	
	
<p>供与機材ホール用プラスチック椅子 300個／利用状況</p>	

1.2 LOT 2 パボ・パブリックホール

1.2.1 調査時、竣工時点、1年経過時点の施設全景比較写真

	<p>調査時点 (2009年10月)</p>
	<p>竣工時点 (2010年12月)</p>
	<p>1年後 (2011年12月)</p>

1.2.2 各施設の竣工時及び1年経過後比較写真

竣工時点 (2010年12月)	1年後 (2011年12月)
	
<p>建屋全景正面</p>	
	
<p>建屋全景正面斜めより</p>	
	
<p>建屋全景背面斜めより</p>	



竣工時点 (2010年12月)	1年後 (2011年12月)
	
<p>ホール部全景ステージ向き</p>	
	
<p>ホール部全景玄関向き</p>	
	
<p>事務所スペース (家具搬入後) / 利用状況</p>	

竣工時点 (2010年12月)	1年後 (2011年12月)
	
廊下スペース (玄関側から撮影)	
	
電気室内バッテリー・インバータ設置状況	
	
トイレ施設状況	

竣工時点 (2010年12月)	1年後 (2011年12月)
	
<p>ソーラーパネル設置状況</p>	
	
<p>門番小屋全景</p>	
	
<p>提供機材搬入状況 (事務机椅子・PA システム・折たたみ机)</p>	